

（法令等の違反に対する措置）

第四十二條 農林大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、基金の業務又は会計が、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、基金に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、

（議決の取消）

第四十三條 農林大臣は、總會の招集手続又は議決の方法が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、議決の日から一箇月以内にその議決を取り消すことができる。

（役員の変更命令）

第四十四條 農林大臣は、基金が第四十二條の命令に違反したとき又は基金の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは業務方法書に違反したときは、基金に対し、期間を指定して、その役員の一部又は全部の改選を命ずることができる。

2 農林大臣は、基金が前項の命令に違反したときは、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第八章 補則

第四十六條 組合は、前条の規定によりきよ出すべき金額の

範囲内で定款の定めるところにより決定される額のきよ出金を、省令の定めるところにより、組合員から徴収することができ、

2 前項の規定によるきよ出金の各組合員への配分は、各組合員の農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済について共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される推定共済掛金額の合計額の組合員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、きよ出金のうち省令で定める割合をこえない部分については、各組合員に平等に配分することができる。

3 農業災害補償法第九十條（共済掛金等の相殺の禁止）及び第百八條（共済掛金の滞納処分）並びに前条第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

（特別きよ出金の徴収）

第四十七條 組合が前条第一項の規定による最初のきよ出金の額を決定した後、に組合に加入した者は、省令の定めるところにより、その加入の時までに他の組合員が同項の規定によりきよ出すべきものと定められた金額に相応する額の特別きよ出金を組合に納付しなければならない。

2 組合は、前項の規定により納付された特別きよ出金を遅

（連合会のきよ出金の徴収）

第四十五條 連合会は、その基金に対する出資金の額の範囲内で、定款で会員別に定める金額のきよ出金を、定款の定めるところにより、当該会員から徴収することができる。

2 前項の規定によるきよ出金の各会員への配分は、各会員の農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に省令の定めるところにより算出される推定総共済金額に、それぞれ昭和二十七年事業年度に適用すべき基準共済掛金率（家畜共済にあつては、共済掛金標準率）を乗じて得た金額を会員ごとに合計した額の会員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、きよ出金の一部は、各会員に平等に配分することができる。

3 農業災害補償法第九十條（共済掛金等の相殺の禁止）の規定は、第一項の規定によるきよ出金の徴収に準用する。

4 連合会は、前三項の規定によるきよ出をさせたときは、その詳細を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

（組合のきよ出金の徴収）

滞なく連合会に納付しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

第四十八條 連合会は、前条第二項の規定により納付された特別きよ出金をきよ出金払いもどし準備金として積み立てなければならない。

2 きよ出金払いもどし準備金は、次条第三項の規定による交付金に充てる場合及び省令で定める場合を除いては、取りくずしてはならない。

（きよ出金の払いもどし等）

第四十九條 組合員が脱退したときは、組合は、当該事業年度の終においてその組合員が納付したきよ出金又は特別きよ出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

2 組合は、前項の規定による払いもどしに充てるため必要な額の資金を交付すべきことを連合会に請求することができる。

3 連合会は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る額の資金を当該組合に交付しなければならない。

4 連合会は、前項の規定により資金を交付する場合におい

て、きよ出金払いもどし準備金をこれに充ててなお不足するときは、基金に対しその不足する額の資金を交付すべきことを請求することができる。

5 基金は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る資金を当該連合会に交付しなければならない。
（基金の解散及び清算）

第五十條 基金の解散及び清算については、別に法律で定め

第九章 罰則

第五十一條 基金又は受託者の役員又は職員が第四十一條第一項の規定に違反して報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十二條 左の場合には、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

- 一 第三十四條第一項の規定による認可又は第三十七條の規定による承認を受けなかつたとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 第二十六條第一項若しくは第二十七條第一項の規定に

- 違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六條第二項若しくは第二十七條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。
 - 四 第二十八條で準用する民法第六十條の規定に違反したとき。
 - 五 基金の業務の範囲外の業務を行ったとき。
 - 六 第三十八條又は第三十九條第一項の規定に違反したとき。
 - 七 第四十條の規定に違反したとき。
- 第五十三條 左の場合には、組合又は連合会の役員を三万円以下の過料に処する。
- 一 第四十五條第四項（第四十六條第三項又は第四十七條第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
 - 二 第四十七條第二項の規定に違反したとき。
 - 三 第四十八條の規定に違反したとき。
- 第五十四條 第三條の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「リ 削除」を「リ 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）」に改める。

3 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ三 農業共済基金ノ発スル証書、帳簿

4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「農業共済組合及び同連合会」の下に、「農業共済基金」を加える。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「食糧営団」の下に「農業共済基金」を、「食糧管理法」の下に「農業共済基金法」を加える。

6 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「農業共済組合及び同連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

道路交通取締法の一部を改正する法律（二〇三二）

- 7 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第二百九十六條中「農業共済組合連合会」の下に「農業共済基金」を、第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会」の下に「農業共済基金」を加える。
- 8 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。
- 別表乙号中「八 削除」を「八 農業共済基金及農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）第三十五條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受け農業共済基金ノ業務ヲ行フ金融機関」に改める。

道路交通取締法の一部を改正

する法律（昭和二十七年六月二十日）
（法律 第二百三十三号）

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二條第五項を次のように改める。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌条又は架

線によらないで運転する諸車であつて、原動機付自転車以外のものをいう。

第二条第五項の次に次の一項を加える。

原動機付自転車とは、道路において、命令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、軌条又は架線によらないで運転する諸車をいう。

第二条第六項を次のように改める。

軌道車とは、道路において、軌条又は架線により運転する車をいい、無軌条電車とは、架線のみにより運転する軌道車をいう。

第五条第一項中「当該警察官若しくは警察吏員の」の下に「手信号若しくは」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

第九條の二 原動機付自転車は、公安委員会の運転許可を受けた者でなければ、これを運転してはならない。但し、前条第一項の規定による運転免許を受けた者は、この限りでない。

前項の規定による運転許可は、公安委員会に運転許可を申請した者に対し、運転許可証を交付して、これを行う。原動機付自転車の運転者は、運転中、運転許可証又は運

より特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、常に交差点の中心の直近の内側を徐行して回らなければならない。

第十五条中「車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第十六条第一項第四号中「自動車以外の車馬」を「原動機付自転車」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 自動車及び原動機付自転車以外の車馬

第十六条第三項中「先順位の自動車」を「先順位の車馬」に改める。

第十七条第二項中「車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第十八条第二項を次のように改める。

車馬又は軌道車は、公安委員会が交差点の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、常に一時停車しなければならない。

第十九条第三項中「第十四条第一項及び第二項」を「第十四条第一項乃至第三項」に改める。

第二十一条第一項を次のように改める。

停車若しくは駐車の意義若しくは方法又は停車若しくは駐車を禁止する場所について必要な事項は、命令でこれを定める。

道路交通取締法の一部を改正する法律（二〇三）

転免許証を携帯していなければならない。

前条第四項乃至第八項の規定は、原動機付自転車の運転許可に關してこれを準用する。この場合において、同条第四項中「運転免許証」とあるのは「運転許可証」と、同条第五項乃至第八項中「運転免許」とあるのは「運転許可」と読み替えるものとする。

第十条第一項中「自動車」を「諸車」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十條の二 公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路、区域又は時間を限り、法令に定められた軌道車の最高速度の範囲内で、最高速度の制限を定めることができる。

第十一条中「道路を通行する車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第十三条中「道路における車馬」の下に「又は軌道車」を加え、「追従又は追越」を「追従若しくは追越」に改める。

第十四条第一項中「車馬」の下に「又は無軌条電車」を加え、同条第二項中「自動車」の下に「又は無軌条電車」を加え、同項の次に次の一項を加える。

自動車又は無軌条電車は、公安委員会が交差点の状況に

第二十一条第二項中「駐車の間」の下に「方法」を加える。

第二十二条第一項中「車馬の操縦者は、」を「車馬又は無軌条電車の操縦者は、」に改め、「又は後方の車馬」の下に「若しくは無軌条電車」を加える。

第二十三条第二項中「諸車」の下に「又は軌道車」を加える。

第二十四条第二項中「当該車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第二十六条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

第二十六条の二第一項中「第九条」の下に「又は第九条の二」を加え、「都道府県公安委員会から運転免許証」の下に「若しくは運転許可証」を加え、「運転免許証交付手数料又は」を「運転免許証交付手数料、」に改め、「運転免許証再交付手数料」の下に「、運転許可証交付手数料又は運転許可証再交付手数料」を加え、「国庫」を「当該都道府県」に改める。

第二十六条の三中「第九条」の下に「又は第九条の二」を加え、「特別区公安委員会から運転免許証」の下に「若しくは運転許可証」を加え、「運転免許証交付手数料若しくは」を「運転免許証交付手数料、」に改め、「運転免許証再交付手数料」

の下に「運転許可証交付手数料若しくは運転許可証再交付手数料」を加える。

第二十六條の三の次に次の一条を加える。

第二十六條の四 第九條及び第九條の二の規定により、都道府県公安委員会の行う運転免許及び運転許可に関する事務に要する経費は、当該都道府県の負担とする。

第二十八條中「懲役又は五千円以下の罰金」を「懲役、五千円以下の罰金又は科料」に改める。

第二十九條第一号中「第九條第三項若しくは第七項」の下に「(第九條の二第四項において準用する場合を含む。)、第九條の二第三項」を加え、同条第二号中「第十四條第一項乃至第三項」を「第十四條第一項乃至第四項」に改める。
第三十條中「第九條第八項」の下に「(第九條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

- この法律は、公布の日から起算して六月をこえない期間内において、政令で定める日から施行する。
- この法律施行の際もつばら道路交通取締法第九條の規定に基く都道府県公安委員会の運転免許に関する必要な事務の用に供せられていた国有の財産(国有財産法(昭和二十

三年法律第七十三号)第二條第一項各号に掲げる財産をい
う。)及び物品で、当該都道府県公安委員会が道路交通取締
法第九條に規定する運転免許又は改正後の同法第九條の二
に規定する運転許可に関する事務を行うために必要なもの
は、国が無償で当該都道府県に譲渡するものとする。但
し、土地は譲渡しないものとし、当該都道府県は、無償で
これを使用することができるものとする。この場合におい
て、都道府県が取得する財産に伴う負債があるときは、そ
の処分については、相互の協議により、これを定めるもの
とし、本項の規定の適用について争があるときは、国家地
方警察本部長官又は都道府県知事の申立に基き、内閣総理
大臣がこれを決定する。

道路交通事業抵当法

(昭和二十七年六月二十日
法律第二百四号)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路運送事業及び通運事業に関する信
用の増進により、これらの事業の健全な発達を図ることを

目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「事業単位」とは、道路運送法(昭和二十
六年法律第八十三号)による一般自動車運送事業若し
くは自動車道事業又は通運事業法(昭和二十四年法律第二
百四十一号)による通運事業(同法第四條第三項の規定に
より荷主の指定のある免許に係るものを除く。)に係る業務
が独立して運営され、且つ、適当な事業規模を有すると運
輸大臣(自動車道事業に係るものにあつては、運輸大臣及
び建設大臣)(以下「主務大臣」という。)が認定したものを
いい、「事業者」とは、これらの事業を営む者をいう。

(財団の設定)

第三條 事業者は、抵当権の目的とするため、一又は二以上
の事業単位につき、道路交通事業財団(以下「事業財団」
という。)を設定することができる。

(財団の組成)

第四條 事業財団は、左に掲げるもので、同一の事業者に属
し、且つ、当該事業単位に関するものをもって組成する。

- 土地及び工作物
- 自動車及びその附属品

道路交通事業抵当法(二〇四)

- 地上権、賃貸人の承諾があるときは物の賃借権及び第一
号に掲げる土地のために存する地役権
- 機械及び器具
- 軽車両、はしけ、牛馬その他の運搬具

(財団設定の制限)

第五條 自動車運送事業及び通運事業にあつては、前条第一
号に掲げる不動産及び事業用自動車、自動車道事業にあつ
ては、一般自動車道の敷地が存しないときは、事業者は、
事業財団を設定することができない。

(所有権保存の登記)

第六條 事業財団の設定は、道路交通事業財団登記簿に所有
権保存の登記をすることによつて行ふ。
2 前項の登記をしたときは、第四條に規定するものは、当
然事業財団に属する。但し、他人の権利の目的であるもの
又は差押、仮差押若しくは仮処分目的であるものは、こ
の限りでない。

3 第四條に規定するもので、事業財団の設定後新たに当該
事業単位に属したものは、当然事業財団に属する。この場
合においては、前項但書の規定を準用する。

第七條 事業単位に属する土地、建物又は道路運送車両法

(昭和二十六年法律第八十五号)による自動車で軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものであつて、未登記又は未登録のものがあるときは、事業財団の所有権保存の登記を申請する前に、登記又は登録を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の土地、建物又は自動車、事業財団の設定後新たに当該事業単位に属した場合における第十条の道路交通事業財団目録の記載の変更の登記の申請に準用する。

(事業財団の性質)

第八條 事業財団は、一箇の不動産とみなす。

(事業財団を目的とする権利)

第九條 事業財団は、所有権及び抵当権以外の権利の目的とすることができない。

(管轄登記所)

第十條 事業財団の登記に関する事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はこれらの支局若しくは出張所が、管轄登記所としてつかさどる。

2 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第八條第二項の規定は、不動産が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は数個の不動産が数個の登記所の管轄区域内にある

の規定により業務の範囲を限定して行つた免許に係る事業単位にあつては、その業務の範囲

六 道路運送法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあつては、その期間

(道路交通事業財団目録)

第十三條 事業財団につき所有権保存の登記を申請する場合においては、不動産登記法第三十五條第一項に掲げる書面の外、道路交通事業財団目録を提出しなければならない。

(免許の取消及び失効)

第十四條 免許の取消又は事業単位に属する路線若しくは事業区域の全部について免許の失効があつたときは、主務大臣は、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 前項の場合には、抵当権者は、その権利を実行することができる。

3 前項の規定により抵当権を実行しようとするときは、抵当権者は、第一項の通知を受けた日から六箇月以内に、その手続をしなければならない。

4 免許は、第一項の取消又は失効の日から、前項の期間が終了し又は抵当権の実行が終了する日までは、抵当権の実

道路交通事業抵当法(二〇四)

場合について準用する。

(主務大臣に対する通知)

第十一條 左の場合においては、登記所は、直ちにその旨を主務大臣に通知しなければならない。

一 事業財団について第一順位の抵当権の設定を登記したとき。

二 事業財団について道路交通事業財団登記簿の用紙を閉鎖したとき。

(登記の申請)

第十二條 登記の申請書には、不動産登記法第三十六條第三号から第八号までに掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業単位に係る事業についての道路運送法第三條第二項各号の事業、自動車運送事業又は通運事業の別

二 路線を定める自動車運送事業又は自動車道事業の事業単位にあつては、その路線

三 事業区域を定める自動車運送事業の事業単位にあつては、その事業区域

四 通運事業の事業単位にあつては、その取扱駅

五 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第三項

行の目的の範囲内において、なお、存続するものとみなす。

5 事業財団の競落代金の全部の支払があつたときは、前項の規定により存続するものとみなされた免許についての取消又は失効(期間を限定して行つた免許についての当該期間の満了による失効を除く。)は、なかつたものとみなす。

第十五條 事業財団に対する抵当権の実行のための競売手続又は事業財団に対する強制競売手続の開始決定の時以後において、事業財団に関する免許の取消又は失効があつたときは、免許は、事業財団の競落代金の全部の支払があるまでは、競売の目的の範囲内において、なお、存続するものとみなす。

2 事業財団の競落代金の全部の支払があつたときは、その競売手続の開始決定の時以後における免許の取消又は失効(期間を限定して行つた免許についての当該期間の満了による失効を除く。)は、なかつたものとみなす。

(事業財団の差押等の管轄)

第十六條 事業財団の差押、仮差押又は仮処分は、事業財団に属する不動産の所在地の地方裁判所の管轄とする。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二十四條の規定は、事業財団に属する不動産が数個の地方裁判所の

管轄区域にまたがり、又は事業財団に属する数個の不動産が数個の地方裁判所の管轄区域内にある場合について準用する。

(競落代金の支払の通知)

第十七條 裁判所は、事業財団の競落代金の全部の支払があつたときは、直ちにその旨を主務大臣に通知しなければならない。

(免許に基く権利義務の承継)

第十八條 前条の競落代金の支払があつたときは、競落人は、その時において免許に基く権利義務を承継する。但し、競落人が道路運送法第六條第二項各号、同法第四十九條第二項各号又は通運事業法第六條第二項各号の一に該当する者であるときは、主務大臣は、当該免許を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の免許に基く権利義務を承継した者に対し、事業を休止することができる期間を指定することができる。

(準用規定)

第十九條 事業財団については、工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第八條第二項及び第三項、第十條、第十

他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二十二條 前条の罪は、告訴を待つて論ずる。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二箇月を経過した日とする。

2 道路運送法(昭和二十六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條に次の但書を加える。

但し、旧法附則第五條の規定のうち、旧自動車交通事業法(昭和六年法律第五十二号)第四十五條に関する部分については、この限りでない。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條ノ四中「自動車交通事業財団登記簿」を「自動車交通事業財団登記簿、道路交通事業財団登記簿」に改める。

4 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(二〇五)

三條第二項、第十五條、第十六條第一項(民法第三百八十八條及び第三百八十九條の準用に關する部分に限る。)及び第三項、第十七條ノ二から第二十條まで、第二十二條第二項及び第三項、第二十三條から第四十四條ノ三まで並びに第四十六條から第四十八條までの規定を準用する。この場合において、「工場財団登記簿」とあるのは「道路交通事業財団登記簿」と、「工場財団目録」とあるのは「道路交通事業財団目録」と、第十七條ノ二及び第十七條ノ三中「工場」とあるのは「不動産」と、その他の規定中「工場」とあるのは「事業単位」と読み替えるものとする。

(職権の委任)

第二十條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部は、政令で定めるところにより、陸運局長に委任することができる。

(罰則)

第二十一條 事業者が、讓渡又は質入の目的をもつて、この法律の規定により抵当権の目的となつてゐる事業財団に属する動産を第三者に引き渡したときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その
第四條第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一ノ二 道路交通事業抵当

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律

(昭和二十七年六月二十日法律第二百五号)

(恩給法の特例に関する件の一部改正)

第一條 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條及第八條 削除

第九條中「前八條」を「第一條乃至第六條」に改める。

(恩給法の特例に関する件の効力)

第二條 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

(恩給法特例審議会)

第三條 恩給法の特例に関する件第一條に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に關する重要事項を調査審議

させるため、総理府の附属機関として恩給法特例審議会を置く。

2 前項の恩給法特例審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失っている者については、なお従前の例による。
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査することを
------------	---

緊要物資輸入基金特別会計法(昭和二十六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国で生産された物資で政府において緊急に取得することを必要とするもの」を「外国で生産された左の各号の一に該当する物資で政府において取得することを緊要とするもの(以下「緊要物資」という。)」に改め、同条に次の二号を加える。

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十七年六月二十一日) 法律 第二百六号

恩給法特例審議会	恩給法の特例に関する件(措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)の規定に基き軍人軍属又はその遺族たる者に恩給に関する事項を調査審議すること。
恩給審査会	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。

に改める。

一 国際条約、国際協定その他国際的な取極に基いて日本国に割り当てられた物資

二 外国政府において輸出を統制している物資その他国際的に供給の不足している物資で、政府において取得しなれば輸入することが困難なもの又は政府において取得することを有利とするもの

第四条第一項中「政府において特殊需要に應ずるため緊急に取得することを必要とする外国で生産された物資」を「緊要物資」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

ユネスコ活動に関する法律

(昭和二十七年六月二十一日) 法律 第二百七号

目次

前文

- 第一章 ユネスコ活動(第一条―第四条)
- 第二章 日本ユネスコ国内委員会(第五条―第十九条)
- ユネスコ活動に関する法律(二〇七)

附則

日本国民は、国際連合教育科学文化機関が世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつつあることの意義を高く評価し、この機関に加盟することによつて得た日本の国際的地位にかんがみ、政府及び国民の活動によりその事業に積極的に協力することを決意し、教育、科学及び文化を通じて、国際連合憲章、国際連合教育科学文化機関憲章及び世界人権宣言の精神の実現を図るため、ここにこの法律を制定する。

第一章 ユネスコ活動

(ユネスコ活動の目標)

第一条 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年条約第四号。以下「ユネスコ憲章」という。)の定めるところに従い、国際連合の精神に則つて、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

(定義)

第二条 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の目的を实

現するために行う活動をいう。

(国外諸機関との協力)

第三條 わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に関係のある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関係のある団体等と協力しつつ展開されなければならない。

(国及び地方公共団体の活動)

第四條 国又は地方公共団体は、第一条の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする。

2 国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があると認める場合には、その助成のため、政令で定めるところにより、その事業に対し援助を与えることができる。

3 国又は地方公共団体の機関が前二項の事項を実施するに当つては、第五条の日本ユネスコ国内委員会と緊密に連絡して行わなければならない。

第二章 日本ユネスコ国内委員会

の増進に関する事項

七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項

八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び予算の編成についての基本方針に関する事項その他ユネスコ活動に関し必要な事項

2 前項の規定による国内委員会に対する関係大臣の諮問及び国内委員会の関係大臣に対する建議は、関係大臣が文部大臣以外の者であるときは、文部大臣を通じて行うものとする。

3 国内委員会は、わが国におけるユネスコ活動の基本方針を策定するものとする。

4 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、国内のユネスコ活動に関係のある機関及び団体等並びに第三条の機関及び団体等と必要な連絡を保ち、及び情報の交換を行う。

5 国内委員会は、ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成を行う。

6 国内委員会は、集会の開催、出版物の頒布その他ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する普及のために必要な事項を行うことができる。

ユネスコ活動に関する法律(二〇七)

(設置)

第五條 ユネスコ憲章第七条の規定の趣旨に従い、わが国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)を設置する。

2 国内委員会は、文部省の機関とする。
(所掌事務の範囲及び権限)

第六條 国内委員会は、関係大臣の諮問に應じて左の各号に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係大臣に建議する。

一 ユネスコ総会における政府代表及びユネスコに対する常駐の政府代表の選考に関する事項

二 ユネスコ総会に対する議案の提出その他ユネスコ総会における議事に関する事項

三 ユネスコ総会以外のユネスコに関係のある国際会議への参加に関する事項

四 ユネスコに関係のある条約その他の国際約束の締結に関する事項

五 国の行うユネスコ活動の実施計画に関する事項

六 ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する国民の理解

7 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、地方公共団体、民間団体又は個人に対して必要な助言を与え、及びこれに協力することができる。

(外務大臣との関係)

第七條 国内委員会は、その対外事務を処理するに当り、その事務が国の対外施策に関連する場合には、外務大臣と緊密に連絡して行うものとする。

2 外務大臣は、国内委員会の対外事務の処理について、国内委員会に対し必要な便宜を与え、これに協力するものとする。

(構成)

第八條 国内委員会は、六十人以内の委員で組織する。

(委員の任命)

第九條 委員は、左の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を文部大臣が任命する。この場合において、文部大臣は、第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三条の選考小委員会の選考を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。

一 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表

する者

- 二 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者 十八人
 - 三 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者 十二人
 - 四 学識経験者 七人
 - 五 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 四人
 - 六 参議院議員のうちから参議院の指名した者 三人
 - 七 政府の職員 四人
- 2 委員の選考の基準について必要な事項は、政令で定める。

(委員の任期等)

第十條 委員(衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く。以下本条第二項及び第十一條第一項において同じ。)の任期は、三年とする。但し、補缺の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、特別職とする。

(委員の解任)

第十一條 文部大臣は、委員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを解任することができる。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合
 - 二 禁こ以上の刑に処せられた場合
 - 三 心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行爲があると文部大臣が認めした場合
- 2 前項第三号の場合における解任については、文部大臣は、あらかじめ内閣の承認を経なければならない。

(会長及び副会長)

第十二條 国内委員会に会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選に基づき、文部大臣が任命する。

3 会長は、会務を総理し、国内委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が缺けたときは、会長があらかじめ指名したいずれかの一人が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(小委員会)

第十三條 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選考小委員会及び専門小委員会を置く。

2 運営小委員会は、会務の運営に関する事項を審議する。選考小委員会は、国内委員会が文部大臣に対して委員の

候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。

4 専門小委員会は、各専門の事項ごとに置き、それぞれ専門の事項を調査審議する。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門小委員会に、委員以外の者を調査委員として置くことができる。

6 前四項に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(委員等の手当及び旅費)

第十四條 委員及び調査委員は、別に定める手当及び旅費を受ける。

(会議)

第十五條 国内委員会の会議は、年二回会長が招集する。但し、会長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

第十六條 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

ユネスコ活動に関する法律(二〇七)

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができる。

(議決権の委任)

第十七條 国内委員会は、第十九條の運営規則で定めるところにより、運営小委員会の議決又は運営小委員会と他の小委員会の合同の議決をもつて国内委員会の議決とすることができる。

(事務局)

第十八條 国内委員会の事務を処理させるため、国内委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務総長、次長その他所要の職員を置く。

3 事務総長は、会長の一般的監督の下に、事務局の事務を総理する。

4 事務総長は、国内委員会の会議に出席し、及び会務に関し必要な助言をすることができる。

5 事務総長は、委員を兼ねることを妨げない。

6 事務局職員の任免は、文部大臣が行う。但し、事務総長の任免については、あらかじめ会長の意見を聞かなければならない。

7 事務局の内部組織は、文部省令で定める。

(運営規則)

第十九條 会長は、国内委員会の議決を経て、国内委員会の会議及び小委員会の運営に関し、必要な運営規則を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(最初の委員の推薦)

2 この法律により初めて任命される国内委員会の委員について行ふ推薦は、第九條第一項の規定にかかわらず、内閣の承認を経て文部大臣が任命する二十五人以内の国内委員会第一回委員推薦委員が合議して行ふ。

3 前項の推薦に関し必要な事項は、政令で定める。

(最初の委員の任期)

4 この法律により初めて任命される国内委員会の委員(衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く。)の任期は、第十條第一項の規定にかかわらず、十六人については四年、十六人については三年、これら以外の者については

は二年とする。

5 前項の規定による委員の任期は政令で定めるところにより、くじで定める。

(第一回の会議の招集)

6 国内委員会の第一回の会議は、第十五條の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

(文部省設置法の一部改正)

7 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「国立教育研究所」を「日本ユネスコ国内委員会国立教育研究所」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

(日本ユネスコ国内委員会)

第十五條之二

日本ユネスコ国内委員会は、わが国において国際連合教育科学文化機関の目的を実現するために行ふ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関とする。

2 日本ユネスコ国内委員会の組織及び所掌事務については、ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の定めるところによる。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律(昭和二十七年六月二十三日法律第二百八号)

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二條」を「第四十二條之二」に改める。

第二十九條の見出しを「(仮釈放の審理の開始)」に改め、

同条第三項を削り、第三十條を次のように改める。

(仮釈放の審理)

第三十條 前條の審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査して、行ふものとする。

2 仮出獄又は仮退院につき前條の審理を行ふ委員は、みずから本人に面接しなければならない。但し、本人が重病又は重傷である場合その他中央委員会の規則で定める場合であつて、仮出獄又は仮退院を許すことを相当と認めるときは、この限りでない。

3 委員は、審理のため必要があるときは、本人の收容されている施設の長又はその他の職員の意見を聞き、及びこれ

(国家公務員法の一部改正)

8 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

9 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

び委員

(教育委員会法の一部改正)

10 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十九條中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 ヌネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)に規定するユネスコ活動に関すること。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律(二〇八)

らの者に面接の立会その他の協力を求めることができる。
第四十一条の見出しを「(呼出、引致)」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条に次の六項を加える。

- 2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察に付されている者を引致させることができる。
 - 一 保護観察に付されている者が第三十四条第二項の規定により居住すべき住居に居住しないとき。
 - 二 保護観察に付されている者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる充分な理由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に応ぜず、又は応じない虞があるとき。
- 3 前項の引致状は、本人の居住すべき住居の地を管轄する地方裁判所、簡易裁判所又は家庭裁判所の裁判官が、地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によつて発する。
- 4 第二項の引致状は、判事補が一人で発することができる。
- 5 第二項の引致状による引致は、保護観察官に行わせるものとする。但し、保護観察官に行わせることが困難であるときは、警察官又は警察吏員に行わせることができる。
- 6 第二項の引致状及び引致については、引致の性質に反し

ない限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項及び第二項の規定を準用する。

- 7 第二項の引致状により引致された者は、引致された時から二十四時間内に釈放しなければならない。但し、その時間内に第四十五条第一項の決定がなされたときは、この限りでない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(関係人の調査、質問)

第四十一条の二 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察のため必要と認めるときは、保護観察官又は保護司をして、関係人について、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 保護観察官又は保護司が前項の規定により調査質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 第三章第二節中第四十二条の次に次の一条を加える。
(保護観察の停止)

第四十二条の二 地方少年委員会及び地方成人委員会は、仮出獄中の者が第三十四条第二項の規定により居住すべき住

居に居住しないため、保護観察を行うことができなくなつたときは、決定をもつて、保護観察を停止することができる。

第四十四条第三項中「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)」を「刑事訴訟法」に改める。

第四十五条を次のように改める。

(留置)

第四十五条 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十一条第二項の引致状により引致された者につき、第四十三条の申請又は仮出獄の取消するために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることができる。

- 2 前項の決定があつたときは、引致状により引致された者は、引致後十日以内、監獄若しくは少年保護鑑別所又はその他の適当な施設に留置することができる。但し、その期間中であつても、留置の必要がないときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

3 仮退院中の者につき前項の期間内に第四十三条の申請がなされたときは、同項本文の規定にかかわらず、その申請につき裁判所から決定の通知があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は通じて二十日を越えることができない。

- 2 前項の決定により保護観察を停止されている者につき、その所在が判明したときは、その所在の地を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会は、直ちに、決定をもつて、その停止を解かなければならない。
- 3 第一項の決定により保護観察を停止されている者が第四十一条第二項の引致状により引致されたときは、停止を解く決定があつたものとみなす。
- 4 刑期は、第一項の決定によつてその進行を停止し、保護観察の停止を解く決定の時からその進行を始める。
- 5 地方少年委員会及び地方成人委員会は、仮出獄中の者が保護観察の停止中に遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由として、仮出獄の取消をすることができない。
- 6 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第一項の決定をした後、保護観察の停止の理由がなかつたことが明らかとなつたときは、直ちに、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。
- 7 前項の規定により、第一項の決定が取り消されたとき

- 4 仮出獄中の者が第二項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、仮出獄が取り消された場合においても、刑期に算入する。
 - 5 第一項の決定は、急速を要するときは、地方少年委員会又は地方成人委員会の一人の委員ですることができる。
- 第五十五條の次に次の一条を加える。
(決定の告知)

第五十五條之二

- 中央委員会、地方少年委員会又は地方成人委員会の決定は、本人に告知することによつて、その効力を生ずる。
- 2 前項の告知は、決定を本人に言渡し、又は決定書の謄本若しくは抄本を相当と認める方法で本人に送付して、行うものとする。
- 3 本人が在監者又は在院者である場合において、決定書の謄本又は抄本を監獄又は少年院の長に送付したときは、本人に対する送付があつたものとみなす。
- 4 決定書の謄本又は抄本を、第三十四條第二項の規定により本人が居住すべき場所に宛てて、書留郵便に付して発送した場合においては、その発送の日から五日を経過した日に本人に対する送付があつたものとみなす。

第五十六條中「前條」を「第五十五條」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に、この法律による改正前の第四十五條第一項の規定により仮出獄を停止され、又は改正前の同條第二項の規定による引致状により引致された者については、この法律の施行後も、なお改正前の同條の規定による。
- 3 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第一條第三項中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)第四十五條の引致状」を「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)第四十一條の引致状」に改める。
- 4 この法律による改正前の第四十五條の引致状による抑留及び留置は、刑事補償法の適用については、改正後の第四十一條の引致状による抑留及び留置とみなす。
- 5 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。
第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條ま

での規定」を「第三十九條、第四十條及び第四十一條の二の規定」に改める。

公共土木施設災害復旧事業費
国庫負担法の一部を改正する
法律

(昭和二十七年六月二十五日)
法律 第二百九十九号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

- 第三條中「第四條」を「第四條及び第六條第一項」に改める。
- 第四條第二項中「負担すべきものを含み」を「負担すべきものを含むものとする。」に改め、「第二條第三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかかった施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる金額(以下超過事業費という。)を含まないものとする。」を削る。

第四條第四項を削る。

第六條第一項第一号を次のように改める。

- 一 一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市(以下「指定市」という。)(都道府県又は指定市が加入し

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律(二〇九)

第八條第二項中「(超過事業費に相当する部分を除く。)」を削る。

- 第九條第二項を次のように改める。
- 2 主務大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村に対して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の権限を行わせることができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以降発生した災害に関し適用する。
- 2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四條の改正規定は、同法第三條各号に掲げる施設について地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。)又はその機関が施行する災害復旧事業であつて昭和二十六年中又は昭和二十五年以前に発生した災害に因

るものうち、主務大臣による事業費の決定があつて国の負担金の全部又は一部の交付を昭和二十七年三月三十一日現在において受けていなかったものについて、適用し、又は準用する。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律

(昭和二十七年六月二十五日)
法律 第二百一十号

(目的)

第一條 この法律は、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下「積立金」という。)を確實で有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめることを目的とする。

(積立金の管理及び運用)

第二條 積立金は、郵政大臣が管理し、及び運用する。

(運用の範囲)

第三條 積立金は、左に掲げるものに運用する。

- 一 保険契約者又は年金契約者、年金受取人若しくは年金継続受取人に対する貸付
- 二 地方債
- 三 地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付

2 積立金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による運用をするまで大蔵省資金運用部に預託することができる。

(資金運用部資金運用審議会への運用計画の諮問等)

第四條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ資金運用部資金運用審議会(以下「審議会」という。)の議に付さなければならぬ。その計画を変更しようとするときもまた同様とする。

2 郵政大臣は、前項に定めるものの外、積立金の運用に關する重要事項について、審議会の意見をきくことができる。

3 審議会は、積立金の運用に關し、郵政大臣に隨時意見を述べることができる。

(報告書の提出)

第五條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しな

金特別会計の積立金」を、「大蔵大臣」の下に「若しくは郵政大臣」を加える。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

(昭和二十七年六月二十五日)
法律 第二百一十一号

第一條 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「七十倍」を「百十倍」に改める。

第三條中「百二十円」を「百八十円」に、「三百六十円」を「五百四十円」に、「六百元」を「九百四十円」に、「四百八十円」を「七百五十円」に、「二十四円」を「三十二円」に改める。

第四條第一項中「十五円」を「二十五円」に、「五円」を「八円」に、「十二円」を「二十円」に、同條第二項中、「二十円」を「三十円」に、「三十円」を「四十五円」に、「四十五円」を「六十五円」に、「六十円」を「九十円」に、「百円」を「百五十円」に「百五十円」を「二百二十円」に改める。

- 2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及び運用資産の異動に關する重要な事項を記載するとともに、当該年度末現在の簡易生命保険及郵便年金特別会計の貸借対照表を添附しなければならない。
- (積立金の出納執行命令権の委任)
- 第六條 郵政大臣は、積立金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。但し、昭和二十八年度における積立金の運用に關しては、この法律の施行前でも第四條第一項の規定により必要な計画を定め、及び審議会の議に付することができる。
- 2 昭和二十八年三月三十一日現在の積立金でこの法律の施行の際資金運用部に預託されているもののこの法律の規定による運用については、その範囲を政令で定める。
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表の資金運用部資金運用審議会の項中「資金運用部資金」の下に「若しくは簡易生命保険及郵便年

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(二一〇)
訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律(二一一)

に、「二百円」を「三百円」に、同条第三項中「四十円」を「六十円」に、「八十円」を「百二十円」に、「百三十円」を「二百円」に、「二百円」を「三百円」に、「四百円」を「六百円」に、「六百円」を「九百円」に、「百円」を「百五十円」に、同条第四項中「六十円」を「九十円」に、「百四十円」を「二百十円」に、「二十四円」を「三十二円」に、「六百円」を「九百四十円」に、「四百八十円」を「七百五十円」に、同条第五項中「八十五倍」を「百三十倍」に改める。

第二條 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。附則に次の二項を加える。

9 第七項の規定により改定された恩給及び昭和二十六年一月一日から同年九月三十日まで給与事由の生じた執行吏の恩給については、同年十月分以降、その年額を九万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

10 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附則

第三條 この法律において「漁船乗組員給与保険」(以下「給与保険」という。)とは、乗組員が抑留された場合に、その抑留期間中事業主が当該乗組員に対して支払うべき給与の全部又は一部に代えて保険金を支給するために行う保険をいう。

2 この法律において「乗組員」とは、事業主に雇傭されて、漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。)に乗り組む者をいう。

3 この法律において「給与」とは、賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、雇傭関係に基き、事業主が乗組員に支払うすべてのものをいう。但し、賞与その他これに準ずるもので省令で定めるものについてはこの限りでない。

4 この法律において「抑留」とは、乗組員が自己の意思に反して日本の領土外に連行留置されることをいう。

第二章 漁船乗組員給与保険事業
(保険者)

第四條 漁船保険組合(以下「組合」という。)は、総会又は総代会(以下「総会」という。)の議決を経て、この法律の定めるところにより、その区域内に住所又は事業所を

漁船乗組員給与保険法(二二二)

1 この法律中第二条の規定は、公布の日から、その他の規定は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2 第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

漁船乗組員給与保険法

(昭和二十七年六月二十五日法律第二百十二号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、当分の間、保険の方法によつて、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もつて、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。

(漁船乗組員給与保険)

第二條 漁船乗組員給与保険は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の規定による漁船保険組合が行う漁船乗組員給与保険事業及び政府が行う再保険事業により行う。

(定義)

有する事業主につき、漁船乗組員給与保険事業(以下「給与保険事業」という。)を行うことができる。

2 組合は、前項の規定により給与保険事業を行おうとするときは、総会の議決を経て、省令の定めるところにより、定款にその旨を記載し、且つ、給与保険事業に関する約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

(保険加入)

第五條 事業主は、給与保険に加入しようとするときは、左に掲げる事項その他省令で定める事項を記載した申込書を組合に提出しなければならない。

一 契約金額(当該契約に係る乗組員の全員が抑留された場合に支払うべき一箇月分の保険金の額をいう。以下同じ。)

二 漁船名並びにその乗組員の氏名及び職名

三 契約金額に基き組合が支払うべき一箇月分の保険金の各乗組員についての内訳(以下「内訳保険金額」という。)

四 保険金受取人の氏名又は名称及び住所

五 各乗組員の給与月額

2 前項の規定による給与保険加入の申込は、漁船ごとに、当該乗組員の全員についてしなければならない。

(契約金額)

第六條 契約金額は、各乗組員の給与月額合計額をこえ、又はその百分の六十を下るものであつてはならない。

2 契約金額は、保険契約が成立した後においては、変更することができない。

(内訳保険金額)

第七條 内訳保険金額は、各乗組員の給与月額合計額で契約金額を除して得た数を、各乗組員の給与月額に乗じて算出する。

(給与月額)

第八條 給与月額は、事業主が当該乗組員に対し、雇傭契約に基き抑留期間中において支払うべき一箇月分の給与の額とする。

2 事業主は、給与月額を定める場合には、当該乗組員の同意を得なければならない。

(保険金受取人)

第九條 事業主は、第五条第一項第四号の保険金受取人を定める場合は、各乗組員の指定に従つてしなければならない。

(保険引受拒否の制限)

保険契約の内容につき変更があつたときも同様とする。

(保険期間)

第十四條 給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができ。

(保険契約の内容の変更)

第十五條 事業主は、給与保険契約が成立した後において、乗組員の異動等により第五条第一項の申込書に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。

この場合において、契約金額が乗組員の給与月額合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかわらず、契約金額を乗組員の給与月額合計額の百分の六十を下らないように増額しなければならない。

2 前項後段の場合においては、事業主は、省令の定めるところにより、当該増額分に対する保険料を支払わなければならない。

第十條 組合は、事業主から給与保険契約の申込があつたときは、これに対して、正当な事由がなければ給与保険の引受を拒むことができない。

(保険加入の申出及び保険加入の義務)

第十一條 乗組員は、漁船ごとに、当該漁船の乗組員の総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、その事業主に対し、給与保険に加入すべき旨の申出をすることができ。

2 前項の申出があつたときは、事業主は、正当な事由がある場合の外、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。

(保険契約の成立)

第十二條 給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。

2 組合の給与保険契約に基く保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。

(乗組員への通知義務)

第十三條 給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。

3 組合が第一項の通知を受領したとき(同項後段の場合にあつては前項の規定による保険料の支払があつたとき)は、その時において給与保険契約は当該事項につき変更があつたものとみなす。

(事業主の通知義務)

第十六條 事業主は、乗組員が抑留されたときは、約款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。当該乗組員につき抑留が終つたときも、同様とする。

(組合の支払責任)

第十七條 組合は、乗組員が抑留された場合には、当該乗組員が抑留された日の属する月から当該乗組員につき抑留が終つた日の属する月まで、当該乗組員に係る保険金を支払う。

2 前項の規定の適用については、乗組員が、たい捕された時に、抑留が始まつたものとし、抑留を解かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとす。

(保険契約の失効)

第十八條 給与保険契約は、当該契約に係る乗組員につき、

前条の規定により組合が保険金を支払うべき最初の抑留があつたとき(同一航海において数回の抑留があつた場合はその最後の抑留があつたとき)は、保険金の支払に関する事項を除き、その効力を失う。

(保険金の支払)

第十九條 第十七條第一項に規定する保険金の支払は、事業主に対する支払に代えて、第五条第一項の規定により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従い、その月分を省令の定めるところにより、保険金受取人に直接支払わなければならない。但し、抑留された日の属する月及び抑留の終つた日に属する月に支払うべき保険金の額は、当該内訳保険金額をそれぞれの月における抑留日数に応じて日割計算して得た額とする。

2 組合は、前項の規定により保険金を支払つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(組合の免責事由)

第二十條 組合は、乗組員についての抑留が、国際法規、法令又は法令に基づく命令に違反して航行し又は操業したために生じたときは、保険金支払の責を免かれることができる。

準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立)

第二十五條 組合は、給与保険の会計における不足金の補てんに備えるため、毎事業年度、給与保険の会計において生じた剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

(約款の変更)

第二十六條 組合は、総会の議決を経て、約款を変更することができる。

2 約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(事業の廃止)

第二十七條 組合が給与保険事業を廃止しようとするときは、総会においてその旨を議決し、且つ、定款の変更を行わなければならない。

(保険金の還付)

第二十一條 組合は、事業主が、第十六条の規定による通知をしなかつたため又は虚偽の通知をしたために誤つて保険金を支払つた場合には、当該事業主に、当該誤払に係る保険金の額に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の場合における誤払に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給与を当該組合員に支払つたものとする。

(重複保険の禁止)

第二十二條 事業主は、乗組員につき、重ねて給与保険に加入することができない。

(組合の経理)

第二十三條 組合の給与保険に関する会計は、他の会計と区分して経理しなければならない。但し、附加保険料及び事務費についてはこの限りでない。

2 給与保険の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(支払備金等の積立)

第二十四條 組合は、毎事業年度の終において存する給与保険につき、省令の定めるところにより、支払備金及び責任

2 組合が給与保険事業を廃止したときは、当該事業の廃止に係る定款変更の認可があつたときに、給与保険契約は、その効力を失う。

3 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を払いもどさなければならない。

4 組合が給与保険事業を廃止したときは、理事は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(解散の効果)

第二十八條 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、給与保険契約は、その効力を失う。

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

(剰余金の納付)

第二十九條 組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険特別会計に納付しなければならない。

(事務費の補助)

第三十條 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度、組合の給与保険事業につき、その事務費の一部を補助することができる。

（漁船損害補償法の準用）

第三十一條 組合の給与保険については、漁船損害補償法第十二条（非課税）、第三十七条（保険証券の交付及び記載事項）、第四十条（相殺できない場合）及び第四十一条（保険金額の削減）並びに「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十二条から第六百四十五条まで及び第六百六十三条（損害保険の総則）の規定を準用する。この場合において、漁船損害補償法第十二条中「漁船損害補償」とあるのは「漁船乗組員」とあるのは「漁船乗組員給与保険」と、第三十七条及び第四十条中「組合員」とあるのは「事業主」と、第四十一条中「定款」とあるのは「約款」と読み替えるものとする。

第三章 政府の再保険事業

（再保険者）

第三十二條 政府は、組合が給与保険事業によつて事業主を負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険金の前渡等）

第三十三條 政府は、組合が保険金の支払をしようとする場合において、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該保険責任に係る再保険金を当該組合に前

と、「定款」とあるのは「約款」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（給与との関係）

第三十六條 事業主は、第十七条の規定により組合が保険金を支払うべき抑留があつた場合において、当該乗組員に対する給与の全部又は一部を支払つて、その支払つた金額の範囲内において当該保険金に係る保険金受取人となることができる。この場合においては、第十五条第一項前段の規定を準用する。

第三十七條 組合が第十九条第一項の規定により保険金を支払つたときは、事業主は、その保険金の額に相当する金額につき、当該乗組員に対する給与支払の責を免れる。

（所得税等との関係）

第三十八條 組合が第十九条第一項の規定により支払つた保険金（第三十六条の規定により事業主に支払つた保険金を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定の適用については、当該乗組員の受ける給与とみなす。

2 船員保険に係る保険料その他法令に基いて給与から控除することができるものについては、省令の定めるところにより、第十九条第一項の規定により支払う保険金から控除

渡することができる。

2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保険特別会計に基金を設けることができる。

（再保険料の払もどし）

第三十四條 政府は、組合が第二十七条第三項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保険料の払もどしをしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を払いもどさなければならぬ。

（漁船損害補償法の準用）

第三十五條 政府の再保険については、漁船損害補償法第一百五十六条から第一百七十七条まで、第一百九条から第二百一十一条（第二号を除く。）まで（政府の再保険事業）及び第四百三条（再保険事業に関する事務費の繰入）並びに商法第六百四十三条及び第六百六十三条（損害保険の総則）の規定を準用する。この場合において、第一百五十六条及び第一百九条中「その組合員」とあるのは「事業主」と、第二百一十条中「保険事故が発生したと認めるとき」とあるのは「漁船乗組員給与保険法第十六条の規定による通知を受けたとき」と、第二百一十一条中「てん補した」とあるのは「支払つた」と読み替えるものとする。

することができる。

（保険料の転嫁禁止）

第三十九條 事業主は、給与保険に係る保険料を乗組員に負担させてはならない。

（委任事項）

第四十條 この法律の実施のための手続その他その執行に必要事項は、省令で定める。

第五章 罰則

第四十一條 左の場合には、事業主を一万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第二項の規定に違反したとき。
 - 二 第十五条第一項の規定に違反したとき。
 - 三 第十六条の規定に違反したとき。
 - 四 第二十二条の規定に違反したとき。
 - 五 第三十九条の規定に違反したとき。
- 第四十二條 組合の役員が、第二十四条又は第二十五条の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（二二三）
たばこ専売法の一部を改正する法律（二二四）

- この法律の規定の適用に関しては、漁船損害補償法施行法（昭和二十七年法律第二十九号）第二条第一項の漁船保険組合は、漁船損害補償法の規定による組合とみなす。
- 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
 - 第二条第四号中「漁船損害補償」の下に「及び漁船乗組員給与保険」を加える。
 - 第四条第六号の二中「漁船保険」の下に「並びに漁船乗組員給与保険」を加える。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二十七年六月二十七日）
法律第二百十三号

外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「対外支払手段」の下に「外貨証券」を加える。
- 第八条第一項中「金銀地金」を「金地金」に改め、「統制

第二十六條第二項中「第十九條第一項」を「第十九條第一項本文」に改める。

第七十條中「第十九條第五項」の下に「及び第七項」を加え、「及び第五十條」を「並びに第五十條」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

公益事業令の一部を改正する法律

（昭和二十七年六月二十七日）
法律第二百十五号

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定によりなおその効力を有する配電統制令（昭和十六年勅令第八百三十二号）第三十四條の規定の適用については、同条第一項中「其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間第二條第二項又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ヲ為シタル者ニ対シ」とあるのは「第二條第二項又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル

公益事業令の一部を改正する法律（二二五）

地方税法の一部を改正する法律（二二六）

額」の下に「とし、銀地金については大蔵大臣の指定する額」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

たばこ専売法の一部を改正する法律

（昭和二十七年六月二十七日）
法律第二百十四号

たばこ専売法（昭和二十四年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項に次の但書を加える。

但し、公社は、葉たばこの品質を向上し、又は收穫量目を確保するため必要があると認めるときは、大蔵省令の定めるところにより、耕作者が葉たばこを納付する前に、収納代金の一部を支払うことができる。

- 耕作者は、第一項但書の規定により収納代金の一部を支払を受けた場合において、その支払を受けた金額が耕作者が納付した葉たばこの収納代金の額をこえるときは、その差額に相当する金額を公社に返納しなければならない。

出資又ハ譲渡ヲ爲シタル地方公共団体ニ対スル其ノ出資又ハ譲渡ニ係ル電気供給事業設備又ハ事業ノ復元ニ関スル立法措置ガ爲サレルマデノ期間当該地方公共団体ニ対シ」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律

（昭和二十七年六月二十八日）
法律第二百十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

地方税法目次中「第六節 漁業権税（第二百九條―第二百三十五條）」を「第六節 削除」に、「第八節 広告税（第五百八十五條―第六百十八條）」を「第八節 削除」に、「第十節 接客人税（第六百四十八條―第六百六十八條）」を「第十節 削除」に、「及び昭和二十六年度」を「、昭和二十六年年度及び昭和二十七年年度」に改める。

第四条第二項第六号を次のように改める。

六 削除

第五条第二項第八号を次のように改める。

八 削除

同条同項第十号を次のように改める。

十 削除

第三十一条の二第五項中「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に、「昭和二十七年三月一日」を「昭和二十八年三月一日」に改め、同条第八項中「(その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日)」を「(その日が昭和二十八年三月三十一日以前であるときは、同年三月三十一日)」に改める。

第三十一条の三第一項第一号中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に改める。

第六十三条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第七十条中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に改める。

第七十一条の見出し中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に改め、同条第一項中「昭和二十七年一

月一日」を「昭和二十八年一月一日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に改め、同条第三項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和二十六年度」を「昭和二十七年度」に改める。

第七十二条第一項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に、「昭和二十七年度」を「昭和二十八年度」に改め、同条第二項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に、「昭和二十七年五月三十一日まで」を「昭和二十八年五月三十一日まで」に改め、同条第三項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に改め、同条第四項中「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に、「昭和二十七年三月十日」を「昭和二十八年三月十日」に改める。

第七十三条の見出し中「昭和二十七年度分」を「昭和二十八年度分」に改め、同条第一項中「昭和二十七年度分」を「昭和二十八年度分」に、「昭和二十六年度分」を「昭和二十七

年度分」に改める。

第七十四条第一項中「昭和二十七年度分」を「昭和二十八年度分」に、「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。

第七十四条の二第一項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に、「昭和二十七年度」を「昭和二十八年度」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に、「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改める。

第七十六条に次の一項を加える。

3 まあじやん場、たまつき場その他の施設で地方財政委員
会規則で定めるものについては、道府県は、当該施設の床
面積、利用物件の数量、従業員数等を標準とし、当該道府
県の条例の定めるところによつて、当該施設の経営者を利
用者とみなして、これに入場税を課することができる。

第七十七条中「入場税の税率は、百分の百」を「入場税の
税率は、入場料金又は利用料金を課税標準とするものにあつ
ては百分の五十」に改め、「純音楽」の下に「純オペラ、純
舞踊、雅楽、文楽若しくは能楽」を、「会場」の下に「若しく
は文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定

により助成の措置を講じられた無形文化財を公開する会場」
を加え、「又は学生、生徒若しくは当該競技をすることを業
としないう者が行う運動競技の観覧のため競技場へ入場する
者」を「運動競技(競馬、競輪その他射的、的な行為を伴う
ものを含むものとする。)の観覧のため競輪場へ入場する
者又は学生若しくは生徒で地方財政委員会規則で定める運動
競技の施設を利用する者」に、「百分の四十」を「百分の二
十」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第三項の規定によつて入場税を課する場合における
入場税の税率は、当該入場税の税額が入場料金又は利用料
金を課税標準として入場税を課する場合における納入金の
金額と著しく均衡を失しないように定めなければならない。
い。

第七十八条中「第十条の社会教育関係団体」を「第十条の
社会教育関係団体若しくは第二十一条の公民館」に、「社会
教育関係団体が行う社会教育」を「社会教育関係団体若しく
は公民館が行う社会教育」に改め、同条に次の一項を加える
2 前項の規定の適用については、その催物の主催者のうち
政令で定めるものが主催する催しの場合にあつては、当該
催しに参加することを業とする者が参加する場合であつて

も、また、前項と同様とする。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(入場税の課税免除の条件違反の場合の課税)

第七十八條の二 道府県は、前条の規定によつて入場税の免除を受けた催しの主催者が、同条に規定する入場税免除に關する条件に違反した場合においては、当該道府県の条例で定めるところによつて、当該主催者に対し、免除を受けた入場税相当額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定による納付があつた場合においては、当該主催者が特別徴収義務者として徴収し、納入すべき当該入場税に係る納入があつたものとみなす。

第八十四条第一項中「第七十六条第一項に規定する公務又は業務に因り入場する場合、同条第二項に規定する場合及び当該道府県の条例で定める場合」を「左の各号に掲げる場合で当該道府県の条例で定める場合」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 第七十六条第一項に規定する公務又は業務に因り入場する場合
- 二 第七十六条第二項及び第三項に規定する場合
- 三 指定席券のみによつて第一種又は第二種の場所へ入場

させる場合

同条第二項中「用紙」の下に「(以下本条中「用紙」という。)」を加え、同条第三項を第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 道府県は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、主催者等がその時までに入場しななければならぬ納入金の全額を納入し、且つ、その時までに入場して用紙又は入場券若しくは利用券の数を確かめた上でなければ、これを交付することができない。

4 道府県は、第八十八条第一項の規定によつて入場税を予納しなければならぬ主催者等に用紙を交付する場合においては、主催者等が入場税を予納するまでこれを交付しないことができる。

第八十五条第一項第二号中「第三項」を「第五項」に改める。
第八十六条但書中「第二項」を「第三項又は第三項」に改める。
第八十四条第一項、第三百三十六條第一項、第六百六十九條第一項及び第二百二條第一項中「第二十一条」を「第二十一条ノ三」に改める。

第九百十四條に次の二項を加える。

2 前条第一項の場所において飲食する場合において、飲食

物の全部又は一部がその飲食する者の持込に係るものであるときは、当該場所における当該飲食物につきその対価として通常支払うべき料金を同条同項の料金とみなして、これに対し、当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができる。

3 宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所において前条第一項に規定する遊興又は飲食に類する遊興又は飲食をする場合において、当該遊興又は飲食について料金の定めがないときは、その場所を同条同項の場所と、当該場所の経営者(管理者その他何らの名義をもつてするを問はずの経営者とみなすべきものを含む。)を同条同項の行為者と、当該場所における当該行為に要した経費を同条同項の料金とみなして、これに対し、当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができる。

2 道府県は、もつぱらめん類、茶菓その他これに類するものを提供する場所又は大衆食堂で地方財政委員会規則で定めるものにおける飲食で、一人一回の料金が百円以下であり、且つ、一品の価格が五十円以下のものみに係るものに対しは、遊興飲食税を課することができない。

地方税法の一部を改正する法律(二一六)

3 道府県は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の規定により登録を受けたホテル又は旅館における外客の飲食及び宿泊で地方財政委員会規則で定めるものに対しては、遊興飲食税を課することができない。
第九百十五條中「百分の四十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の十」に改める。
第九百十八條に次の一項を加える。

2 第九百十四條第三項の規定によつて遊興飲食税を徴収する場合その他特別の必要がある場合においては、申告納付の方法によるものとする。

第九百二十一條の次に次の一条を加える。

(遊興飲食税の申告納付の手續)

第九百二十一條の二 第九百十八條第二項の規定によつて遊興飲食税を申告納付すべき納税者(「納税者」という。以下遊興飲食税について同様とする。)は、当該道府県の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納入しなければならない。

第九百二十二條第二項中「前項の納入しなかつた金額」を「第

一項の納入しなかつた金額又は前項の免かれた税額に、「同項」を「当該各項」に改め、「その納入しなかつた金額」の下に「又は免かれた税額」を、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 詐偽その他不正の行為によつて前条の規定によつて納付すべき遊興飲食税の全部又は一部を免かれた納税者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

第二百二十三条中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加える。

第二百二十四条第一項中「納入申告書」の下に「又は第二百一十一條の二の規定による申告書(以下遊興飲食税について「申告書」と総称する。)」を、「当該納入申告書」の下に「又は申告書」を、同条第二項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、「前項の納入申告書」を「申告書」に、「納入申告すべき」を「納入申告し、又は申告すべき」に、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に

改め、「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、同条第三項を第四項とし、同条第四項を第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県知事は、申告書に記載された課税標準額又は前二項の規定によつて更正し、若しくは決定した課税標準額が所得税法第二十六条の規定による確定申告、同法第二十七条の規定による修正確定申告及び修正損失申告、同法第四十六条の規定による更正、決定及び再更正並びに法人税法第十八条の規定による申告、同法第二十一条の規定による確定申告、同法第二十三条の規定による期限後申告、同法第二十四条の規定による修正申告、同法第二十九条の規定による更正、同法第三十条の規定による決定及び同法第三十一条の規定による再更正に係る遊興飲食税の特別徴収義務者又は納税者の所得の基礎となつた売上金額又は経費のうち遊興、飲食及び宿泊に係る金額に満たない場合又は前項の規定による決定をしていない場合においては、当該所得の基礎となつた売上金額又は経費のうち遊興、飲食及び宿泊に係る金額を基準として、課税標準額及び税額を更生し、又は決定することができる。

(所得税又は法人税に関する書類の供覧等)

第二百二十四條の二 道府県知事が遊興飲食税の賦課徴収に關して、政府に対し、所得税法又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に關する書類を閲覽し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覽させ、又は記録させるものとする。

第二百五條第一項中「前條第一項から第三項まで」を「第二百二十四條第一項から第四項まで」に、「納入金」を「納入金若しくは税金」に、「納入金額」を「納入金額若しくは税額」に、「同條第四項」を「同條第五項」に改め、同條第二項中「第一百九條第二項」の下に「又は第二百一十一條の二」を、「納入」の下に「又は納付」を、同條第三項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、「前條第一項又は第二項」を「第二百二十四條第一項から第三項まで」に改める。

第二百六條の見出しを「(納期限後に申告納入し、又は申告納付する遊興飲食税に係る延滞金)」に改め、同條第一項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を、「第一百九條第二項」の下に「又は第二百一十一條の二」を加え、「納入する」を「納入し、又はその税金を納付する」に、「当該納入金額」を

「当該納入金額又は税額」に、「納入の日」を「納入又は納付の日」に、「納入しなければならぬ」を「納入し、又は納付しなければならぬ」に改め、同條第二項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を、「第一百九條第二項」の下に「又は第二百一十一條の二」を、「納入しなかつたこと」の下に「又は税金を納付しなかつたこと」を加える。

第二百七條の見出し中「納入金」を削り、同條第一項中「納入申告書」を「申告書」に、「第二百二十四條第一項又は第三項」を「第二百二十四條第一項、第三項又は第四項」に、「納入申告書」を「納入申告又は申告」に、同條第二項各号列記以外部分及び第一号中「納入申告書」を「申告書」に、「納入申告」を「納入申告又は申告」に、同項第三号中「第二百二十四條第一項又は第三項」を「第二百二十四條第一項、第三項又は第四項」に、同項第三号中「第二百二十四條第二項」を「第二百二十四條第二項又は第三項」に、「納入申告書」を「申告書」に、「同條第四項」を「同條第五項」に、同項第四号中「第二百二十四條第三項」を「第二百二十四條第三項又は第四項」に、「納入申告書」を「申告書」に、「同條第五項」に、「同條第三項中「納入申告書」を「申告書」に改め、「当該特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を、「当該納入申

告」の下に「又は申告」を、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加える。

第二百二十八条の見出し中「納入金の」を削り、同条第一項及び第二項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、「納入申告書」を「申告書」に、同条第三項中「納入申告書」を「申告書」に改め、「当該納入申告」の下に「又は申告」を、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加える。

第三百一十一条第一項中「第二百二十四条第四項」を「第二百二十四条第五項」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加える。

第三百二十二条第一項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を、同条第二項中「納入」の下に「又は納付」を加える。

第三百三十四條第一項中「納入金」の下に「若しくは税金」を加える。

第三百三十五條第一項、第二項及び第三項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加える。

第三百三十七條中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加える。

受ける者（不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である者を除く。）を有する場合においては、前項第三号の規定にかかわらず、同号の者に市町村民税を課することができる。

第二百九十六條中「及び木船保険組合」を「船主責任相互保険組合及び木船相互保険組合」に、「森林法（明治四十年法律第四十三号）」を「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」に改め、「若しくは連合会」の下に「及び信用金庫若しくは信用金庫連合会」を加える。

第三百四條中「同法第四十九條第五項」を「同法第四十九條第六項」に改める。

第三百十二條第二号を次のように改める。

二 所得税法第十一条の二第一項後段の規定の適用を受ける者で、その者と生計を一にする配偶者その他の親族の経営する事業から受ける所得以外の所得を有しない者

第三百十三條第五項中「百分の十五」を「百分の十二・五」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。

第三百十四條の次に次の一条を加える。

（昭和二十七年分の市町村民税に係るこの法律の適用）

第三百十四條の二 昭和二十七年分の市町村民税に限り、

地方税法の一部を改正する法律(二二六)

第三百三十八條第一項中「納入金額」の下に「又は税額」を、「納入金」の下に「又は税金」を、同条第二項中「納入金額」の下に「又は税額」を加える。

第四百六條中「財産区、日本専売公社及び日本国有鉄道」を「及び財産区」に改め、同条に次の一項を加える。

2 道府県は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので政令で定めるものに対しては、自動車税を課することができない。

第二章第六節を次のように改める。

第六節 削除

第二百九條から第二百三十五條まで 削除

第二百三十七條中「三千六百円」を「二千四百円」に改める。

第二百五十五條第一項及び第二百八十七條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第二百九十五條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者との他の親族で所得税法第十一條の二の規定の適用を受ける者

左の表の各項に掲げる条項の上欄に掲げる規定は、同表の下欄に掲げる規定にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替へられる規定	読み替へる規定
第二百九十七條	所得税法	所得税法及び所得税法の臨時特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百七十三号)
第三百四條	同法第四十九條第六項	所得税法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第五十三号)による改正前の所得税法第四十九條第五項

第三百二十一條の五に次の二項を加える。

- 5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十七條第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込をした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす
 - 6 市町村は、第四項の金融機関として郵便官署を指定し、うとする場合においては、郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）第五十八條に規定する公金に関する郵便振替貯金に加入しなければならない。
- 第三百二十七條第一項中「百円（百円未満の端数があると

きは、これを切り捨てる。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額を「百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同様とする。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に及び、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)」に改める。

第三百三十三条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第三百四十三条に次の一項を加える。

6 都市計画法(大正八年法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)による土地区画整理の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて換地予定地その他の仮に使用し、又は収益することができ土地(以下本項及び第三百八十一条第七項において「換地予定地」と総称する。)の指定があつた場合においては、当該指定があつた日から換地処分認可の告示がある日までの間は、当該換地予定地に対応する従前の土地について土地台帳又は土地補充課税台帳に所有者とし

て登録されている者をもつて当該換地予定地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分認可の告示があつた日から換地の交付を受けた者が当該換地に係る所有者として土地台帳に登録される日までの間は、当該換地の交付を受けた者をもつて当該換地に係る第一項の所有者とみなすことができる。

第三百四十八条第二項第七号中「(昭和二十五年法律第二百十四号)」を削り、同条に次の一項を加える。

5 市町村は、森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く。)及び連合会が所有し、且つ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

第三百七十五条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第三百八十一条に次の一項を加える。

7 市町村長は、第三百四十三条第六項の規定に基いて換地予定地又は換地に係る同条第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合においては、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該換地予定地又は換地

改める。

第四百二十九条の二中「八月十日」を「八月三十一日」に改める。

第四百三十二条中「第四百十六條」の下に「第四百十六條の二」を加える。

第四百三十三条第一項中「二十日」を「三十日」に改める。

第四百四十三条中「財産区、日本専売公社及び日本国有鉄道」を「及び財産区」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する自転車のうち直接その本来の事業の用に供するもので政令で定めるものに対しては、自転車税を課することができない。

第四百六十一条第一項及び第四百八十三条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第四百六十五条中「財産区、日本専売公社及び日本国有鉄道」を「及び財産区」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する荷車のうち直接その本来の事業の用に供

の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び価格を別紙に登録して、これを当該換地予定地又は換地に対応する従前の土地に登録される土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添附しなければならない。この場合においては、当該従前の土地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添附した別紙は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。

第四百三条第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。

第四百十四条中「又は地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。

第四百十五条第一項中「同月十日」を「同月二十日」に、「三月十一日」を「三月二十一日」に改める。

第四百十六条の二中「同月十日」を「同月二十日」に改める。

第四百十九条第三項中「十日間」を「二十日間」に改める

第四百二十八条第一項中「四月十日」を「四月三十日」に

するもので政令で定めるものに対しては、荷車税を課することができない。

第四百八十九条第一項第二号中「及び可鍛鑄鉄」を「可鍛鑄鉄、純鉄及び電解鉄」に改め、同項第八号中「地金」の下に「(アルミナを含む。)」を加え、同項第十号中「(電解法によるものに限る。)」を「及びソーダ灰」に改め、同項第九号を第十号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 ニッケル地金

同条同項に次の七号を加える。

十八 岩綿

十九 セメント

二十 電気鑄造耐火レンガ

二十一 かん水ヨード、かん水臭素、メタノール及び硫酸

二十二 金属ソーダ、過酸化ソーダ、塩素酸ソーダ、過塩

素酸アンモン、過酸化水素、二硫化炭素及びけい酸ソー

ダ(電解法及び電炉法によるものに限る。)

二十三 ビニロン、ポリビニール、アルコール、ポリアミ

ド繊維、カプロラクタム、さく酸繊維、さく酸繊維素、塩化ビニリデン系繊維及び塩化ビニリデン・塩化ビニル

共重合物

二十四 碎木パルプ

同条第二項中「電気」の下に「又は公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第五号のガス事業者が製造し、若しくは供給するガス以外のガス」を加え、同条に次の二項を加える。

3 誘が燈、かんがい排水用電動機に使用する電気その他もつばら農業の用に使用する電気で地方財政委員会規則で定めるものに対しては、電気ガス税は課することができない。

4 学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校(これに附置する施設を含む。)並びに地方財政委員会規則で定める学術研究機関において直接教育又は学術研究の用に供する電気又はガスで地方財政委員会規則で定めるものに対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百九十七条第二項中「第四百九十四条第二項」を「第四百九十五条第二項」に改める。

第五百十一条第一項及び第五百四十三条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
第五百五十一条第一項中「価格」を「価格又は容積」に改

める。

第五百五十二条中「木材引取税の標準税率は、」を「価格を課税標準として課する場合における木材引取税の標準税率は、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 容積を課税標準として課する場合における木材引取税の税率は、前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように定めなければならない。

第五百七十四条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第三章第八節を次のように改める。

第八節 削除

第五百八十五条から第六百八十八条まで 削除

第六百三十八条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第三章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第六百四十八條から第六百六十八條まで 削除

第六百九十七条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第七百三条の二第一項中「市町村」を「市町村(一部事務

地方税法の一部を改正する法律(二一六)

組合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該組合に加入している市町村)に、「費用」を「費用(国民健康保険を行う一部事務組合に加入している市町村にあつては、当該組合の国民健康保険に要する費用の分賦金)」に改め、同条第二項中「百分の七十に相当する額」を「百分の七十に相当する額(国民健康保険を行う一部事務組合に加入している市町村にあつては、当該金額のうち当該市町村の分賦金の額)」に改め、同条第五項中「一万五千元」を「三万円」に改める。

第七百三十条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
「第六章 昭和二十五年分及び昭和二十六年分において課する事業税及び特別所得税」を「第六章 昭和二十五年分、昭和二十六年分及び昭和二十七年分において課する事業税及び特別所得税」に改める。

第七百四十条の見出し中「及び昭和二十六年分」を「昭和二十六年分及び昭和二十七年分」に改め、同条第一項中「昭和二十五年分」を「昭和二十五年分」に、「及び昭和二十六年分」を「昭和二十六年分」に「に限り、」を「及び昭和二十七年分(法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事

業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)に限り、に改め、同条第二項中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に、「昭和二十六年度分」を「昭和二十七年度分」に改める。

第七百四十一条第三項第十九号中「(政令で定める新聞業を除く。)」を「(第七百四十三条第七号に規定する新聞業及び出版業を除く。)」に改め、同項第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

第七百四十二条第一項但書中「については、この限りでない。」「又は証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以上同様とする。)」の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。」に改める。

第七百四十三条第三号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び一般放送事業者」に改め、同条第六号中「及び連合会」の下に「並びに信用金庫及び信用金庫連合会」を加え、同条第七号を次のように改める。

七 時事の報道を目的とする新聞(毎月三回以上号をおつて定期に発行されるものに限る。)を発行する新聞業、これ

因り設立した法人(合併法人)という。以下本項において同様とする。)から合併に因り取得する株式又は出資に対応する当該合併法人の資本又は出資の金額及び金銭の額の合計金額が被合併法人の合併の時にける資本又は出資の金額及び積立金額の合計金額をこえるときは、そのこえる部分の金額は、これを被合併法人の清算所得とみなす。

同条第九項中「昭和二十六年一月一日から事業廃止の日まで」を「昭和二十六年一月一日から事業廃止の日まで、昭和二十七年年度にあつては昭和二十六年中又は昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」に、「必要な経費を控除した金額」を「必要な経費及び十二月分として三万八千円を控除した金額」に改め、同条第十三項但書中「一年以内」を「一年以内(法人税法第二十五条第一項の青色申告書の提出を認められている法人にあつては二年以内)」に改める。

同条第十一項を第十二項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 医療法人が健康保険法又は国民健康保険法の規定に基づく療養の給付につき支払を受けた金額は、第五項の総益金に算入せず、また、当該給付に係る経費には同項の総損金に

地方税法の一部を改正する法律(二二六)

らの新聞を送達する事業及びこれらの新聞に広告を掲載することを取り扱う事業並びに学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの第七百四十四条第一項中「直前の事業年度までの間の各事業年度」を「直前の事業年度までの間、昭和二十七年年度にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の各事業年度」に、「昭和二十五年中における事業の所得」を「昭和二十五年中、昭和二十七年中にあつては昭和二十六年中における事業の所得」に改め、同条第四項中「又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」を「昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」に改め、同条第六項中「合同運用信託」を「合同運用信託又は証券投資信託」に改め、同条第七項中「解散当時の払込株式金額又は出資金額」を「解散の時にける資本又は出資の金額」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人(「被合併法人」という。以下本項において同様とする。))の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に

算入しない。

第七百四十六条第二項に次の一号を加える。

十一 医療法人

第七百四十七条の二の見出し中「事業」を「事業又は業務」に、「事業税額」を「事業税額等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 個人が第一種事業又は第二種事業と第七百七十六条第一項に規定する第一種業務又は第二種業務とをあわせて行う場合においては、その納付すべき事業税又は特別所得税の課税標準とすべき所得金額は、これらの事業又は業務を通じて算定した総収入金額から必要な経費及び十二月分として三万八千円を控除した額をそれぞれ総売上金額にあつては分した額とする。

第七百四十八条を次のように改める。

第七百四十八条 削除

第七百四十九条第一項中「昭和二十六年一月一日から事業廃止の日まで」を「昭和二十六年一月一日から事業廃止の日まで、昭和二十七年年度については昭和二十六年中又は昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」に改める。

第七百五十条中「昭和二十六年度分」を「昭和二十六年度

分及び昭和二十七年分」に改める。

第七百六十二条の二の次に次の一条を加える。

(同族会社の行為又は計算の否認)

第七百六十二条の三 道府県知事は、前条第一項から第三項

までの規定によつて課税標準額又は税額の更正又は決定をする場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによつて、当該同族会社の課税標準額又は税額を計算することができる。

2 前項の同族会社とは、法人税法第七条の二第一項の同族会社をいい、同族会社であるかどうかの判定は、前項の行為又は計算の事実のあつた時の現況によるものとする。

第七百六十三条の三第一項中「百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」について一日四銭の割合を乗じて計算した金額を「百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」について一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十

の徴収猶予を受けた期間に應じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)に改める。

第七百六十九条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

第七百七十六条第二項に次の一号を加える。

七 理容業

同条第三項第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 湯屋業

第七百七十七条第一項中「昭和二十五年中における業務の所得」を「昭和二十五年中、昭和二十七年分にあつては昭和二十六年中における業務の所得」に改め、同条第二項中「又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日までに」を「昭和二十六年一月一日から十二月三十一日までに又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日までに」に改め、同条第三項中「昭和二十六年一月一日から業務廃止の日まで」を「昭和二十六年一月一日から業務廃止の日まで、昭和二十七年分にあつては昭和二十六年中又は昭和二十七年一月一日から業務廃止の日まで」に「必要な経費を控除した金額」を「必要

な経費及び十二月分として三万八千円を控除した金額」に改め、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医業及び歯科医業については、所得の計算上総収入金額から控除すべき金額は、前項の規定にかかわらず、必要な経費及び十二月分としての三万八千円の外、当該業務を行う者が健康保険法又は国民健康保険法の規定に基づく療養の給付につき支払を受けた金額から当該給付に係る経費を控除した金額とする。

第七百八十条を次のように改める。

第七百八十条 削除

第七百八十一条中「昭和二十六年分」を「昭和二十六年分及び昭和二十七年分」に改める。

第八百条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、入場税、遊興飲食税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和二十八年四月一日までの間において政令で定める日(特別徴収に係る電気ガス税に関する部分については、同日以後において収納すべき料金に係る分)から、市町村民税に関する改正規定中法

人税制に関する部分については昭和二十七年一月一日の属する事業年度分から、広告税及び接客人税に関する改正規定は昭和二十七年七月一日から、その他の改正規定は昭和二十七年分度の地方税から適用する。

この場合において、年税又は期税である広告税及び接客人税にあつては、昭和二十七年六月まで月割をもつて課するものとする。

2 昭和二十六年分以前の地方税(入場税、遊興飲食税及び電気ガス税にあつては前項の政令で定める日前の分(特別徴収に係る電気ガス税については、同日以前において収納すべき料金に係る分)、市町村民税の法人税制にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、広告税及び接客人税にあつては昭和二十七年六月三十日までの分)については、なお、従前の例による。

3 適法に納付した市町村民税の法人税制、広告税又は接客人税に係る地方団体の徴収金がこの法律の施行に因り過納となつた場合における第十八条の規定の適用については、当該過納額に相当する地方団体の徴収金は、この法律施行の日から一月を経過した日に納付又は納入があつたものとみなす。

4 昭和二十七年一月一日から同年四月三十日までの間に
いて事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得に係る
事業税並びに当該期間中に事業年度が終了する法人で同年
六月三十日以前に残余財産を分配するものの当該事業年度
の清算所得に係る事業税及び当該期間中に合併に因り消滅
した法人の清算所得に係る事業税については、地方税法第
七百五十四条の二第一項第一号中「各事業年度の終了の日
から二月」とあり、又は同項第二号中「残余財産が確定し
た日からその分配の日の前日までの間」及び「各分配に係
る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの
間」並びに同項第三号中「合併の日から二月」とあるのは、
「昭和二十七年四月一日から同年六月三十日まで」と読み
替えるものとする。

5 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業
を行う法人の事業に対する事業税又は事業税附加税(旧地
方税法(昭和二十三年法律第百十号)の規定によつて課す
べき都市計画税道府県税独立税割のうち事業税に係る部分
を含む。以下同様とする。)のうち昭和二十六年一月一日の
属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度に係る分
で、この法律施行の日において、主たる事務所又は事業所

所在地の道府県知事か当該法人の当該事業年度に係る所得
金額(清算所得金額を含む。以下同様とする。)の総額を決
定していないものであつて、昭和二十七年十二月三十一日
までに当該事業税又は事業税附加税の納税義務者である法
人が当該事業税又は事業税附加税に係る事業年度分の法人
税として法人税法の規定によつて申告し、又は更正若しく
は決定を受けた法人税額があるものについては、当該道府
県知事は、地方税法附則第三項及び地方税法の一部を改正
する法律(昭和二十六年法律第九十五号)附則第二項の規
定にかかわらず、昭和二十八年一月三十一日(政令で定め
る特別な事由がある場合においては、当該事由が、消滅し
た日から六月を経過した日)までに、当該法人税額の計算
の基礎となつた所得金額に基いて当該事業税に係る所得金
額の総額を仮に決定し、当該所得金額の総額に基いて関係
道府県が課すべき事業税の課税標準である所得金額を仮に
定め、当該所得金額(「仮課税標準額」という。以上同様
とする。)を関係道府県知事に通知し、当該関係道府県知
事は、当該仮課税標準額に基いて関係市町村が課すべき事
業税附加税の課税標準である本税額を仮に定め、当該本税
額(「仮本税額」という。以下同様とする。)を関係市町村

長に通知することができる。この場合においては、当該関
係道府県又は関係市町村は、当該仮課税標準額又は当該仮
本税額に基いて、地方税法第三百六十四条の二第三項の規
定の例による徴税令書を交付して、仮に事業税又は事業税
附加税を徴収しなければならない。

6 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の
規定によつて所得金額の総額を仮に決定した場合において
は、昭和二十九年三月三十一日までに、その調査したとこ
ろによつて、所得金額の総額及び関係道府県において課す
べき事業税の課税標準である所得金額を決定し、当該所得
金額(「課税標準額」という。以下同様とする。)を関係道
府県知事に通知するものとし、関係道府県は、当該課税標
準額に基いて事業税を課し、当該関係道府県知事は、当該
事業税額に基いて関係市町村において課すべき事業税附加
税の課税標準である本税額を定め、当該本税額(「本税額」
という。以下同様とする。)を関係市町村長に通知するもの
とし、関係市町村は、当該本税額に基いて事業税附加税を
課さなければならない。

7 第五項に規定する仮課税標準額又は仮本税額に基いて課
した事業税又は事業税附加税については、当該事業税又は

事業税附加税について滞納処分を行う場合においても、前
項の規定による課税標準額又は本税額の決定があるまで
は、公売をすることができない。

8 第六項の場合において、関係道府県又は関係市町村は、
仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は
事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課すべき
事業税額又は事業税附加税額に満たないときは、その不足
額を追徴し、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した
事業税額又は事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基
いて課すべき事業税額又は事業税附加税額をこえるとき
は、その超過額を地方税法第十八条の規定の例による還付
加算金を附して還付しなければならない。

9 第五項の規定によつて仮に徴収する事業税及び事業税附
加税の賦課徴収については、旧地方税法(昭和二十三年法
律第百十号)第一章の規定又は地方税法の一部を改正する
法律(昭和二十六年法律第九十五号)による改正前の地方
税法第一章及び第六章第二節の規定の例によらなければな
らない。但し、旧地方税法第二十五条の規定の例によつて
徴収する延滞金については、同条の規定にかかわらず、税
金額百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て

- る。)について一日四銭以内において条例の定める割合をもつて計算した額によるものとする。
- 10 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- 11 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二十九項中「昭和二十六年」を「昭和二十六年及び昭和二十七年」に改める。
- 12 日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第四十三条中「第四百四十六條、第四百四十三條、第四百六十五條及び」を削る。

国土総合開発法の一部を改正する法律(昭和二十七年六月二十八日法律第二百十七号)

・国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第一条の前に次の目次及び章名を加える。

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会(第三条―第六条の六)
- 第三章 総合開発計画の作成(第七条―第十一条の四)
- 第四章 総合開発計画の実施(第十二条―第十三条の三)
- 第五章 補則(第十四条・第十五条)
- 附則
- 第一章 総則
- 第二条の見出しを「(国土総合開発計画)」に改める。
- 第三条の前に次の章名を附する。
- 第二章 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会
- 第四条第一項中「総合開発計画」の下に「及びその実施に關し必要な事項」を加える。
- 第五条を次のように改める。
- 第五條 削除
- 第六条第一項中「(以下本条中「審議会」という。)」を削り、「三十人」を「四十五人」に改める。
- 第六条第二項を次のように改める。
- 2 委員は、左に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 九人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人
- 三 総合開発計画に關し学識経験を有する者 十五人以内
- 四 關係行政機關の職員 十二人以内
- 五 地方公共団体の長 三人

第六条第三項及び第八項を削り、同条第四項本文中「都道府県知事と兼ねる委員並びに關係行政機關の職員のうちから任命される委員を除く他の委員」を「前項第三号の委員」に改め、同項但書中「任期が四年の委員で最初に任命される委員」を「最初に任命される当該委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「審議会」を「国土総合開発審議会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「調査審議」を「調査」に、「審議会」を「国土総合開発審議会」に改め、同項を同条第七項とし、同条第七項中「委員」の下に「特別委員」を加え、同項を同条第八項とし、同条に第五項及び第六項として次の二項を加える。

5 特別の事項を調査審議させるために、国土総合開発審議会に、臨時に、特別委員を置くことができる。特別委員は、総合開発計画に關し学識経験を有する者及びその他適

国土総合開発法の一部を改正する法律(二一七)

当と認める者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特別委員は、特別の事項の調査審議が終つた場合においては、退任するものとする。

第六条の次に次の五條を加える。

(特別委員会)

第六條の二 国土総合開発審議会は、特に重要と認める河川を含む特定地域又はその他の特定地域に關する特定地域総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について、特別に調査審議する必要があると認める場合においては、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 特別委員会の委員長は、特別委員会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。委員長は、特別委員会の議事を整理し、その経過及び結果を国土総合開発審議会に報告しなければならない。

(国土総合開発審議会の運営等)

第六條の三 前二條に定めるものを除く外、国土総合開発審議会の事務をつかさどる機關並びに国土総合開発審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出)

第六條の四 関係行政機関の職員は、国土総合開発審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならぬ。

(要旨の公表)

第六條の五 国土総合開発審議会は、その調査審議の結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

(都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会)

第六條の六 都府県総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するために、都府県は、条例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

2. 地方総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するために、関係都府県は、その協議によつて規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。

3. 前項の規定による関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

4. 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3. 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。

4. 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、これらの意見をとりまとめ、国土総合開発審議会に提出しなければならない。

第八條第二項中「前項の規定による」の下に「地方総合開発計画区域の設定のための」を加える。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「特定地域として」の下に「、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項(以下「開発目標」という。)を指定して、」を加え、同条第二項中「関係各行政機関の長の意見を聞き」を「関係各行政機関の長と協議し」に改め、同条第五項中「第七條」を「第七條の二」に改め、同条第六項を削り、同条の次に次の一條を加える。

国土総合開発法の一部を改正する法律(二二七)

な事項(地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む。)は、それぞれ条例又は規約で定めなければならない。

第七條の前に次の章名を附する。

第三章 総合開発計画の作成

第七條を次のように改める。

(全国総合開発計画)

第七條 内閣総理大臣は、関係各行政機関の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

2. 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。

3. 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

(都府県総合開発計画)

第七條の二 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2. 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合において

(特定地域総合開発計画の決定)

第十條の二 内閣総理大臣は、特定地域総合開発計画について

第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、政令の定めるところにより、当該特定地域の開発目標に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる特定地域総合開発計画を決定し、閣議の決定を求めなければならない。

2. 内閣総理大臣は、経済事情等の著しい変化のため、前項の規定による閣議の決定があつた特定地域総合開発計画が情勢の推移に適合しなくなつたと認める場合においては、関係各行政機関の長、関係都府県及び国土総合開発審議会の意見を聞いてこれを変更し、閣議の決定を求めることができる。

3. 内閣総理大臣は、その決定し、又は変更した特定地域総合開発計画について、閣議の決定があつた場合においては、その要旨を公表するものとする。

第十一條中「都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画」を「総合開発計画」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(都府県に対する勧告又は助言)

第十一條の二 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。

(総合開発計画の作成のための調査に要する経費)

第十一條の三 国は、都府県が総合開発計画を作成するための調査に要する経費については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(調査の調整)

第十一條の四 経済安定本部総務長官は、関係各行政機関の長が総合開発計画に関して行う調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。

2 経済安定本部総務長官は、前項の規定による調整を行う場合において、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聞いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第十二條の前に次の章名を附する。

第四章 総合開発計画の実施

第十二條及び第十三條を次のように改める。
(年度計画)

第十二條 関係各行政機関の長は、毎年度、特定地域総合開発計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済安定本部総務長官に提出しなければならない。

2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基づいて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び経済安定本部総務長官に提出することができる。

3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

4 経済安定本部総務長官は、毎年度、関係各行政機関の長から総合開発計画に関する公共事業関係資金計画の書類の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(特定地域総合開発計画の実施に要する経費)

第十三條 政府は、特定地域総合開発計画を実施するため必要な経費については、必要な資金の確保を図り、且つ、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上することに努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に関し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の規定に基づく補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(特定地域総合開発計画に関する調整)

第十三條の二 関係各行政機関の長は、やむを得ない事情により、特定地域総合開発計画の円滑な実施に支障を及ぼす虞がある処分又は事業を行わなければならない場合においては、内閣総理大臣に対し、当該特定地域総合開発計画との調整を要請しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土総合開発審議会
の意見を聞いて、必要な調整を行うものとする。
(総合開発計画の実施に関する勧告)

国土総合開発法の一部を改正する法律(二一七)

第十三條の三 経済安定本部総務長官は、総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認めるときにおいては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第十四條の前に次の章名を附する。

第五章 補則

本則中第十四條の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年六月三十日から施行する。
2 この法律施行の際現に在職する国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員中内閣総理大臣の指定する二人は、この法律施行の日において、解任されるものとする。

3 この法律施行の際現に在職する国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員(都道府県知事と兼ねる委員及び前項の規定により解任される委員を除く。)は改正後の国土総合

開発法第六條第二項第三号に掲げる者として、関係行政機関の職員のうちから任命された委員は同項第四号に掲げる者として、都道府県知事と兼ねる委員は同項第五号に掲げる者として、この法律施行の日において、別に辞命を用い
ないで、国土総合開発審議会の委員にそれぞれ任命されたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の国土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として任命された国土総合開発審議会の委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する任期からその者が同審議会の委員として既に在任した期間を控除した期間とする。

南方連絡事務局設置法

(昭和二十七年六月三十日
法律第二百十八号)

(設置)

第一條 左に掲げる地域(以下「南方地域」という。)に関する事務(外務省の所掌に属する事務を除く。)を行うため、総理府の附属機関として、南方連絡事務局を置く。

(位置及び内部組織)

第三條 南方連絡事務局は、東京都に置く。

2 南方連絡事務局の内部組織は、総理府令で定める。

(南方連絡事務局の長)

第四條 南方連絡事務局に、局長その他所要の職員を置く。

2 局長は、内閣総理大臣の命を受け、局務を掌理する。

(日本政府南方連絡事務所)

第五條 南方地域において左の各号に掲げる事務を行わせるため、南方連絡事務局に、日本政府南方連絡事務所(以下「南方連絡事務所」という。)を置く。

一 管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行うこと。

二 第二条第一号から第四号までに掲げる事務を行うこと。

三 本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行うこと。

四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行うこと。

2 南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

南方連絡事務局設置法(二一八)

一 北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)

二 彌留岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)

三 沖の鳥島及び南鳥島

(所掌事務)

第二條 南方連絡事務局は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条に規定する本邦をいう。以下同じ。)と南方地域との間の渡航に関する事務を行うこと。

二 南方地域に滞在する日本国民の保護に関する事務を行うこと。

三 本邦と南方地域にわたる身分関係事項その他の事実について公の証明に関する文書を作成すること。

四 本邦と南方地域との間において解決を要する事項を調査し、連絡し、あつ旋し、及び処理すること。

五 本邦と南方地域との間の貿易、文化の交流その他南方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

名称	位置	管轄区域
那覇日本政府南方連絡事務所	沖繩島那覇	第一条第一号に掲げる地域

3 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するもの外、南方連絡事務所を増置することができる。

4 南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、南方連絡事務所に、出張所を置くことができる。

5 出張所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

第六條 南方連絡事務所に、所長を置く。

2 所長は、南方連絡事務局長の命を受け、所務を掌理する。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事務(同条第一項第二号に掲げる事務については、第二条第一号に掲げる事務を除く。)については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第七條 南方連絡事務所に置かれる職員(以下「職員」という。)には、俸給、扶養手当及び年末手当の外、在勤手当を

支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるように南方連絡事務局の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項及び第四項、第三条、第四条、第十条(第三項を除く。)並びに第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当及び年末手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八條並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務局の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とある

のは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「国立世論調査所」を「国立世論調査所
南方連絡事務局」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(南方連絡事務局)

第十四条の二 南方連絡事務局は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、彌婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)、並びに沖の島及び南島島に関する事務(外務省の所掌に属する事務を除く。)を行う機関とする。

2 南方連絡事務局の組織及び所掌事務については、南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)の定めるところによる。

3 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「北緯二十九度以南の南西諸島その他特に

外務大臣が定める地域」を「北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、彌婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。))並びに沖の島及び南島島」に改める。

国有財産特別措置法

(昭和二十七年六月三十日
法律第一百十九号)

(目的)

第一條 この法律は、旧軍関係財産等の国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第三項に規定する普通財産(以下「普通財産」という。)を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。

(無償貸付)

第二條 普通財産は、国有財産法第二十二条第一項に規定する公共団体において水道施設又は防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。但し、臨港施設

国有財産特別措置法(二一九)

については、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定の適用を妨げるものではない。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十二条第二項中「前項」とあり、又は同条第三項中「第一項」とあるのは、「国有財産特別措置法第二条第一項」と読み替えるものとする。

(減額譲渡又は貸付)

第三條 普通財産は、左の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において左に掲げる施設の用に供するとき。

イ 医療施設及び保健所法(昭和二十二年法律第一百一号)第一条の規定により設置される保健所の施設

ロ 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設(以下「社会福祉事業施設」という。)

国有財産特別措置法(二一九)

- ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条又は第九十八条に規定する学校(以下「学校」という。)の施設
- ニ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条第一項の規定により設置される公民館の施設
- ホ 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する公立図書館の施設
- ヘ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第二項に規定する公立博物館の施設
- ト 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第二十七條第一項の規定により設置される公共職業補導所の施設
- チ 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
- 二 国の設置する研究所、試験所その他国が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものについてその用途を廃止した場合において、当該施設の用に供していた財産を地方公共団体において引き続き同種の施設の用に供するとき
- 三 地方公共団体において電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)施行の日から五年以内において同

価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(譲与)

第五條 普通財産は、左に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。

- 一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体が公共の用又は直接その用に供するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く。
- 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際都道府県において事務、事業又は職員の住居の用に供していた公用財産であつたものを、当該都道府県において引き続き当該用途に供しているとき。
- 三 この法律施行の際地方公共団体において、戦災者、引揚者又は保護を要する生活困窮者の収容施設(敷地を除く。)の用に供しているとき。
- 2 前項第一号の規定により譲与する場合において、寄附された財産に対し国が有益費を著しく多く出しているときは、各省各庁の長(国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長及び経済安定本部総裁をいう。以下同じ。)は、譲与を受けようとする地方公共団体に対し当該有益費の支

国有財産特別措置法(二一九)

法第二条に規定する電源開発を行うため必要な施設の用に供するとき。

- 四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)又は社会福祉事業法第二十二条に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)において学校又は社会福祉事業施設の用に供するとき。
- 2 前項第四号の場合においては、學校法人にあつては私立学校法第五十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉事業法第五十六条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第七十四条第一項若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条の二第一項の規定により補助を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。
- 第四條 普通財産は、戦争又は地震、暴風、こう水等に因り著しい災害を受けた地方公共団体で大蔵大臣の指定するものにおいて学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、時価からその七割以内を減額した対

出によつて増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付させなければならない。

(準用規定)

第六條 国有財産法第二十九条及び第三十条の規定は、第三条、第四条又は前条第一項第三号の規定により普通財産の譲渡、貸付又は譲与をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十九条中「買受人」とあるのは、「譲渡、貸付又は譲与を受けた者」と読み替えるものとする。

(条件附売払又は貸付)
第七條 普通財産について水害、風害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の天然資源の開発事業を行おうとする者がある場合は、各省各庁の長は、政令で定めるところにより、事業者に対し事業の成功を条件としてその財産の売払又は貸付の契約をすることができる。

- 2 前項の契約をした場合においては、事業者は、各省各庁の長がその事業の成功に要すると認めて定める期間中無償でその財産を使用し、又は収益することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定により売払又は貸付の契

約をした場合において、その指定する期間内に事業者がその事業に着手しないときは、その契約を解除することができる。

第八條 前条第一項の規定により売払又は貸付の契約をした場合において、同条第二項に規定する期間内に事業が成功しなかつたときでも、土地又は水面の状況により支障がないと認めるときは、各省各庁の長は、事業者に対しその成功した部分につき当該契約に定める条項に準じて売払又は貸付をすることができる。

(機械器具の処理の特例)

第九條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産(以下「旧軍用財産」という。)のうち機械及び器具については、設備改善による企業の合理化を推進するため必要があると認められる場合には、政令で定める事業者に対し、その所有する老朽した機械及び器具とこれを交換することができる。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。
3 第一項の交換により国の取得した老朽した機械及び器具は、遅滞なく、くず化するものとする。

(延納の特約)

第十一條 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、五年以内の延納の特約をすることができ。但し、左に掲げる場合には、延納期限を十年以内とすることができる。

一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人又は政令で定める重要産業に属する事業を営む者に譲渡するとき。
二 住宅又は宅地を現に使用している者に譲渡するとき。

2 国有財産法第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有財産特別措置法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第七十四号。以下「旧法」という。)は、廃止

国有財産特別措置法(二一九)

4 前三項に定めるものの外、第一項の規定により交換する場合における当該機械及び器具の評価その他同項の交換について必要な事項は、政令で定める。

(管理の委託)

第十條 旧軍用財産は、大蔵大臣が特に必要があると認められる場合には、その適当と認める者に管理を委託することができる。

2 前項の規定による管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)は、管理の目的を妨げない限度において、大蔵大臣の承認を受けて、当該旧軍用財産を使用し、又は収益することができる。

3 管理受託者は、その管理の委託を受けた旧軍用財産の管理の費用を負担しなければならない。

4 管理の委託を受けた旧軍用財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。但し、その収益が前項の管理の費用を著しくこえる場合には、管理受託者は、そのこえる金額の範囲内で大蔵大臣の定める金額を国に納付しなければならない。
5 前四項に定めるものの外、第一項の管理の委託について必要な事項は、政令で定める。

3 旧法第四条の規定は、この法律施行後も、昭和二十八年六月三十日まで、なおその効力を有する。

4 旧法は、旧軍港転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)第四条の規定の適用については、この法律施行後も、引き続き、なおその効力を有するものとする。

5 国有財産法の一部を次のように改正する。
第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 昭和二十七年十二月三十一日まで、本省の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種類	目的
社寺境内地 処分中央審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の譲与又は売払及びこれらに関する訴願について調査審議すること。

自転車競技法等の一部を改正する法律（二二〇）

7 生活保護法の一部を次のように改正する。
第七十四条の次に次の一条を加える。
（準用規定）

第七十四條の二 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

8 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第四章中第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六條の四 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた児童福祉施設に準用する。

自転車競技法等の一部を

改正する法律（昭和二十七年六月三十日）

（自転車競技法の一部改正）

あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、命令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。

通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適當であると認めるときに限り、その許可をすることができる。

競輪は、第一項の許可を受けて設置された競走場（以下競輪場という。）で行われなければならない。但し、通商産業大臣の許可を受けたときは、道路を利用して行うことができる。

第四條 車券の発売又は第九条の規定による払戻金若しくは第九条の三の規定による返還金の交付（以下車券の発売等という。）の用に供する施設を競輪場外に設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

通商産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請が命令で定める基準に適合する場合に限り、その許可を命

自転車競技法等の一部を改正する法律（二二〇）

第一條 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項に掲げる者（以下自転車競走施行者という。）」を「競輪施行者」に、「自転車競走」を「この法律により行う自転車競走（以下競輪という。）」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

自治庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するにあたり、その指定に期限又は条件を附することができる。

第一項に掲げる者（以下競輪施行者という。）以外の者は、勝者投票券（以下車券という。）その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。

第二条中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「自転車競走」を「競輪」に、「主務大臣」を「通商産業大臣」に改め、「この法律により、」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三條 競輪の用に供する競走場を設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、

可をすることができる。

競輪場外における車券の発売等は、第一項の許可を受けて設置された施設（以下場外車券売場という。）でなければならない。

第五条中「前条の自転車競走場並びに第一条の自転車競走に出場する選手及び使用自転車」を「競輪場、競輪の審判員、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五條の二 競輪施行者は、左の各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することができる。

ない。

一 一競輪場当りの年間及び月間開催回数

二 一施行者当りの年間及び月間開催回数

三 一回の開催日数

四 一日の競走回数

通商産業大臣は、競輪施行者に対して、各施行者間における競輪開催の日取その他競輪施行の調整に関し、必要な指示をすることができる。

第六条中「自転車競走場」を「競輪場」に、「自転車競走」を「競輪」に改める。

第七条中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「勝者投票券」を「車券」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七條の二 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第八条を次のように改める。

第八條 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

- 一 競輪に係る政府職員及び自転車振興会連合会の役員にあつては、すべての競輪
- 二 競輪に係る都道府県の公務員若しくは指定市町村の公務員又は自転車振興会の役員にあつては、当該都道府県又は当該指定市町村の行う競輪
- 三 競輪の選手にあつては、すべての競輪
- 四 前各号に掲げる者を除き、競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

第九条を次のように改める。

第九條 競輪施行者は、勝者投票の的中者に対し、その競走についての車券の売上金(車券の発売金額から、第九

条の三の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。)の額の百分の七十五に相当する金額を、当該勝者に対する各車券にあん分して払戻金として交付する。

前項の払戻金の額が、車券の額面金額に満たないときは、その額面金額を払戻金の額とする。

勝者投票の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝者以外の出走した選手に投票した者に対し、各車券にあん分して払戻金として交付する。

第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、命令で定める。

第九條の二 前条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

前項の端数切捨によつて生じた金額は、競輪施行者の収入とする。

第九條の三 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、無効とする。

入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、無効とする。

前四項の場合においては、当該車券を所有する者は、競輪施行者に対し、その車券と引換にその額面金額の返還を請求することができる。

第九條の四 第九条の規定による払戻金及び前条の規定による返還金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

第十条第一項を次のように改める。

競輪施行者は、車券の売上金の額から第九条の規定による払戻金の額を控除した残額を自己の収入とするものとする。

第十条第二項中「自転車競走」を「競輪」に、「自転車競走施行者」を「勝者投票券の売上金額」を「競輪施行者は、命令の定めるところより、車券の売上金の額」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

競輪施行者は、車券の売上金の額の百分の四に相当す

- 一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたこと。
 - 二 競走が成立しなかつたこと。
 - 三 競走に勝者がなかつたこと。
- 第一着及び第二着の選手をその順位で一組として勝者とする勝者投票法(以下連勝式勝者投票法という。)以外の投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたときは、その選手に対する投票は、無効とする。
- 連勝式勝者投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあつては、発売した車券を表示された選手のうち連勝式番号を同じくする選手のすべてが出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあつては、発売した車券に表示された選手のすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一人のみが出走したこと。

自転車競技法等の一部を改正する法律(二二〇)

る金額を、自己の収入とすべき金額のうちから、命令の定めるところにより、国庫に納付しなければならぬ。但し、車券の売上金の額が命令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、命令の定める期間内に限り、命令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相当する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。

第十一条中「自転車競走」を「競輪」に、同条第二項中「競走場」を「競輪場、審判員」に、「統制するため」を「統制すると共に自転車に関する事項の振興を図るため」に改める。

第十二条中「主務大臣」を「通商産業大臣」に改める。
第十三条から第十七条までを次のように改める。

第十三条 競輪施行者及び自転車振興会は、競輪場内の秩序(場外車券売場を設置する場合にあつては、場外車券売場における秩序を、第三条第五項但書の規定により道

前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第十六条 通商産業大臣は、競輪施行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその施行に係る競輪につき公益に反し、若しくは公益に反する虞のある行為をしたときは、当該競輪施行者に対し、競輪の開催の停止その他必要な事項を命ずることができる。

通商産業大臣は、自転車振興会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその関係する競輪につき公益に反し、若しくは公益に反する虞のある行為をしたときは、当該自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、その業務の停止若しくは制限又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ

自転車競技法等の一部を改正する法律(二二〇)

路を利用して競輪を行う場合にあつては、道路その他競輪の実施に関連する場所における秩序を含む。以下同じ。)を維持し、且つ、競輪の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競輪に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

第十四条 通商産業大臣は、競輪場内の秩序を維持し、競輪の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、必要な命令をすることができる。

第十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、競輪の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

じめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

第十七条 通商産業大臣の諮問に依りて、競輪場の設置の許可その他競輪の運営に関する重要事項について調査審議するため、通商産業省に競輪運営審議会を置く。
競輪運営審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

会長及び委員の任期は、二年とする。但し、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
会長及び委員は、再任されることができる。
会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
会長は、競輪運営審議会の会務を総理する。
会長及び委員は、非常勤とする。

前各項に定めるものの外、議事の手続その他競輪運営審議会の運営に關し必要な事項は、命令で定める。

第十八条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

る。

- 一 第一条第三項の規定に違反した者
- 二 競輪に関して、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
- 二 業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けた者

第二十條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定に違反した者
- 二 第十八条第一号の違反行為の相手方となつた者
- 三 第八条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪以外の競輪に関し第十八条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第八条各号に掲げる者以外の者であつて第十八条第二号の違反行為の相手方となつたもの

つたもの

第二十一條 第七条の二又は第八条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により車券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三條 自転車振興会若しくは自転車振興会連合会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は競走に関して賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。因つて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第二十四條 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行うべき競争に関して請託を受けて賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役

(小型自動車競走法の一部改正)

第二條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十七條に次の但書を加える。
但し、勝車投票券の売上金額が省令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、省令の定める期間内に限り、省令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

附則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。
- 2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、この法律施行後六十日以内にこの法律施行の際現に自転車競技法第一条第一項の規定により受けている指定に期限又は条付を附することができる。
- 3 改正後の自転車競技法第一条第二項及び前項中「自治庁長官」とあるのは、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)が施行されるまでの間は、「地方財政委員会」と読み替えるものとする。
- 4 この法律施行の際現に自転車競技法第五条の規定により

に処する。
前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職申請託を受けてその職務又は競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに因つて、賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第二十五條 前二条の場合において、收受した賄ろは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六條 第二十三条又は第二十四条に規定する賄ろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第二十七條 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を供謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

自転車競技法等の一部を改正する法律(二二〇)

- 登録されている自転車競走場は、改正後の自転車競走法第三条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。
- 5 この法律施行の際現に自転車競走場の外部に設置されている勝者投票券の発売又は勝者投票券についての払戻金若しくは返還金の交付の用に供する施設であつて、この法律施行前六箇月以内に自転車競走法第二条の規定によつてした届出に係るものは、この法律施行後六箇月間は、改正後の自転車競走法第四条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。
- 6 この法律施行前に生じた勝者投票券についての払戻金又は返還金の債権の時効期間については、なお従前の例による。
- 7 この法律施行の際現に改正前の自転車競走法第十一条第二項の規定により設置されている自転車振興会連合会は、改正後の自転車競走法第十一条第二項の規定により設置されたものとみなす。
- 8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表中計量行政審議会の項の次に次の一項を加える。

競輪運営 自転車競走場の設置の許可その他自転車競走審議会 一の運営に関する重要事項を調査審議すること。

- 10 この法律施行の際に通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)が廃止されていないときは、前項中「通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)」とあるのは「通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と読み替へるものとする。

国家行政組織法の一部を改正する法律(昭和二十七年六月三十日) 法律第二百二十一号

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

- 第二十四条の二中「六月三十日」を「七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律(昭和二十七年七月一日) 法律第二百二十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 都道府県は、児童相談所に児童福祉司を置かなければならない。

児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

児童福祉司は、児童相談所長の定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第三十三条第三項を削る。

第三十三条の四を第三十三条の七とし、第三十三条の三を第三十三条の六とし、第三十三条の二を第三十三条の五とし、第三十三条の次に次の三条を加える。

児童福祉法の一部を改正する法律(二二二)

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉をそこなう虞があるものを保管することができる。

児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失する虞があるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。

児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかなる場合には、これをその権利者に返還しなければならない。

児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、一年以内に申し出るべき旨を公告しなければならない。

前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。

児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならない。この場合において、当該児童

に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。

第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者があるときは、その者の負担とする。

第三十三條の三 児童相談所長は、一時保護を加えている間に児童が逃走し、又は死亡した場合において、遺留物があるときは、これを保管し、且つ、前条第三項の規定により権利者に返還しなければならない物を除き、これを当該児童の保護者若しくは親族又は相続人に交付しなければならない。

前条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十三條の四 この法律で定めるものの外、一時保護に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 児童に午後十時から午前三時までの間、戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の三 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業取締法第一条第一号又は第二号に掲げる営業を営む場所に立ち入らせる行為

第三十四條第二項中「第四十一条、第四十二条、第四十三条又は第四十四条」を「第四十一条から第四十四条まで」に改める。

第六十条に次の一項を加える。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第一項又は第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各同項の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第六十一条中「児童の資質の鑑別に従事した者」を「相談、調査及び判定に従事した者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條第一項の改正規定は昭和二十七年九月一日から、附則第四項の規定は昭和二十八年四月一日から施行する。

(遺留物に関する経過規定)

2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童の遺留物で、この法律の施行の際現に児童相談所にあるものについても、適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）」を「その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。但し、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）」に改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」を「児童福祉法」に改める。

外資に関する法律の一部を改正する法律（二二三）

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「並びに身体障害児の保護」を「、身体障害児の保護、児童福祉施設並びに里親」に改める。

外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年七月一日） （法律第二百二十三号）

外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「届出又は認可」を「認可及び届出並びに投下された外国資本の指定等」に、「保護（第十七条）」を「保護（第十七条・第十七条の二）」に改める。

第三条第一項第二号中「、」対外支払手段」及び」を「、」対外支払手段」「内国支払手段」及び」に、「対外支払手段及び」を「対外支払手段、内国支払手段及び」に改め、同項第三号中「で、その対価の支払の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通じて一年をこえるに至るも

の」を削り、同号の次に次の四号を加える。

四 「持分」とは、合名会社、合資会社及び有限会社の社員
の持分その他政令で定める法人の持分をいう。

五 「受益証券」とは、証券投資信託法(昭和二十六年法律
第九十八号)第二条に規定する証券投資信託又は貸付
信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条に規定
する貸付信託の受益証券をいう。

六 「果実」とは、株式及び持分についてはその配当金、
証券投資信託の受益証券についてはこれに表示されてい
る受益権に係る信託の収益の分配金につき当該受益権の
口数に応じ受ける金額、貸付信託の受益証券については
これに表示されている受益権に係る信託の収益の分配
金、社債(外国において発行され、且つ、外国において
支払を受けることができるものを除く。以下同じ。)及
び貸付金債権についてはその利子をいう。

七 「元本の回収金」とは、株式及び持分についてはその
売却代金又は当該株式が商法(明治三十二年法律第四十
八号)第二百二十二条第一項の規定により発行された利
益をもつてする株式の消却につき期限の定のある株式
(以下「償還株式」という。)である場合において当該消

得た内国支払手段その他対外支払手段と同等の価値あ
るもの

ロ 株式、持分又は受益証券で第十五条の二第一項の規
定に基づきその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支
払が認められたものとされているものを当該外国投資
家が売却して得た内国支払手段。但し、当該取得の認
可を申請した日前一月以前の売却に因り取得した内国
支払手段を除く。

ハ ロに規定する株式又は持分について、残余財産の分
配金、合併に際しその株主若しくは社員に支払われる
金銭、当該株式(償還株式を除く。)若しくは持分を利
益をもつて消却する場合においてその株主若しくは社
員に交付される金銭、商法第三百七十九条第一項(同
法第三百七十九條第三項及び第四百十六條第三項並び
に有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第五十八
条及び第六十三条において準用する場合を含む。)の規
定によりその株主若しくは社員に交付される代金、第
十七條の二の規定により新株の引受権を譲り渡した場
合において当該新株の引受権の譲渡の対価、当該株式
の発行会社が資産再評価法(昭和二十五年法律第一百
外資に関する法律の一部を改正する法律(二二三))

却のためその株主に交付される金銭、証券投資信託の受
益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信
託の元本の償還金につき当該受益権の口数に応じ受ける
金額、貸付信託の受益証券についてはこれに表示されて
いる受益権に係る信託の元本の償還金、社債及び貸付金
債権についてはその元本の償還金をいう。

第六条中「この法律に規定する契約により」を削り、「基
いて」の下に「この法律の規定により」を加える。
第八条の見出し中「許可」を「指定」に改め、同条第一項
中「又は大蔵大臣」及び「又は許可」を削り、同条第三号中
「更新又は継続」を「継続又は更新その他当該契約の条項の
変更」に改め、同条第二号中「又は大蔵大臣」及び「又は許
可」を削り、同条第二号中「又は更新」の下に「その他契約
の条項の変更」を加え、同条第二項第四号及び第五号を次の
ように改める。

四 政令で定める場合を除いては、外国投資家が株式、持
分、受益証券、社債又は貸付金債権を取得する場合に、
その取得の対価が左に掲げるものいづれかでない場
合
イ 当該取得のために対外支払手段を合法的に交換して

号)第九十九條の規定による再評価積立金の資本への組
入に因り新株を発行した場合において当該株式につき
割り当てられた当該新株の引受権の譲渡の対価又は当
該新株についての再評価積立金の資本組入に関する法
律(昭和二十六年法律第四十三号)第十條の規定に
よる請求に係る分配金その他政令で定めるもの(以下
「残余財産の分配金等」という。)として当該外国投資
家が得た内国支払手段。但し、当該残余財産の分配金
等の支払期日が当該取得の認可を申請した日前一月以
前の日である場合を除く。

ニ ロに規定する受益証券の元本の回収金として当該外
国投資家が得た内国支払手段。但し、当該元本の回収
金の支払期日が当該取得の認可を申請した日前一月以
前の日である場合を除く。

ホ 当該外国投資家が他の外国投資家から相続、遺贈又
は合併に因り取得した内国支払手段で、ロからニまで
中「当該外国投資家」とあるのを「ホに規定する他の
外国投資家」と読み替えた場合においてロからニまで
に掲げるものに該当するもの

ハ 当該外国投資家が、当該取得のために第九條の二第

一項に規定する外国投資家預金勘定から当該取得の認可のあつた日以後払いもどしを受けた内国支払手段
第八條第三項中「規定は、」の下に「この法律の規定に基づいて外資委員会が指定をする場合及び」を加え、「又は承認」を「承認その他の行政処分」に改める。

第九條第一項中「利子若しくは元本の償還金」を「果実若しくは元本の回収金」に改め、同條第二項中「配当金又は社債の利子若しくは元本の償還金」を「株式、持分、受益証券又は社債の果実又は元本の回収金」に、「当該配当金、利子又は元本の償還金」を「当該果実又は元本の回収金」に改め、「持分」の下に「、受益証券」を加え、第一章中同條の次に次の一条を加える。

(外国投資家預金勘定)

第九條の二 外国投資家預金勘定は、本邦通貨をもつて表示される外国為替銀行(外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。)に対する特別の預金勘定とし、外国投資家に対し開設されるものとする。

2 外国投資家が、その開設している外国投資家預金勘定に預け入れることができるものは、左に掲げるものに限る。
一 当該外国投資家が適法に所有していた株式又は持分の

分の売却代金については、その売却の日)から三ヶ月経過後に行われたものであるときは、他の外国投資家が適法に外国投資家預金勘定に預け入れたものに限る。

3 何人も、前項の規定により預け入れることができるものを除いては、外国投資家預金勘定に預け入れ、又はその預入を受けてはならない。

4 前三項に定めるものの外、外国投資家預金勘定の開設、当該勘定への預入、当該勘定からの払いもどしその他当該勘定に關し必要な事項は、政令で定める。
第二章の標題中「届出又は認可」を「認可及び届出並びに投下された外国資本の指定等」に改める。

第十條を次のように改める。

(技術援助契約の認可)

第十條 外国投資家及びその相手方は、技術援助契約でその期間又はその対価の支払の期間が一年をこえるもののうちその対価を外国へ向けた支払により受領しようとするもの(以下「甲種技術援助契約」という。)を締結し、若しくは甲種技術援助契約の更新その他当該契約の条項の変更をしようとするとき、又は甲種技術援助契約以外の技術援助契約(以下「乙種技術援助契約」という。)の更新その他当該

外資に関する法律の一部を改正する法律(二二三)

売却代金で第十五條の二第一項第三号(但書を除く。)に掲げる売却代金に該当するものうち、その売却の日から三月を経過しないもの

二 当該外国投資家が適法に所有していた受益証券の元本の回収金で第十五條の二第一項第四号(但書を除く。)に掲げる元本の回収金に該当するものうち、その支払期日から三月を経過しないもの

三 当該外国投資家が適法に所有していた株式又は持分で第十五條の二第一項の規定に基づきその元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされているものにつき当該外国投資家が受けた残余財産の分配金等のうち、その支払期日から三月を経過しないもの

四 当該外国投資家が第十三條の三の規定による確認を受けた株式若しくは持分の売却代金、受益証券の元本の回収金若しくは残余財産の分配金等(以下この号において「売却代金等」という。)又はその確認を受けた請求権に係る売却代金等のうち、その確認の日から三月を経過しないもの。但し、当該外国投資家による当該確認を受けた売却代金等又は請求権の取得が、当該売却代金等又は当該請求権に係る売却代金等の支払期日(株式又は持

契約の条項の変更をしようとする場合において、当該更新その他当該契約の条項の変更の結果当該乙種技術援助契約が甲種技術援助契約となるときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該技術援助契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更について外資委員会の認可を受けなければならない。

第十一條第一項中「ところにより、」の下に「当該取得に ついて」を加え、同條第二項中「左の各号の一に該当し」を「その取得が当該法人の財産の増加をもたらし」に、「配当金」を「果実又は元本の回収金」に改め、同項各号及び同條第四項を削り、同條第三項中「前項」を「前二項(前項第二号から第十号までを除く。)」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、左の各号に掲げる場合については適用しない。

一 外国投資家が、適法に株式又は持分を所有する他の外国投資家から当該株式又は持分を譲り受ける場合

二 外国投資家が、株式又は持分を相続又は遺贈に因り取得する場合

三 株式又は持分を所有する法人の合併に際し、合併後存

外資に関する法律の一部を改正する法律(二二三)

- 続する法人又は合併に因り新たに設立される法人である
外国投資家が、当該株式又は持分を取得する場合
- 四 適法に法人の株式又は持分を所有する外国投資家が、
当該法人の合併に際し、当該株式又は持分に基き合併後
存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株
式又は持分を取得する場合
- 五 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の発行
会社の準備金の資本への組入に因り発行される新株の発
行に際し、当該株式について割り当てられる当該新株を
取得する場合
- 六 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の発行
会社の再評価積立金の資本への組入に因り発行される新
株(再評価積立金の資本組入に関する法律第四條第一項
に規定する払込金額の定がある新株を除く)の発行に際
し、当該株式について割り当てられる当該新株を取得す
る場合
- 七 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の分割
又は合併に因り発行される新株を取得する場合
- 八 適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式に対す
る利益の配当に充てるため発行される新株を取得する場
合

- 九 適法に転換株式又は転換社債を所有する外国投資家
が、当該転換株式又は転換社債について転換に因り新株
を取得する場合
- 十 外国投資家が、連合国財産である株式の回復に関する
政令(昭和二十四年政令第三百十号)若しくはドイツ財
産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)又は連合
国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)
の規定に基き株式の回復又は持分の返還を受ける場合
- 十一 その他政令で定める場合
- 第十二條及び第十三條を次のように改める。
(受益証券の取得の認可)
- 第十二條 外国投資家は、受益証券でその果実又は元本の回
収金を外国へ向けた支払により受領しようとするものを取
得しようとするときは、外資委員会規則で定めるところに
より、当該取得について外資委員会の認可を受けなければ
ならない。
- 2 前項の規定は、前條第三項第一号から第三号まで中「株
式又は持分」とあるのを「受益証券」と読み替えた場合に
おいてこれらの号に掲げる場合に該当する場合については

適用しない。

3 前項の規定中前條第三項第一号に係る部分は、外国為替
及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものでは
ない。

(社債又は貸付金債権の取得の認可)

- 第十三條 外国投資家は、日本の法令により設立した法人の
発行する社債又は貸付金債権でその果実又は元本の回収金
を外国へ向けた支払により受領しようとするものを取得し
ようとするときは、外資委員会規則で定めるところによ
り、当該取得について外資委員会の認可を受けなければな
らない。但し、当該取得の日から当該社債又は貸付金債権
の元本の償還の日までの期間が一年以下である場合その他
当該取得が外国為替及び外国貿易管理法に基き命令の規定
の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであ
るとされる場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定は、第十一條第三項第一号から第三号まで中
「株式又は持分」とあるのを「社債又は貸付金債権」と読
み替えた場合においてこれらの号に掲げる場合に該当する
場合については適用しない。
- 3 第一項但書の規定及び前項の規定中第十一條第三項第一
号

外資に関する法律の一部を改正する法律(二二三)

号に係る部分は、外国為替及び外国貿易管理法の規定によ
る制限を排除するものではない。

(投下外国資本の指定)

- 第十三條の二 外国投資家は、左の各号の一に掲げる株式、
持分、受益証券、社債又は貸付金債権(以下この条におい
て「株式等」という。)に係る果実又は元本の回収金であつ
てその支払期日が当該外国投資家による当該株式等の取得
の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、
当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日。以
下この条において同じ。)以後の日であるものを外国へ向
けた支払により受領しようとするときは、外資委員会規則
で定めるところにより、当該株式等の取得の日から三月以
内に申請して、当該株式等について外資委員会の指定を受
けることができる。
- 一 当該外国投資家が、第十一條第三項第一号に掲げる場
合(同号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社
債又は貸付金債権」と読み替えた場合において同号に掲
げる場合に該当する場合を含む。)に第八條第二項第四号
イからへまでに掲げるものを対価として取得した株式
等。この場合において、第八條第二項第四号ロからニま

で中「当該取得の認可を申請した日前一月」とあるのは、「当該取得の認可のあつた日以後」とあるのは、「当該取得の日以前一月以内に」とする。

二 当該外国投資家が、第十一条第三項第一号から第三号までに掲げる場合(これらの号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらの号に掲げる場合に該当する場合を含む。)に他の外国投資家からの譲受(内国支払手段を対価とする譲受を除く。)に因り又は相続、遺贈若しくは合併に因り取得した株式等で、当該他の外国投資家又は被相続人、遺贈者若しくは合併に因り消滅した法人(当該株式等が相続、遺贈又は合併に因りこれらの者が取得したものであるときは、政令で定める者を含む。)について第十五条又は第十五条の二第一項の規定に基き既に当該株式等の果実又は元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされていたもの

三 株式又は持分で第十五条の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされているものを適法に所有する当該外国投

資家が、第十一条第三項第四号から第八号までに掲げる場合に当該株式又は持分につき取得した株式又は持分
四 転換社債又は転換株式で第十五条又は第十五条の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされているものを適法に所有する当該外国投資家が、第十一条第三項第九号に掲げる場合に当該転換社債又は転換株式につき取得した株式

五 当該外国投資家が、第十一条第三項第十号に掲げる場合に第八条第二項第四号イからへまでに掲げるものを対価又は対価に相当するものとして回復を受けた株式。第一号後段の規定は、この場合について準用する。

六 第十一条第三項第十一号に掲げる場合に当該外国投資家が取得した株式又は持分その他の株式等で政令で定めるもの

(技術援助の対価等の相続等の確認)

第十三條の三 外国投資家は、相続、遺贈又は合併に因り技術援助の対価若しくは株式、持分、受益証券、社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金若しくは残余財産の分配金等(以下この条において「対価等」という。)又

はこれらのものの請求権を他の外国投資家から取得し、当該対価等(当該請求権に係る対価等を含む。)又は当該残余財産の分配金等(当該請求権に係る残余財産の分配金等を含む。)を生じた株式若しくは持分の元本の回収金の外国へ向けた支払が、第十五条又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定に基き当該他の外国投資家(当該対価等又は当該請求権が相続、遺贈又は合併に因り当該他の外国投資家が取得したものであるときは、当該他の外国投資家以外の政令で定める外国投資家を含む。)について認められたものとされているものである場合において、当該対価等又は当該請求権に係る対価等を外国へ向けた支払により受領しようとするときは、前条の規定の適用を受ける場合を除く

外、外資委員会規則で定めるところにより、当該外国投資家が当該対価等又は当該請求権を取得した日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)から三月以内にその旨を外資委員会に届け出て、その確認を受けることができる。

第十四條の見出しを「認可、指定又は確認の条件」に改め、同条中「認可」の下に、「指定又は確認」を加え、同

外資に関する法律の一部を改正する法律(二二三)

外国貿易管理法第二十七条の規定により、当該対価(当該認可が当該技術援助契約の更新その他当該契約の条項の変更に係るものであるときは、その支払期日が当該認可の日以後の日であるものに限り)又は当該果実若しくは元本の回収金(その支払期日が当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)以後の日であるものに限り)の外国へ向けた支払が認められたものとする。但し、前条の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

(株式、持分又は受益証券の果実又は元本の回収金等の送金の保証)

第十五條の二 第九條の規定により株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする場合において、当該株式、持分若しくは受益証券につき第十三條の二

の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、左の各号に掲げるものであつてその支払期日が当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)以後の日であるものの外国へ向けた支払が認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

- 一 当該株式、持分又は受益証券の果実
- 二 当該株式(償還株式に限る)の利益をもつてする償却

三 当該株式又は持分の売却代金で、その売却が当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一条第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号又は第

きは、その売却の日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限り。

四 当該受益証券の元本の回収金。但し、当該外国へ向けた支払が当該元本の回収金の支払期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支払期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限り。

2 左の各号に掲げるものの外国へ向けた支払は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、当該各号の外国投資家について認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

- 一 株式又は持分で前項の規定に基づきその元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされているものにつき外国投資家が受ける残余財産の分配金等のうち、当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一条第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるとき

九号に掲げる場合における株式の分割若しくは併合又は転換の際の分割若しくは併合又は転換後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式若しくは被併合株式又は被転換株式、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が当該株式を発行した会社による新株発行の場合の買替(政令で定めるところにより、会社が新株を発行する場合にその新株の引受権に係る株式を売却してその売却代金によりその会社の発行することと同種の株式を新株の割当後に適法に取得することをいう。以下同じ)に因る取得であるときは、当該株式の数がその買替(買替が連続して二回以上なされた場合は、買替のために売却された株式の数の最も少い買替)のために売却された株式の数の数である場合に限る。その買替(買替が連続して二回以上なされた場合は、最初の買替)の際に売却された株式。以下この号において同じ)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から二年経過後に行われたもの。但し、当該外国へ向けた支払がその売却の日から三月経過後に行われるものであると

は、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされている当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号又は第九号に掲げる場合における株式の分割若しくは合併又は転換の際の分割若しくは合併又は転換後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式若しくは被併合株式又は被転換株式、その元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされている当該株式の当該外国投資家による取得が当該株式を發行した会社による新株発行の場合の買替に因る取得であるときは、当該株式の数がその買替(買替が連続して二回以上なされた場合は、買替のために売却された株式の数の最も少ない買替)のために売却された株式の数以下の数である場合に限り、その買替(買替が連続して二回以上なされた場合は、最初の買替)の際に売却された株式。以下この号において同じ。)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から二年経過後のもの。但し、当該外国へ向けた支払が当該残余財産の分配金等の支払期日から三

月経過後に行われるものであるときは、その支払期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九号の第二項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

二 外国投資家が開設している第九号の第二項に規定する外国投資家預金勘定につき生ずる利子

(送金を保証された株式、持分又は受益証券の元本の回収金等の送金額の制限)

第十五條の三 外国投資家が、前条第一項の規定に基づき外国へ向けた支払が認められたものとされる株式又は持分の売却代金の外国へ向けた支払をすることを、当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一条第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支払が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号又は第九号に掲げる場合における株式の分割若しくは合併又は転換の際の分割若しくは合併又は転換後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株

式若しくは被併合株式又は被転換株式、その外国へ向けた支払が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が当該株式を發行した会社による新株発行の場合の買替に因る取得であるときは、当該株式の数がその買替(買替が連続して二回以上なされた場合は、買替のために売却された株式の数の最も少ない買替)のために売却された株式の数以下の数である場合に限り、その買替(買替が連続して二回以上なされた場合は、最初の買替)の際に売却された株式。以下この項において同じ。)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から二年を経過した日又はその日の属する年以後の各年におけるその二年を経過した日又はその日の属する各一年間の各期間においてその外国へ向けた支払をした当該売却代金の合計額が、その外国へ向けた支払が認められたものとされる株式又は持分である当該外国投資家がその二年を経過した日において所有していたもの(以下この項において「送金可能株式等」という。)の株数の総数又は持分に係る出資の価額の総額(有価証券の持分については、出資の口数の総数)の百分の二十に相当する株数又は出資の価

額(有価証券の持分については、出資の口数)の送金可能株式等の売却代金の合計額をこえることとなるときは、そのこえる金額に相当する売却代金については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 外国投資家が、前条第一項の規定に基づき外国へ向けた支払が認められたものとされる受益証券の元本の回収金で、その支払期日の属する年以後の各年におけるその支払期日又はその日の属する各一年間の各期間において外国へ向けた支払をすることができるものは、その外国へ向けた支払が認められたものとされる受益証券の元本の回収金のうち、その金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限るものとし、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する元本の回収金については、前条第一項の規定は、適用しない。

3 外国投資家が、前条第二項の規定に基づき外国へ向けた支払が認められたものとされる株式又は持分についての残余財産の分配金等で、当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一条第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得

であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支払が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号又は第九号に掲げる場合における株式の分割若しくは併合又は転換の際の分割若しくは併合又は転換後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式若しくは被併合株式又は被転換株式、その外国へ向けた支払が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が当該株式を発行した会社による新株発行の場合の買替に因る取得であるときは、当該株式の数がその買替（買替が連続して二回以上なされた場合は、買替のために売却された株式の数の最も少い買替）のために売却された株式の数以下の数である場合に限り、その買替（買替が連続して二回以上なされた場合は、最初の買替）の際に売却された株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から二年を経過した日の属する年以後の各年におけるその二年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支払をすることができず、その外国へ向けた

支払が認められたものとされる株式又は持分についての残余財産の分配金等のうちその金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限り、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する残余財産の分配金等については、前条第二項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分の売却代金ごとに、前項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分についての残余財産の分配金等ごとに、それぞれ各別に適用する。

（確認を受けた技術援助の対価等の送金の保証）

第十五條の四 外国投資家が、第十三条の三の規定により同条に規定する対価等又は請求権について確認を受けたときは、当該外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、当該対価等若しくは当該請求権に係る同条に規定する対価等又はこれらのもので第九条の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられたものにつき生ずる利子の外国へ向けた支払が認められたものとする。但し、第十四条の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

第十七條の二 外国投資家（居住者を除く。）は、その所有する株式につき新株の引受権に基き新株が割り当てられたときは、その割り当てられた新株の引受権を他に譲り渡すことができない。

2 前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ会社その他の第三者に対して対抗することができない。

第二十四条中「契約を締結し、若しくは更新し」を「技術援助契約を締結し、若しくは当該契約の更新その他当該契約の条項の変更をし」に改め、「持分、」の下に「受益証券、」を加え、同条に次の一項を加える。

2 外資委員会は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、左に掲げるものに関し、外国投資家又はその相手方その他の利害関係人から報告を求めることができる。

一 この法律の規定による認可を受けて締結し、又は更新その他契約の条項の変更をした技術援助契約

二 この法律の規定による認可を受けて取得した株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

外資に関する法律の一部を改正する法律（二二三）

三 この法律の規定による届出をした株式は持分

四 この法律の規定による指定を受けた株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

五 この法律の規定による確認を受けた第十三条の三に規定する対価等及び請求権

六 この法律の規定により附した条件の履行状況

七 この法律の規定により開設した外国投資家預金勘定

第二十六条第一号を同条第二号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第九条の二第三項の規定に違反した者

第二十六条に第四号として次のように加える。

四 第十二条第一項の規定に違反した者

第二十七条中「又は虚偽」を「又は同項若しくは第十三条の三の規定による届出をなすに際し虚偽」に改める。

第二十八条中「第二十四条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項を附則第四項とし、附則第七項を附則第五項とする。

附則

項の第十五号第一

株資当株被のは式は転分る七家該分たは持さ合併る号が外該当
式家該式併被、の併換割場号に株、法、分れ併後法に第国株該
をに株、合分そ取合の若合又よ式そ人合のるに存人掲十投式株
発よ式そ株割の得又際しにはるののの併取法因続のげ一資又式
行のの式株株ではのくお第取当売株に得人りす合る条家は又
し取当売又式式あ転分はけ九得該却式因での新る併場第に持は
た得該却は若にる換割併る号が外さ又消る式に人際項の分
会が外さ被しつる後若合株に同国れ又消る式に人際項の分
社当国れ転くいととし又式掲項投たは減と又設又のお第取当
に該投た換はてき株くはのげ第資当持しきは立は合け四得該

の部外資に
日資を改
正する法
律の一
もけの規
除のと定
くさ支に
るたよ
されが
て認
るめ
るら
もれ
た向

項の第十五号第二

のたの被しつる換割併る号が外て認の分たは持さ合併る号が外該当
の支回転くいと後若合株に同国いめ外、法、分れ併後法に第国株該
当さ払取換はてきのし又式掲項投るら国そ人合のるに存人掲十投式株
該れが金株被のは株くはのげ第資当れへのの併取法因続のげ一資又式
外て認の式併被、式は転分る七家該た向元株に得人りす合る条家は又
国いめ外、合分その併換割場号に株もけ本式りあ株た法の合三よ分持
投るら国そ株割の取合の若合又よ式のたの又消る式に人際項の分
資当れへの式株株得又際しにはるのと支回又消る式に人際項の分
家該た向元又式式ではのくお第取当さ払取は減と又設又のお第取当
に株もけ本は若にあ転分はけ九得該れが金持しきは立は合け四得該

の部外資に
日資を改
正する法
律の一

三項の第三十五
項及び第五
び第一條

併る号が外該当日き取因相
後法に第国株該日き取因相
存人掲十投式株は得り続
続のげ一資又式、し当、該家同
す合る条家は又、政た該遺
併場第に持は、令も外贈、式よ
法の合三よ分持、で、投はは取当の却最以、場式のたさか
人際項の分、定、あ資合持得該号さ初上買合のた数めれ連数
又のお第取当、め、る家併分の外にれのな替に数めのにた続が
は合け四得該、るとがにが日国おた買さが限以に最売場しそ

の部外資に
日資を改
正する法
律の一

き取因相
は得り続
、し当、該家同
政た該遺
令も外贈、式よ
で、投はは取当の却最以、場式のたさか
定、あ資合持得該号さ初上買合のた数めれ連数
め、る家併分の外にれのな替に数めのにた続が
るとがにが日国おた買さが限以に最売場しそ

済資金」に、「又は引受」を「若しくは引受」に、「応募すること」を「応募し、又は銀行その他の金融機関の開発資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受けること」に、「及びその応募に係る社債の償還期限は、」を「、その応募に係る社債又はその譲受に係る貸付金の償還期限は、その貸付、応募又は譲受の日から起算して」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 開発資金に係る債務を保證すること。但し、その保證に係る債務の履行期限は、その債務の保證の日から起算して一年未満のものであつてはならない。

第十八条第二項中「第三号」を「第四号」に、「又は社債の応募」を「、社債の応募、債権の譲受又は債務の保証」に、「又は当該応募に係る社債の償還」を「、当該応募に係る社債の償還、当該譲受に係る債権の回収又は当該保証に係る債務の履行」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(債務保証等の限度)

第十八條の二 前条第一項第四号の規定による保証に係る債務の現在額及び第三十七条第一項の規定による借入金の額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第三十六条に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

い。

第十九条の見出しを「(貸付利率の基準等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十八条第一項第一号及び第三号の規定により行う資金の貸付の利率、同項第三号の規定により行う譲受に係る貸付債権の貸付の利率並びに同項第四号の規定により行う債務の保証の利率は、日本開発銀行の収入する貸付金利息(第四十三条第一項の規定により復興金融庫から承継した貸付債権の利息及び第四十九条の二第一項の規定により政府の米国対日援助見返資金特別会計から承継した貸付債権の利息を含む。以下第二十四条第二項において「貸付金の利息」という。)、社債の利子及び債務保証料が日本開発銀行の事務取扱費、業務委託費、第三十七条第一項の規定による借入金の利子、第四十九条の二第二項に規定する政府の貸付金の利子、附属諸費及び資産の運用損失を償うに足るように、銀行の貸付利率又は債務の保証利率を勘案して定めるものとする。

第十九条第二項中「貸付利率」を「貸付利率、譲受に係る貸付債権の貸付利率及び債務の保証利率」に、「貸付の目的」を「貸付、譲受に係る貸付債権及び保証に係る債務の目的」

いづれが多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

- 一 当該利益金の百分の二十に相当する額
- 二 毎事業年度末における貸付金の残高の千分の七に相当する額(その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額)
- 三 第三十六条に次の二項を加える。

3 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

4 前項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条を次のように改める。
(資金の借入)

第三十七條 日本開発銀行は、第十八条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

に改め、「貸付金の償還期限、」の下に「譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の期間、」を、「資金の貸付」の下に「、譲受に係る貸付債権及び債務の保証」を加える。
第二十条中「資金の貸付」の下に「、貸付債権の譲受又は債務の保証」を加え、「利率及び期限」を「資金の貸付の利率、譲受に係る貸付債権の貸付の利率、債務の保証の利率、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の期間」に改め、「回収の方法」の下に「、債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十一条第一項中「銀行」を「銀行その他の金融機関で大藏大臣の指定するもの」に改め、同条第二項中「銀行が」を「前項の規定による大藏大臣の指定を受けた銀行その他の金融機関が」に、「銀行の」を「銀行その他の金融機関の」に改める。

第二十四条第二項中「貸付金利息、社債の利子」を「貸付金の利息、社債の利子、債務の保証料」に、「第四十六条第一項」を「第三十七条第一項の規定による借入金の利子、第四十九条の二第二項」に改める。

第三十六条の見出しを「(利益金の処分及び国庫納付金)」に改め、同条第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額の

2 政府は、日本開發銀行に対して資金の貸付をすることができる。

3 第一項に規定する場合を除く外、日本開發銀行は、資金の借入をしてはならない。

第三十九条中「銀行」の下に「その他の金融機関」を加える。

第四十四条第三項中「商工組合中央金庫」を「銀行及び商工組合中央金庫」に改める。

第四十六条の見出しを「復興金融金庫関係の政府貸付金」に改め、同条第二項を削る。

第四十七条の見出しを「復興金融金庫関係の指定日前における法定出資等」に改め、同条第一項中「毎四半期」を「昭和二十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日までに終了する毎四半期」に改め、同項及び同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第三項中「第四十六条第一項」を「前条」に改める。

第四十八条を次のように改める。

(復興金融金庫関係の指定日における法定出資等)

第四十八条 指定日における第四十六条の政府の貸付金は、

第四十三条第一項に規定する日における第四十六条の政府の貸付金のうち百万円に満たない部分に相当するものを除く外、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、政府の一般会計から日本開發銀行に対し出資されたものとする。

2 前項の規定により返済されたものとされるもの以外の指定日における第四十六条の政府の貸付金は、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、第三十六条第一項の規定により、準備金として積み立てられたものとする。

第四十九条の見出しを「復興金融金庫の業務の引継に関する細目」に改め、第六章中第四十九条の次に次の二条を加える。

(米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権の承継及び法定出資)

第四十九条之二 政府の米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの及びこれに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、

第四十九條之三 日本開發銀行は、前条第一項の規定により、

米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、第十八条第一項各号に掲げる業務の外、当該貸付に係る債権の管理及び回収に関する業務その他その承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

2 日本開發銀行は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫以外の者に対して前項に規定する業務を委託してはならない。

3 第二十一条第二項及び第三十九条の規定は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用する。

第五十一条第四号中「及び第四十四条第一項」を「並びに第四十四条第一項及び第四十九条の三第一項」に改め、同条第五号中「又は第四十四条第二項」を「、第四十四条第二項又は第四十九条の三第二項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第六号中「第三十七条」の下に「第三項」を加え、同条を同条第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

日本開發銀行が承継するものとする。

2 日本開發銀行が、前項の規定により、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、その承継した私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利で同特別会計の原簿に登録されているもののその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第三十七条の規定にかかわらず、その承継の日において、同特別会計から日本開發銀行に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開發銀行は、毎事業年度、前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手續により、利息を支払わなければならない。

4 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において、返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の米国対日援助見返資金特別会計から日本開發銀行に対し出資されたものとする。
(米国対日援助見返資金特別会計から承継した権利義務の処理に関する業務)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律(二二五)

五 第十八条の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の日本開発銀行法第三十六条の規定並びに附則第四項から附則第六項までの規定は、日本開発銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本開発銀行の同年三月に終る事業年度分の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の日本開発銀行法第四十六条第二項の規定は、昭和二十七年四月に始まる日本開発銀行の事業年度については適用しない。
- 4 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第六号中「日本輸出入銀行」の下に「及び日本開発銀行」を加える。
- 5 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第二号中「及び日本輸出入銀行」を「、日本輸出入銀行及び日本開発銀行」に改める。

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「日本輸出入銀行、」の下に「日本開発銀行、」を加える。
第七百四十三条第三号中「日本輸出入銀行、」の下に「日本開発銀行、」を加える。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭和二十七年七月四日法律第二百二十五号)

開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二條 前条の規定による貸付金(以下貸付金という。)の償還は、次項に規定するものを除き、償還期間二十年(すえ置期間を含む。)以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法によるものとする。

前条第一号の資金を政令で定める者に貸し付ける場合の貸付金の償還は、償還期間五年(すえ置期間を含む。)以内、年利五分五厘の均等年賦償還の方法によるものとする。

二項に、第六条第一項中「第二條第一項」を「第二條第三項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

離島航路整備法(昭和二十七年七月四日法律第二百二十六号)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、離島航路事業に関する国の特別の助成措置を定めることにより、離島航路の維持及び改善を図り、もつて民生の安定及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「離島航路」とは、本土(本州、北海道、四国及び九州をいう。)と離島(本土に附属する島をいう。)とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

2 この法律において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二條

る。
政府は、前二項の規定にかかわらず、左の場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができ。

一 貸付金の償還をすべき者の申出があつたとき。

二 貸付金の償還をすべき者が年賦金の支払を怠つたとき。

三 前条の規定による貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む。)が貸付金をその貸付の目的以外の目的に供したとき。

四 前条の規定による貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者)がその営む耕作の業務を怠り、又は廃止したとき。

第一項及び第二項のすえ置期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前条第一号の資金を第一項の規定により貸し付ける場合は五年、第二項の規定により貸し付ける場合は二年、同条第二号の資金を貸し付ける場合は五年、同条第三号の資金を貸し付ける場合は一年とし、その期間中は、無利子とする。

第三条第三項中「前条第一項本文」を「前条第一項又は第

第四項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」とは、離島航路事業を営む者をいう。

(航路補助)

第三條 政府は、離島航路事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するための補助金(以下「航路補助金」という。)を交付することができる。

(航路補助金の交付の申請)

第四條 航路補助金の交付を受けようとする者は、航路補助金の交付申請書に当該離島航路に関する左の事項を記載した運航計画書、航路損益見込計算書その他省令で定める書類を添附して、運輸大臣に申請しなければならない。

一 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互間の距離

(航路図をもつて明示すること。)

二 使用旅客船(予備船を含む。)の明細

三 運航回数及び発着時刻

(航路補助金を交付する場合)

第五條 航路補助金は、当該離島航路を維持するため特に必要がある場合であつて、前条の運航計画書に記載された運航計画が当該離島航路について運輸大臣が認める輸送需要

ければならない。

(航路補助金の流用の禁止)

第十條 航路補助金は、その交付の目的以外の用途に使用してはならない。

(航路補助金の交付の停止及び返還)

第十一條 運輸大臣は、航路補助金の交付を受ける者又は航路補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、交付すべき航路補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した航路補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 第六条の規定による指示に従わないとき。

二 第七条第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 第八条の規定により提出する書類に虚偽の記載をしたとき。

(建造融資等に対する利子補給)

第十二條 政府は、金融機関が離島航路事業者でその事業の用に供する船舶の建造又は改造のために融資を受けようとするものに対して融資をするときは、省令の定めるところにより、当該融資額につき利子の補給をする旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

度に適合するものでなければ、これを交付してはならない。

(運輸大臣の指示)

第六條 運輸大臣は、航路補助金の交付を受ける者(以下「補助航路事業者」という。)に対し、当該離島航路事業のサービスの改善に関し、必要な指示をすることができる。

(運航計画の変更)

第七條 補助航路事業者は、第四条の運航計画書に記載された運航計画の変更をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により運航計画の変更の認可を受けた者は、当該運航計画の変更につき、海上運送法第十一条の認可を受けることを要しない。

(航路損益計算書等の提出)

第八條 補助航路事業者は、省令の定めるところにより、当該離島航路に関する航路損益計算書その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

第九條 補助航路事業者は、当該離島航路事業の損益計算の根拠が明らかであるように関係帳簿及び書類の整理をしな

2 前項の金融機関の範囲は、省令で定める。

3 第一項の規定により政府が利子を補給する旨の契約は、これに基づいて補給すべき利子の総額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、これを結ばなければならない。

(利子補給の基準)

第十三條 前条第一項の規定に基づいて政府が補給する利子は、省令の定めるところにより、金融機関がした当該契約に係る融資の融資残高に対し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第十四條 第十二条第一項の規定により政府が利子の補給をする旨の契約を結んだ金融機関のする当該契約に係る融資の利率は、当該金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

(配当の許可)

第十五條 第十二条第一項の規定により政府が利子の補給をする旨の契約を結んだ金融機関のする当該契約に係る融資を受けて船舶の建造又は改造をした離島航路事業者は、当該金融機関が利子の補給を受けている期間に限り、運輸大

臣の許可を受けた場合の外、省令で定める割合以上の利益の配当をしてはならない。

(金融機関の法令等の違反に対する措置)

第十六條 政府は、金融機関が第十四條の規定又は第十二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該金融機関のした当該契約に係る融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、又は既に補給した利子の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(立入検査)

第十七條 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員にこの法律の規定により助成を受ける離島航路事業者の使用する船舶、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件に關し検査をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害關係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。
(罰則)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に關する

法律 (昭和二十七年七月十五日) 法律第二百二十七号

昭和二十六年産米穀につき、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第一項の規定により政府に売り渡すべき数量をこえる数量の米穀を政府に売り渡した米穀の生産者がその超過部分の数量の米穀の売渡に対する奨励金の交付を受けた場合又は同項の規定により政府に売り渡すべき数量を定められなかつた米穀の生産者で米穀を政府に売り渡したものが当該売渡に対する奨励金の交付を受けた場合においては、当該奨励金の金額は、当該生産者の昭和二十七年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前昭和二十七年分の所得税につき所得税法

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に關する法律(二二七) 製塩施設法(二二八)

第十八條 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

(施行規定)

第十九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十二條第一項の規定により政府と金融機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から十年以内になされるものに限る。

3 海上運送法の一部を次のように改正する。

第四條中「第二十條の規定により」を「離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第三条の規定により」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

4 この法律施行前に海上運送法第二十條の規定により交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき同法第四十六條第五項において準用する同法第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律施行前同法第四十六條第五項において準用する同法第一項から第三項までの規定又は同法第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に対し、更正の請求をすることができる。

3 所得税法第二十七條第七項及び第八項並びに同法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、同法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

製塩施設法 (昭和二十七年七月十五日) 法律第二百二十八号

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 製塩施設法

- 第二章 建設事業の補助(第三条―第十一条)
- 第三章 製塩施設の保全措置(第十二条・第十三条)
- 第四章 雑則(第十四条―第十六条)
- 第五章 罰則(第十七条・第十八条)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、国内における塩の生産を維持増進し、もつて日本専売公社(以下「公社」という。)の行う塩に関する国の専売事業の健全な運営に寄与するため、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設(以下「塩田等」という。)の改良、新設又は災害復旧を目的とする事業(以下「建設事業」という。)を施行する者に対し、その事業を要する費用につき、公社に補助を行わせるとともに、製塩施設の保全及びその効用の維持のための措置をとることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「塩田」とは、塩又はかん水(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。以下同じ。)採取の目的に供される土地をいい、この目的に供される当該土

地の附属施設で濃縮施設及び塩田防災施設以外のものを含むものとする。

2 この法律において「濃縮施設」は、通常枝じょう架又は濃縮台と称されるものその他自然力を利用して、塩若しくはかん水採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供される施設をいう。

3 この法律において「塩田防災施設」とは、塩田又は濃縮施設の附属の堤防でこれらのものの災害を防止するために必要なものをいい、当該堤防の附属施設を含むものとする。

4 この法律において「製塩施設」とは、塩田、濃縮施設その他塩又はかん水製造の目的に供される施設(土地を含む。)及び塩田防災施設をいう。

5 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。

6 この法律において「災害復旧事業」とは、災害にかかった塩田等を原形に復旧する事業で、一箇所の工場の費用が十五万円以上のものをいう。

7 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった塩田等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合に

第三條 公社は、災害復旧事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 前項の規定による補助金の金額は、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五

二 塩田防災施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五

3 前条第七項に規定する災害復旧事業の事業費のうち災害にかかった塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる部分(以下「超過事業費」という。)についての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該超過事業費の十分の四

二 塩田防災施設に係るもの 当該超過事業費の十分の五

9 この法律において「改良事業」とは、左の各号に掲げる事業をいう。

一 塩田防災施設の改良又は新設

二 用排水施設(塩又はかん水採取するために、海水又はかん泉を引き入れ、たくわえ、又は排出するための施設をいう。)の改良又は新設

三 荒廃塩田地盤の改良

第二章 建設事業の補助

(災害復旧事業の補助金の交付)

製塩施設法(二二八)

4 第一項の規定による補助金を交付する災害復旧事業の事業費は、当該事業に係る工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買収費及びその他の諸役務費の合計額に雑費を加えたものとする。

5 第一項の規定による補助金は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の十三第一項の規定による専売納付金の計算上当該補助金を支出した事業年度の損失に算入する。

（災害復旧補助の申請）

4 前条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、災害が発生した日から二箇月以内に、当該災害復旧事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「復旧補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

（災害復旧補助の決定）

5 前条第一項の規定による復旧補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が災害復旧事業に該当し、且つ、第一条に規定する目的に照らし必要なもの

であると認めるときは、災害復旧事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、第三条の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 公社は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合においては、その補助金を交付する事業が同項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、前条の規定により提出された事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

（改良事業の補助金の交付）

6 公社は、改良事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 第三条第四項及び第五項の規定は、前項の補助金について準用する。この場合において、同条第四項中「災害復旧事業」とあるのは「改良事業」と読み替えるものとする。（改良補助の申請）

7 前条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、改良事業の施行前に、当該改良事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「改良補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

（改良補助の決定）

8 公社は、前条の規定による改良補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が改良事業に該当し、且つ、第一条に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、改良事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、予算の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「第八条第一項」と、「前条」とあるのは「第七条」と読み替えるものとする。

（変更の承認）

9 第三条第一項又は第六条第一項の規定による補助金

の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業に係る事業計画書の内容（第五条第二項（前条第二項）において準用する場合を含む。）の規定により附された条件に従つてその内容を変更した場合には、その変更された内容に変更を加えようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、その変更を加えようとする内容を審査し、その申請に係る変更を承認するかどうかを決定しなければならない。

3 公社は、前項の規定による変更の承認をした場合において、その変更に応じて補助金の金額を変更する必要があるときは、第五条第一項又は前条第一項に規定する公社が定めた基準に従い、第三条又は第六条の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その変更をしなければならない。

4 公社は、前項の規定により補助金の金額を変更する場合においては、その変更の原因となつた事業計画書の内容の変更に係る事業が第五条第一項又は前条第一項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、第一項の

規定により承認を申請された変更に係る事業計画書の内容に必要な変更を加へるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

（補助金の返還）

第十條 第三條第一項の規定又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、当該各号に規定する金額を公社に返還しなければならない。

一 当該補助の目的である建設事業が終了した場合において、当該事業に要した事業費の金額が当該補助金の金額の決定の基礎となつた事業費の見積額に満たなかつたときは、その満たなかつた部分の金額に当該補助金の金額の当該見積額に対する比率を乗じて得た金額

二 第九條第三項の規定による補助金の変更を受けた場合において、当該変更により既に交付を受けた補助金の金額が変更後の補助金の金額をこえることとなつたときは、そのこえることとなつた金額

2 公社は、第三條第一項又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付

認められる災害に係るもの
2 第六條の規定は、第三條第三項の規定の適用を受ける事業については適用しない。

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）により国が費用を負担する災害復旧事業については、第三條又は第六條の規定は、適用しない。

第三章 製塩施設の保全措置

（製塩施設の目的外使用の制限）

第十二條 製塩施設を塩又はかん水の製造以外の目的に供しようとするときは、あらかじめ公社の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 災害その他やむをえない事由で一時的に塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合
- 二 製塩施設を補修又は改良するために塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合
- 三 塩又はかん水の生産維持に支障がない場合で政令で定めるもの

2 前項の許可の申請が著しく効用の低下した製塩施設で改良の見込のないものに係るとき、経営の困難に因りなされ

について公社の附した条件（第九條第四項の規定により公社の附した条件を含む。）に従つて使用してないと認められるときは、その者に對し、その使用してないと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。

3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を与えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なく、その返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

（適用除外）

第十一條 第三條の規定の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
- 二 維持工事とみるべきもの
- 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じた認められる災害に係るもの
- 四 甚しく維持管理を怠つたことに基因して生じたものと

たときその他の正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その許可を拒むことができない。

（予防措置の指示）

第十三條 公社は、製塩施設の効用の維持又は製塩施設の保全上必要があるときは、製塩施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、製塩施設の効用を維持し又は製塩施設を保全するために必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる。

- 一 製塩に使用する海水の比重をボーメ〇・一度以上低下させるもの
- 二 製塩に使用する海水中にきよ、雑物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を与え製塩施設の性能又は塩の品質をそこなうもの
- 三 製塩施設を損壊するもの

2 前項の予防施設を設けるため必要な費用は、その施設を設けるようとする者の負担とする。但し、その予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、公社は、その費用の一部を当該予防施設に係る前項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する者に負担させるこ

とができる。

3 第一項の予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、同項の指示に従つてその予防施設を設けようとする者は、前項の規定によりその費用の一部を当該予防施設に係る第一項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する者に負担させるべきことを、公社に対して請求することができる。

4 公社は、前項の請求があつた場合には、すみやかに、当該塩又はかん水を製造する者に当該費用に負担させるかどうか、及び負担させる場合にはその金額を決定し、当該請求者に通知するとともに、負担させることを決定した者に対し当該金額を当該請求者に支払うべきことを命じなければならぬ。

5 前項の命令を受けた者は、当該命令に従つて、その負担すべき金額を相手方に支払わなければならない。

6 第一項に規定する者が国は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港務局を含む。以下同じ。）であるときは、公社は、その必要な予防施設の設置につき、国又は当該地方公共団体に協議するものとする。
7 公社は、第一項の規定により指示をしようとする場合に

第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定がない限り、大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第十七條 第十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第十二条第一項の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

において、第一項に規定する者（国又は地方公共団体を除く。）が新たに設けようとする施設又は当該施設を設けようとする事業が農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）第三条第七号に掲げる事項に係るものであるとき、又は通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）第三条各号に掲げる事項に係るものであるときは、あらかじめ、その指示につき農林大臣又は通商産業大臣に協議するものとする。

第四章 雑則

（公社の調査等）

第十四條 公社は、第三条若しくは第六条の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

（異議の申立）

第十五條 第十二条又は第十三条第一項若しくは第四項の規定に基づき公社のなした処分に対して不服がある者は、処分があつた日から三十日以内に、公社の総裁に異議の申立をすることができる。
（実施規定）

4

日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第一条中「及びしよ、脳専売法（昭和二十四年法律第二百十三号）」を「、しよ、脳専売法（昭和二十四年法律第二百十三号）及び製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）」に改める。

第二十七條第七号中「及びしよ、脳専売法」を「、しよ、脳専売法及び製塩施設法」に改める。

5 農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表貸付金の種類の欄中「塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）」を「製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）」に改め、同条第二項中「塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）」を「製塩施設法」に改める。

6 旧塩田等災害復旧事業補助法による補助事業に係る農林漁業資金融通法による貸付金については、なお従前の例による。

農地法

(昭和二十七年七月十五日
法律第二百二十九号)

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 農地及び採草放牧地
 - 第一節 権利移動及び転用の制限 (第三条―第五条)
 - 第二節 小作地等の所有の制限 (第六条―第十七条)
 - 第三節 利用関係の調整 (第十八条―第三十二条)
 - 第四節 競売及び公売の特例 (第三十三条―第三十五条)
 - 第五節 国からの売渡 (第三十六条―第四十三条)
- 第三章 未墾地等の買収及び売渡
 - 第一節 買収 (第四十四条―第六十条)
 - 第二節 売渡 (第六十一条―第七十五条)
- 第四章 雑則 (第七十六条―第九十一条)
- 第五章 罰則 (第九十二条―第九十四条)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適當であると認めて、耕作者の農地の取得を促

進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2 この法律で「自作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供している農地をいい、「小作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基いてその事業に供している農地をいう。

3 この法律で「自作採草放牧地」とは、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供している採草放牧地をいい、「小作採草放牧地」とは、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基いてその事業に供している採草放牧地をいう。

4 この法律で「自作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権に基いて耕作又は養畜の事業を行う個人をいい、「小作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権以外の権

以外の土地又は工作物の地代又借賃を含む。及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。

第二章 農地及び採草放牧地

第一節 権利移動及び転用の制限

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三條 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(使用貸借による権利若しくは賃借権については、市町村農業委員会の許可)を受けなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合及び第五條第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第三十六条、第六十一条、第六十八条、第六十九条、第七十条又は第八十条の規定によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

二 第二十六条から第三十一条までの規定によつて利用権が設定される場合

三 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

5 前二項の規定の適用については、耕作又は養畜の事業を行う者の世帯員が農地又は採草放牧地について有する所有権その他の権利は、その耕作又は養畜の事業を行う者が有するものとみなす。

6 この法律で「世帯員」とは、住居及び生計を一にする親族をいう。この場合において、世帯員のいずれかについて生じた左に掲げる事由により世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にするものとみなす。

一 疾病又は負傷による療養

二 就学

三 公選による公職への就任

四 その他省令で定める事由

7 この法律で「小作料」とは、耕作の目的で農地につき地上権又は賃借権が設定されている場合の地代又は借賃(その地上権又は賃借権の設定に附随して、農地以外の土地についての地上権若しくは賃借権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その地代又は借賃と農地の地代又は借賃とを分けることができない場合には、その農地

四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

五 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

六 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

七 遺産の分割によりこれらの権利が取得される場合

八 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、左の各号の一に該当する場合には、することができない。但し、第三号から第五号までに掲げる場合において、政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
一 小作地又は小作採草放牧地につきその小作農及びその世帯員以外の者が所有権を取得しようとする場合
二 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者及びその世帯員がその農地又

は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行わないと認められる場合

三 前号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が耕作の事業に供すべき農地の面積とこれらの者が所有する小作地の面積との合計が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について別表で定める面積（都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積）をこえることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積とこれらの者が所有する小作採草放牧地の面積との合計が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について別表で定める面積（都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積）をこえることとなる

場合

五 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が現に耕作の事業に供している農地の面積の合計及び現に耕作又は養畜の事業に供している採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二町歩、都府県では三反歩（都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

六 旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十九条第二項で準用する場合を含む）、同法第二十八条第三項若しくは第五項（これらの規定を同法第二十九条第二項及び第四十一条第四項で準用する場合を含む）若しくは同法第四十一条第一項の規定により国から売り渡された農地若しくは採草放牧地、旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第二条第一項の規定により譲渡された農地若しくは採草放牧地又は第三十六条若しくは第六十一条の規定により売り

渡された農地若しくは採草放牧地につき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く。）
七 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行う者がその小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く。）
八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することにより農業生産が低下することが明らかである場合

3 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。
4 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じ

ない。

(農地の転用の制限)

第四條

農地を農地以外のものにする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地を農地以外のものにする場合には、農林大臣の許可)を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 第七條第一項第三号に掲げる農地を農地以外のものにする場合
 - 二 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
 - 三 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合
 - 四 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
 - 五 その他省令で定める場合
- 2 都道府県知事が、前項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。
- 3 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五條

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするため、これらの土地については第三條第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地について権利を取得する場合には、農林大臣の許可)を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合
 - 二 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
 - 三 その他省令で定める場合
- 2 第三條第三項及び第四項並びに前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 第二節 小作地等の所有の制限
(所有できない小作地及び小作採草放牧地)
第六條 国以外の者は、何人も左に掲げる小作地又は小作採草放牧地を所有してはならない。

草放牧地を所有してはならない。

一 その所有者の住所のある市町村の区域(採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。)の外にある小作地又は小作採草放牧地

二 その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地である市町村の区域(都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積)をこえる面積のもの

2 前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者の世帯員が当該所有者の住所のある市町村の区域内で所有する小作地又は小作採草放牧地は、当該所有者が所有するものとみなす。

3 第一項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二條第六項に掲げる事由により、一時その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないものは、その住所がその市町村の区域

内にあるものとみなす。

4 第一項の規定の適用については、自作農又はその世帯員であつた者が第二條第六項に掲げる事由以外の事由によりその住所がその所有する農地のある市町村の区域内になくなり、その者の配偶者又はその者と住所及び生計を一にして二親等内の血族がその農地について引き続き耕作をしていて、且つ、その農地の所有者がその農地のある市町村の区域内に住所を有するに至る見込があると市町村農業委員会が認めたものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

5 第一項の規定の適用については、小作地以外の農地又は小作採草放牧地以外の採草放牧地でその所有者又はその世帯員でない者が平穩に、且つ、公然と耕作又は養畜の事業に供しているものは、小作地又は小作採草放牧地とみなす。

6 第一項の規定の適用については、次条第一項第五号及び第六号に掲げる小作地又は小作採草放牧地の面積は、その所有者の所有面積に算入しない。
(所有制限の例外)

第七條 左の各号の一に該当する小作地又は小作採草放牧地は、前條第一項の規定にかかわらず、所有することができ

る。

- 一 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供している小作地又は小作採草放牧地
- 二 試験研究又は農事指導の目的に供するものとして、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けた小作地又は小作採草放牧地
- 三 近く農地又は採草放牧地以外のものとするを相当とするものとして、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けた小作地又は小作採草放牧地
- 四 自作農又はその世帯員の死亡又は第二条第六項に掲げる事由によつて自作地又は自作採草放牧地として耕作、採草又は家畜の放牧をすることができなくなつたため、小作地又は小作採草放牧地として貸し付けられている土地であつて、自作農であつた者又はその世帯員が耕作、採草又は家畜の放牧をすることができるようになれば直ちにこれをする市町村農業委員会が認めたもの
- 五 新開墾地、焼畑、切替畑等収獲の著しく不定な小作地で、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けたもの
- 六 第二十六条から第三十一条までの規定による利用権の

設定により新たに小作採草放牧地となつた土地

七 その他省令で定める小作地又は小作採草放牧地

2 前項第二号、第三号及び第五号の指定は、有効期間を限り、又はその他の条件をつけてすることができる。

(公示及び通知)

第八條 市町村農業委員会は、前二条の規定により所有して

はならない小作地又は小作採草放牧地があると認めるときは、左に掲げる事項を公示し、且、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所等、これらの事項を記載した書類を縦覽に供しなければならない。

一 その小作地又は小作採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 第六条第一項第一号の規定により所有してはならない場合には、その小作地又は小作採草放牧地の所在、地番、地目及び面積、同項第二号の規定により所有してはならない場合には、その者がその市町村の区域内で所有するすべての小作地又は小作採草放牧地(前条第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く)の所在、地番、地目及び面積並びに所有してはならない面積
三 その他必要な事項

2 市町村農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、通知ができなるときは、通知すべき事項を公示して通知に代えることができる。

(買収)

第九條 前条第一項の規定により公示された小作地又は小作採草放牧地の所有者が、第六条第一項第一号に該当する旨の公示があつたときはその公示に係る小作地又は小作採草放牧地を、同項第二号に該当する旨の公示があつたときはその公示に係る小作地又は小作採草放牧地のうち所有してはならない面積に相当するものを、その公示の日から起算して一箇月以内に(その公示に係る小作地又は小作採草放牧地の所有者がその期間の満了前に市町村農業委員会に対しその期間の満了の日の翌日から起算して二箇月をこえない期間内で期日を定め、その期日までその期間を延長すべきことを書類で申し入れたときは、その期日まで)他の者に譲渡しないときは、国がこれを買収する。但し、本文に規定する期間内に第三条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後もこれに対する処分がないときは、

これに対し不許可の処分があるまでは、この限りでない。

2 国は、第六条第一項第二号に該当するものとして前項の規定により小作地又は小作採草放牧地を買収する場合には、その分筆を避けるため特に必要があるときは、一反歩をこえない範囲内で、所有してはならない面積をこえる面積のものを買収することができる。

3 前二項の規定による国の買収は、後三条に規定する手続に従つてするものとする。

(市町村農業委員会の関係書類の進達)

第十條 市町村農業委員会は、前条の規定により国が小作地又は小作採草放牧地を買収すべき場合には、遅滞なく、買収すべき小作地又は小作採草放牧地を定め、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。

一 その土地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その土地の所在、地番、地目及び面積

三 その土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利の種類並びにその権利を有する者の氏名又は名称及び住所

2 市町村農業委員会は、前項の書類を進達する場合におい

て、買取すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、その権利を有する者に対し、省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならない。

(買取令書の交付及び縦覧)

第十一條 都道府県知事は、前条の規定により進達された書類に記載されたところに従い、遅滞なく(同条第二項の規定による通知をした場合には、同項の期間経過後遅滞なく)、左に掲げる事項を記載した買取令書を作成し、これをその土地の所有者に、その謄本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

- 一 前条第一項に掲げる事項
- 二 買取の期日
- 三 対価
- 四 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)
- 五 その他必要な事項

2 都道府県知事は、前項の規定による買取令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

の支払又は供託をしたときは、その期日に、その土地の上にある先取特権、質権及び抵当権は、消滅し、その土地の所有権は、国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買取令書に記載された買取の期日までに対価の支払又は供託をしないときは、その買取令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその土地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対価の支払をした時とみなす。

(附帯施設の買取)

第十四條 第九条の規定による買取をする場合において、市町村農業委員会がその買取される土地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、国は、その買取される土地の所有者又はその世帯員の有する土地(農地及び採草放牧地を除く)、立木、建物その他の工作物又は水の使用

3 市町村農業委員会は、買取令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供ししなければならない。

(対価)

第十二條 前条第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買取すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利を有する者から第十条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

- 一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
- 二 対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合
- 三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合

(効果)

第十三條 国が買取令書に記載された買取の期日までに対価

に関する権利をあわせて買取することができる。

2 第十条から前条までの規定は、前項の規定による買取をする場合に準用する。この場合において、第十条第一項中第二号は、「二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

第十五條 第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者及びその世帯員以外の者が耕作又は養畜の事業に供したときは、第三条第一項の規定による許可を受けて貸し付けられた場合を除き、国がこれを買収する。

2 第十条から前条までの規定は、前項の規定による買取をする場合に準用する。

(申出による買取)

第十六條 農地又は採草放牧地の所有者は、市町村農業委員会に対し、その所有する農地又は採草放牧地を国が買取すべき旨を申し出ることができる。

2 第十条から第十四条までの規定は、前項の規定による申出があつた場合に準用する。

(承継人に対する効力)

第十七條 第十條第二項(第十四條第二項、第十五條第二項又は前條第二項で準用する場合を含む。)の規定による通知及び第十一條(第十四條第二項、第十五條第二項又は前條第二項で準用する場合を含む。)の規定による買取令書の交付は、その通知又は交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第三節 利用関係の調整

(農地又は採草放牧地の賃借借の対抗力)

第十八條 農地又は採草放牧地の賃借借は、その登記がなくとも、農地又は採草放牧地の引渡があつたときは、これをもつてその後その農地又は採草放牧地について物権を取得した第三者に対抗することができる。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六十六條第一項及び第三項(用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任)の規定は、登記をしてない賃借借の目的である農地又は採草放牧地が売買の目的物である場合に準用する。
3 民法第五百三十三條(同時履行の抗弁権)の規定は、前

項の場合に準用する。

(農地又は採草放牧地の賃借借の更新)

第十九條 農地又は採草放牧地の賃借借について期間の定がある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六箇月前まで(賃借人又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃借をしたことが明らかなる場合は、その期間の満了の六箇月前から一箇月前まで)の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃借借と同一の条件で更に賃借借をしたものとみなす。

(農地又は採草放牧地の賃借借の解約等の制限)

第二十條 農地又は採草放牧地の賃借借の当事者は、省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃借借の解除をし、解約の申入をし、合意による解約をし、又は賃借借の更新をしない旨の通知をしてはならない。但し、合意による解約が民事調停法による農事調停によつて行われる場合は、この限りでない。
2 前項の許可は、左に掲げる場合でなければしてはならない。

第二十一條 市町村農業委員会は、小作農の経営を安定させることを旨とし、省令で定める基準に基づき、都道府県知事の認可を受けて、農地ごとに小作料の最高額を定めなければならない。

2 市町村農業委員会は、前項の額を定めるときは、これを公示しなければならない。

3 第一項の基準が変更されたときは、同項の規定により市町村農業委員会が定めた額は、変更後の基準の従前の基準に対する比率に応じて変更されたものとみなす。

(小作料の定額金納)

第二十二條 小作料を定める契約では、その額は、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額をこえない範囲の定額の金銭で定めなければならない。

2 前項の規定に違反する契約については、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額を小作料の額と定めたとものとみなす。

(小作料の支払又は受領の制限)

第二十三條 小作料は、金銭以外のもので支払い、若しくは受領し、又は第二十一條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは受領してはならない。

- 一 賃借人が信義に反した行為をした場合
- 二 その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合
- 三 賃借人の生計、賃借人の経営能力等を考慮し、賃借人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合
- 四 その他正当の事由がある場合
- 3 都道府県知事が、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。
- 4 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。
- 5 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。
- 6 前條又は民法第六百十七條(解約の申入)若しくは第六百十八條(解約権の留保)の規定と異なる小作条件でこれらの規定による場合に比して賃借人に不利なものは、定めないものとみなす。
- 7 農地又は採草放牧地の賃借借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす。

(小作料の最高額)

ない。

2 どのような名目によるのであつても、前項の規定による制限を免かれる行為をしてはならない。

（小作料の減額請求権）

第二十四條 小作料の額が、田にあつては、収穫された米の価額の二割五分、畑にあつては、収穫された主作物の価額の一割五分をこえるときは、小作農は、その農地の所有者又は賃貸人に対し、その割合に相当する額になるまで小作料の減額を請求することができる。

（契約の文書化）

第二十五條 農地又は採草放牧地の賃貸借契約については、当事者は、書面によりその存続期間、小作料の額及び支払条件その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにするとともに、その写を市町村農業委員会に提出しなければならない。

（利用権設定に関する承認）

第二十六條 耕作の事業を行う者は、左に掲げる事項を目的とする土地又は立木についての使用収益の権利（以下「利用権」という。）を取得する必要があるときは、省令で定める手続に従い、市町村農業委員会の承認を受け、土地又は

立木の所有者その他これらに関し権利を有する者に対し、利用権の設定に関する協議を求めることができる。

一 自家用の薪炭とするための原木の採取

二 自家用の燃料とするための枝、落葉等の採取

三 自家用の肥料、飼料又は敷料とするための草又は落葉の採取

四 耕作の事業に附随して飼育する家畜の放牧

2 前項第一号に掲げる事項を目的とする利用権の設定については、市町村農業委員会は、左に掲げる場合に限り、同項の承認をすることができる。

一 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしていた土地について利用権を設定しようとする場合

二 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしていた土地についてその採取をすることができなくなつた場合において、これに代るべき土地に利用権を設定しようとする場合

三 他の耕作の事業を行う者が慣行又は契約により原木の採取をしている土地について利用権を設定しようとする場合

2 市町村農業委員会は、前項の期間経過後二箇月以内に裁定をしなければならない。

（裁定）

第二十九條 利用権を設定すべき旨の裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積又は立木の所在、樹種及び数量

二 利用権の内容

三 利用権の始期及び存続期間

四 対価

五 対価の支払の方法

2 前項の裁定は、同項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。

第三十條 市町村農業委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び第二十八條第一項の通知をした者に通知するとともに、これを公示しなければならない。第八十五條第一項第三号の規定による訴願に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 利用権を設定すべき旨の裁定について前項の公示があつ

3 市町村農業委員会は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、その申請に係る協議の相手方その他省令で定める者の意見を聞かなければならない。

4 市町村農業委員会は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

5 第一項の規定は、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）による国有林野には、適用しない。

（裁定の申請）

第二十七條 前条第一項の協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定める手続に従い、その利用権の設定に関し市町村農業委員会に裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第二十八條 市町村農業委員会は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る利用権設定の相手方にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

たときは、その裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

3 民法第二百七十二條但書(永小作権の譲渡又は賃貸の禁止)及び第六百十二條(賃借権の譲渡又は転貸の禁止)の規定は、前項の場合には、適用しない。

(市町村等の利用権設定)

第三十一條 第二十六條から前條までの規定は、市町村又は農業協同組合が耕作の事業を行う者のために第二十六條第一項に掲げる事項を目的とする土地又は立木の利用権を取得する必要があると認められた場合に準用する。

(利用権の保護)

第三十二條 耕作の事業を行う者が第二十六條第二項に掲げる事項を行うことを目的とする有償の契約については、第十八條から第二十條まで及び第二十五條の規定を準用する。

第四節 競売及び公売の特例

(競売の特例)

第三十三條 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)又は競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続の開始決定のあつた農地又は採草放牧地について、競売期日、

再競売期日又は入札期日において許すべき競売価額の申出がないときは、その競売を申し立てた者は、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、国がその土地を買い取るべき旨を申し出ることができる。

2 農林大臣は、前項の申出があつたときは、左に掲げる場合を除いて、次の競売期日、再競売期日又は入札期日までに、裁判所に対し、その土地を第十二條第一項の政令で定めるところの規定により算出した額で買い取る旨を申し入れなければならない。

一 最低競売価額又は最低入札価額が第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額をこえる場合

二 国が競売人となれば、その土地の上にある留置権、先取特権、質権又は抵当権で担保される債権を弁済する必要がある場合

三 売却条件が国に不利になるように変更されている場合
3 前項の申入があつたときは、国は、民事訴訟法又は競売法による最高価競買人又は最高価入札人となつたものとみなす。この場合の競買価額又は入札価額は、第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。
(公売の特例)

第三十四條 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分(その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。)により公売に付された農地又は採草放牧地について買受人がない場合に、滞納処分を行う行政庁が、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、国がその土地を第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取るべき旨の申出をしたときは、農林大臣は、前條第二項第二号及び第三号に掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、その土地を買い取る旨を申し入れなければならない。

2 前項の申入があつたときは、国は、公売により買受人となつたものとみなす。

(市町村農業委員会への通知)

第三十五條 農林大臣は、第三十三條又は前條の規定により国が農地又は採草放牧地を取得したときは、市町村農業委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第五節 国からの売渡

(農地、採草放牧地等の売渡の相手方)

第三十六條 国は、第九條第一項若しくは第二項若しくは第十五條第一項の規定により買取し、又は第十六條第一項の

規定に基く申出により買取した農地及び採草放牧地、所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する農地及び採草放牧地のうち農林大臣が定めるもの並びに第三十三條又は第三十四條の規定により国が取得した農地及び採草放牧地を、この節に規定する手続に従い、左に掲げる者に売り渡す。但し、第八十條の規定により売り払い、又は所管換若しくは所屬替をする場合は、この限りではない。
一 その土地が小作地又は小作採草放牧地(次号に掲げるものを除く。)である場合には、その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行つている者(耕作又は養畜の事業を行つていた者又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行うことができなくなつたため、その土地を貸し付けている場合において、その貸主が耕作又は養畜の事業を行うことができなくなれば直ちにその事業を行うと市町村農業委員会が認めた場合にあつては、その貸主)で自作農として農業に精進する見込があるもの
二 その土地が共同利用することが適当な採草放牧地である場合には、地方公共団体又は農業協同組合

三 前二号以外の場合には、自作農として農業に精進する見込がある者で市町村農業委員会が適当と認められたもの

2 前項の規定により売り渡すべき農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十四条第一項の規定によりあわせて買収した土地、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利（以下「附帯施設」という。）があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売渡を受ける者にあわせて売り渡す。

（買受の申込）

第三十七條 前条第一項の農地又は採草放牧地を買い受けようとする者は、省令で定める買受申込書を市町村農業委員会に提出しなければならない。

（市町村農業委員会の関係書類の進達）

第三十八條 市町村農業委員会は、第三十六条第一項各号の一に該当する者から前条の買受申込書の提出があつたときは、これに基き、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。

- 一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 売り渡すべき農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 売り渡すべき附帯施設があるときは、土地については所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容

四 その他省令で定める事項

（売渡通知書）

第三十九條 都道府県知事は、前条の規定により進達された書類に記載されたところに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その謄本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

- 一 前条第一号から第三号までに掲げる事項
 - 二 売渡の期日
 - 三 対価
 - 四 対価の支払の方法
 - 五 その他必要な事項
- 2 前項第三号の対価は、第十二条第一項（第十四条第二項で準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより算出した額とする。
- 3 第十一条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

（効果）

第四十條 前条の規定による売渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された売渡の期日に、その農地若しくは採草放牧地の所有権又は附帯施設である土地、立木若しくは工作物の所有権若しくは水の使用に関する権利は、その売渡の相手方に移転する。

（対価の支払）

第四十一條 第三十六条の規定により売渡した農地、採草放牧地及び附帯施設の対価の支払は、支払期間三十年（据置期間を含む。）以内、年利五分五厘の均等年賦支払の方法によるものとする。但し、その農地、採草放牧地又は附帯施設を買い受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部につき一時支払の方法によるものとする。

（対価の徴収の委任）

第四十二條 国は、政令で定めるところにより、前条の対価の徴収を市町村にさせることができる。

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、国は、省令で定めるところにより、その責任を免除することができる。

（督促、滞納処分等）

第四十三條 第三十六条の規定による売渡を受けた者がその

指定された期日までにその対価を支払わなかつたときは、国は、督促状により、期限を指定してその支払を督促しなければならない。

2 前項の督促状で指定された期限までに対価の支払がないときは、その期限満了の日の翌日から対価の支払の日までの日数に応じ、滞納額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

3 第一項の対価及び前項の延滞金は、国税滞納処分の例により処分し、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に対してその処分を請求することができる。

4 国が前項の規定により市町村に対して処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。

この場合には、国は、徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

5 第四十一条の対価及び第二項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 国税徴収法第四条ノ一（繰上徴収）、第四条ノ九（書類の送達）、第四条ノ十（公示送達）及び第九条第四項から第十項まで（延滞加算税額の徴収）の規定は、第四十一条の対価の徴収について準用する。この場合において、これらの

規定中「延滞加算税額」とあるのは、「延滞金額」と読み替えるものとする。

第三章 未墾地等の買収及び売渡

第一節 買収

(買収の対象)

第四十四條 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があるときは、第四十六条から第五十四条までの規定に従い、左に掲げるものを買収することができる。

- 一 開発して農地とすることが適当な土地及びその土地について耕作の事業を行うべき自作農が採草放牧地、薪炭林、防風林、道路、水路、ため池、宅地等として利用する必要がある土地
- 二 国が所有する前号に該当する土地に関する担保権以外の権利
- 三 第一号に該当する土地附近の農地でこれらの土地とあわせて開発する必要があるもの
- 四 第一号又は前号に該当する土地の上にある立木又は建物その他の工作物でこれらの土地の開発後の利用上必要

なもの

- 五 第一号又は第三号に該当する土地の開発後の利用上必要な水の使用に関する権利
- 2 前項第一号の規定により買収する土地は、傾斜、土性その他の条件が政令で定める基準に適合し、且つ、これを農業のために利用することが国土資源の利用に関する総合的な見地から適当であると認められるものでなければならぬ。

(国に対する買収の申出)

第四十五條 市町村農業委員会又は農業協同組合は、都道府県知事に対し、前条第一項各号に掲げる土地、立木、工作物又は権利(以下「土地等」という。)を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

(買収すべき土地等の調査)
第四十六條 都道府県知事は、第四十四条第一項第一号に該当する土地で自作農の創設又はその経営の安定の目的に供することを相当とするものがあると認めるときは、省令で定めるところにより、その土地の傾斜、土性等の自然的条件及びその土地に係る同項第三号から第五号号まで(国が所有する土地については同項第二号から第五号号まで)に掲

ならない。この場合において、通知ができないときは、その旨を公示して通知に代えることができる。

- 4 第一項の土地等の所有者、市町村農業委員会その他その土地等の買収について意見がある者は、第二項の規定による公示の日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に意見書を提出することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その意見書の内容を都道府県開拓審議会に通知し、その土地等を国が買収することの適否について、同項の期間満了後、更に都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による諮問に対し、その土地等の全部又は一部について、これを国が買収することが不適当である旨の答申があつたときは、その答申に従い、第一項の規定による公示を取り消し、又はこれを変更しなければならぬ。

(土地の形質の変更等の制限)
第四十九條 前条第一項の規定による公示があつたときは、その公示に係る土地の形質を変更し、又はその公示に係る立木若しくは工作物を取去し、若しくは損壊してはならない。

- げる土地等を調査しなければならない。
(都道府県開拓審議会への諮問)
第四十七條 都道府県知事は、前条の規定による調査をしたときは、その調査に係る土地等を国が買収することの適否について、都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。
(買収すべき土地等の選定及び意見書の提出等)
第四十八條 都道府県知事は、前条の規定による諮問に対し、国が買収することが適当である旨の答申があつたときは、左に掲げる事項を定め、これを公示するとともに、市町村農業委員会に通知しなければならない。
一 土地についてはその区域、土地以外のものについてはその種類及び所在
二 土地の利用予定の概要
2 市町村農業委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して十日間、その事務所、その通知の内容を起載した書類を縦覧に供しなければならない。
3 市町村農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地等の所有者にその旨を通知しなければならない。

い。但し、その公示の日から起算して三箇月を経過した場
合及び省令で定める場合は、この限りでない。

(買収令書の交付及び縦覧)

第五十條 都道府県知事は、第四十八條第四項の期間が満了
したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出が
あつた場合には、同条第五章の規定による諮問に対し都道
府県開拓審議会から国が買収することが適當である旨の答
申があつたとき)は、その土地等につき左に掲げる事項を
記載した買収令書を作成し、これをその土地等の所有者に、
その謄本を市町村農業委員会に交付しなければならない。

- 一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木
についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物につ
いてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種
類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供
託する場合には、その旨)
六 その他必要な事項

を除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対
価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領す
ることができない場合

二 対価の支払を受けるべき者を確知することができない
場合

三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合
(効果)

第五十二條 国が買収令書に記載された買収の期日までに対
価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その買収の
目的となつた第四十四條第一項第一号若しくは第三号の土
地の所有権、同項第四号の立木若しくは工作物の所有権又
は同項第五号の権利は、国が取得し、同項第二号の権利は、
消滅する。

2 前項の規定により国が第四十四條第一項第一号若しくは
第三号の土地又は同項第四号の立木若しくは工作物の所有
権を取得したときは、その土地、立木又は工作物に関する
所有権以外の権利は、その時に消滅する。

3 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を

2 都道府県知事は、前項の規定により買収令書を作成する
場合において、買収すべき土地等の上に先取特権、質権又
は抵当権があるときは、その権利を有する者に対し、省令
で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に
都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならない。
この場合には、買収令書及びその謄本の交付は、その
期間経過後にしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による買収令書の交付を
することができないときは、その内容を公示して交付に代
えることができる。

4 市町村農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたと
きは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の
日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧
に供しなければならない。

(対価)

第五十一條 前条第一項第四号の対価は、政令で定めるとこ
ろにより算出した額とする。

2 買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権があ
る場合には、その権利を有する者から前条第二項の期間内
に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたとき

有する者は、前条第二項若しくは第三項の規定により供託
された対価に対してその権利を行うことができる。

4 国が買収令書に記載された買収の期日までに対価の支払
又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

5 第十三條第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用
する。

(補償金の交付)

第五十三條 国は、前条第二項の規定により消滅した権利
(先取特権、質権及び抵当権を除く。)でその土地等に係る
第四十八條第一項の公示の時に存したものをその権利の消
滅の時に有していた者に対し、政令で定めるところにより
算出した額の補償金を交付する。

2 前項の規定による補償金の交付の手續は、省令で定め
る。

(電線路施設用地の特例)

第五十四條 第五十二條第一項の規定により国が取得した土
地につきその取得の時に公益事業令(昭和二十五年政令第
三百四十三号)による電気事業者又は同令附則第三項の規
定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第
六十一号)第三十條第二項の事業を営む者(以下「電気事

業者」と総称する。)のために電線路の施設(電線の支持物を除く。以下この条で同様とする。)を目的とする地役権又は電線の支持物の設置を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利があるときは、第五十二条第二項の規定にかかわらず、これらの権利は、消滅しない。

2 第五十二条第一項の規定により国が取得した土地が、その取得の時に電気事業者が所有権、地上権、賃借権又は使用貸借による権利に基づき電線路の施設の用に供していたものである場合には、その取得の時に、その電気事業者のためその電線路の施設を目的として、その土地を承役地とし、その電線路に近接する発電所、変電所、開閉所又は電線の支持物の用地でその電気事業者が所有するものを要役地とする地役権が設定されたものとみなす。この場合において、従前の権利に存続期間の定があるときは、地役権の存続期間は、従前の権利の残存期間とする。

3 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする
4 第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、その承役地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得した者にこれをもつて対抗する

ことができる。

5 第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の時にその要役地が抵当権の目的である工場財団、鉄道財団又は軌道財団に属しているときは、その地役権は、その抵当権の目的となるものとする。

(不用物件の収去)

第五十五条 国は、第四十四条の規定により買収した土地又は工作物の上にある物件の所有者又は占有者にその物件を収去すべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、都道府県知事が省令で定める収去令書その物件の所有者又は占有者に交付してしなければならない。

3 第一項の物件で第四十八条第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者は、前項の規定による収去令書の交付があつた場合において、収去後その物件を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、省令で定める手続に従い、国に対し、その買収を請求することができる。

4 第五十条から第五十三条までの規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。この場合において、第五

十条第一項中「第四十八条第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同条第五項の規定による諮問に対し都道府県開拓審議会から国が買収することが適當である旨の答申があつたとき)は、」とあるのは、「第五十五条第三項の規定による請求があつたときは、」と読み替へるものとする。

5 国は、第一項の物件で第四十八条第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者又は占有者が同項の規定による命令に基づく収去によつて損失を受けた場合には、省令で定める手続に従い、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(漁業権の消滅等)

第五十六条 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があり、且つ、国土資源の利用に關する総合的な見地から適當と認められるときは、漁業権若しくは入漁権を消滅させ、又は公有水面の埋立をする権利を買収することができる。

2 前項の規定により権利を消滅させ、又は買収するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

3 第五十条及び第五十一条の規定は、前項の規定による諮問に対し権利を消滅させ、又は買収することが適當である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、漁業権又は入漁権については、これらの規定中「買収」とあるのは「権利消滅」と、「買収令書」とあるのは「権利消滅通知書」と、「対価」とあるのは「補償金」(第五十条第一項第四号及び第五十一条第一項にあつては「補償金額」と読み替へるものとする)。

4 国が権利消滅通知書に記載された漁業権又は入漁権の消滅の期日までに補償金の支払又は供託をしたときは、その期日に、その漁業権(その上にある先取特権及び抵当権を含む。)又は入漁権は、消滅する。

5 前項の規定により消滅する先取特権又は抵当権を有する者は、第三項で準用する第五十一条第二項又は第三項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。

6 国が買収令書に記載された公有水面の埋立をする権利の買収の期日までに対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その権利は、国が取得する。

7 国が権利消滅通知書又は買収令書に記載された権利消滅

の期日又は買収の期日までに補償金又は対価の支払又は供託をしないときは、その権利消滅通知書又は買収令書は、効力を失う。

8 第十三条第四項の規定は、第四項及び前二項の場合に準用する。

(使用)

第五十七條 国は、自作農の創設又はその経営の安定を目的とする農地の造成のための建設工事をする場合において、事務所、作業所、飯場、軌道等の用地として使用することが必要な土地又は井戸、えん堤等の施設で他の土地又は施設をもつて代えることが著しく困難なものがその附近にあるときは、これを使用することができる。

2 前項の規定により土地又は施設を使用するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

3 第五十条第一項、第三項及び第四項並びに第五十一条第三項の規定は、前項の規定による諮問に対し土地又は施設を使用することが適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、第五十条中「買収令書」とあるのは「使用令書」と、同条第一項中「買収の期間」とある

つた場合に準用する。

(代地の買収)

第五十九條 国は、第四十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、その土地に代るべき土地として売り渡すために必要な近傍の土地(その土地の上にある立木を含む。)を買収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により買収することを相当とする土地があると認めるときは、省令で定めるところにより、その土地を調査しなければならない。

3 第四十七条から第四十九条までの規定は、前項の規定による調査をした場合に準用する。

4 都道府県知事は、前項で準用する第四十八条第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同条第五項の規定による諮問に対し都道府県開拓審議会から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき)は、その土地を買収することについて、農林大臣に対し、その承認を申請しなければならない。

のは「使用権の内容、使用開始の期日及び使用期間」と読み替えるものとする。

4 使用の対価は、近傍類似の土地又は施設の地代、借賃等を考慮した相当な額とする。

5 都道府県知事が第三項で準用する第五十条の規定により使用令書を交付したときは、その使用開始の期日に、その土地又は施設の使用権を国が取得し、その土地又は施設に関する所有権その他の権利は、その使用権の行使の妨げとなる範囲で使用の期間その行使を停止される。

6 国は、前項の土地又は施設に関する所有権以外の権利を有する者が同項の規定による権利の行使の停止によつて損失を受ける場合には、省令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(被使用者の買収請求)

第五十八條 前条の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上にわたるとき又はその使用によつてその土地若しくは施設を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地又は施設の所有者は、省令で定める手続に従い、国に対し、その買収を請求することができる。

5 第五十条から第五十五条までの規定は、前項の承認があつた場合に準用する。

(承継人に対する効力)

第六十條 第五十条(第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項又は前条第五項)で準用する場合を含む。)の規定による買収令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付及び第五十五条第二項(第五十八条第二項又は前条第五項)で準用する場合を含む。)の規定による収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第二節 売渡

(売り渡すべき土地等)

第六十一條 国は、左に掲げるものを次条から第六十七条までに規定する手続に従い、売り渡すことができる。

一 第四十四条第一項の規定により買収した土地等

二 第五十八条第一項の規定に基く請求により買収した土地又は施設

三 第七十二条の規定により買収した土地等

四 所管換又は所屬替を受けて第七十八条第一項の規定により農林大臣が管理する土地等

五 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により農林大臣が造成した埋立地

(土地配分計画)

第六十二條 前条の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基いて行うものとする。

2 前項の土地配分計画は、政令で定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事が地区ごとに作成する。

3 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、都道府県知事(政令で定める地区については、農林大臣)は、その所在、予定売渡面積を公示しなければならない。

(買受予約申込書の提出)

第六十三條 前条第三項の規定による公示があつた地区内の第六十一条に掲げる土地等を買受ようとする者は、省令で定める買受予約申込書をその者の住所の所在地を管轄する市町村長を経由して、その土地等の属する地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の買受予約申込書は、前条第三項の規定による公示の日から起算して三十日以内に前項の市町村長に制達するように提出しなければならない。

定め、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に達しなければならない。

- 一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 売り渡すべき土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容
- 三 その他省令で定める事項

(売渡通知書)

第六十七條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたところに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その謄本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

- 一 前条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 その土地等の用途
- 三 売渡の期日
- 四 対価
- 五 対価の支払の方法
- 六 その地区における農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期

(売渡予約書の交付)

第六十四條 都道府県知事は、前項の規定により買受予約申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込のあるものの中から都道府県開拓審議会の意見を聞いて適当と認められる者を選定し、その者に省令で定める売渡予約書を交付する。但し、その地区内で農業を営む者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前条の規定により買受予約申込書の提出があつた場合において、都道府県知事が都道府県開拓審議会の意見を聞いてその者に売り渡すことを相当と認めるときは、これらの者に対しても売渡予約書を交付することができる。

(買受の申込)

第六十五條 前条の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置された市町村農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。

(市町村農業委員会の関係書類の進達)

第六十六條 市町村農業委員会は、前条の規定による買受申込書の提出があつたときは、その者に売り渡すべき土地を

七 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第四十条から第四十三条までの規定は、第一項の規定による売渡について準用する。

(一時使用)

第六十八條 第六十四条の規定による売渡予約書の交付を受けた者が、省令で定める手続に従い、都道府県知事に第六十一条に掲げる土地等の使用の申込をした場合において、都道府県知事がこれを相当と認めるときは、国は、同条の規定による売渡をするまでの間、その土地を都道府県知事が定める条件でその者に使用させることができる。

2 前項の規定による土地等の使用は建物を除き、無償とする。但し、その使用に係る土地がその近傍の農地と同程度の生産をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

3 第四十三条の規定は、第一項の規定による使用の対価の徴収について準用する。

(代地の売渡)

第六十九條 第五十九条の規定により買取した土地(その土地の上にある立木を含む。)の同条に掲げる者への売渡は、

都道府県知事がその者に左に掲げる事項を記載した売渡通知書を交付して行う。

- 一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
 - 二 売り渡すべき土地の面積及び所在の場所並びに売り渡すべき立木がある場合には、その樹種及び数量
 - 三 売渡の期日
 - 四 対価
 - 五 対価の支払の方法
 - 六 その他必要な事項
- 2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。
- 3 第一項の規定により売り渡した土地及び立木の対価の支払は、一時払の方法によるものとする。
- 4 第四十条、第四十二条及び第四十三条の規定は、第一項の売渡について準用する。
- 第七十条** 国は、第四十四条の規定により土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、所管換又は所屬替を受けて第七十条第一項の規定により農林大臣が管理する土地(その土地の上にある立木を含む。)を買収した土地に代るべき土地

として売り渡すことができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による売渡について準用する。
(売渡後の検査)
- 第七十一条** 都道府県知事は、第六十一条の規定により売り渡した土地等につき第六十七条第一項第六号の時期到来後、遅滞なく、その状況を検査しなければならない。
- (売り渡した土地等の買戻)
- 第七十二条** 国は、第六十一条の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。
- 一 前条の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなつた場合
 - 二 前条の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなつた場合
 - 三 前条の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合

- 3 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に対し、左に掲げる事項を記載した買収令書を交付して行う。
 - 一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容
- 三 買収の期日
- 四 対価
- 五 対価の支払の方法(第四項で準用する第五十一条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)
- 六 その他必要な事項

- 3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一条の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。
- 4 第五十条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条から第五十五条までの規定は、第一項の規定による買収について準用する。
- (売り渡した土地の効分の制限)

第七十三条 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七条第一項第六号の時期到

- 来後三年を経過する前にその土地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 土地収用法その他の法律によつてその土地等が収用され、又は使用される場合
 - 二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合
 - 三 その他省令で定める場合
- 2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。
 - 3 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

- (農地及び採草放牧地に関する規定の適用除外)
- 第七十四条** 第六十二条の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、第二章第一節(第四条の規定を除く。)及び第二節の規定は、適用しない。
- (開発に関する制限規定の適用除外)

第七十五條 第四十四條第一項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林大臣が所管換又は所屬替を受けた土地及び公有水面埋立法により農林大臣が造成した埋立地の開墾その他開発のためにする行為（これらの土地の売渡後の行為を含む。）については、他の法令中政令で定める制限又は禁止の規定は、適用しない。

第四章 雜則

(登記の特例)

第七十六條 国がこの法律により買収又は売渡をする場合の登記については、政令で特例を定めることができる。

(土地台帳法の適用の特例)

第七十七條 国が第九条、第十四条、第十五条又は第十六条の規定により買収した土地については、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）第四十四条（国有地の適用除外）の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同法を適用する。

2 国がこの法律により土地を買収する場合において、必要があるときは、都道府県知事は、省令で定める手続に従い、土地台帳法第十八条（地種の申告）、第二十六条（申

告）、第四十条（申告義務の継承）又は第四十一条（質権者又は地上権者の申告義務）の規定による申告を土地所有者、質権者又は地上権者に代つてすることができる。

3 国がこの法律により売り渡した土地についての土地台帳法の登録については、省令で特例を定めることができる。

(買収した土地、立木等の管理)

第七十八條 国が第九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第十五条第一項、第四十四条第一項、第五十六条第一項、第五十九条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により買収し、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定に基く申出により買い取り、又は第五十五条第三項若しくは第五十八条第一項の規定に基く請求により買収した土地、立木、工作物及び権利、第五十六条第一項の規定により買収した公有水面埋立に関する権利に基いて造成した埋立地並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、所管換又は所屬替を受けたものは、農林大臣が管理する。

2 農林大臣は、前項の規定による管理の権限の一部を、政

令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

3 第一項の規定により農林大臣が管理する国有財産につき国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項の規定により備えなければならない台帳の取扱については、省令で特例を定めることができる。

4 第一項の規定により農林大臣が管理する土地、立木、工作物及び権利の使用料の徴収については、第四十二条の規定を準用する。

(所屬替の特例)

第七十九條 国有財産法第十四条第一項第六号の規定は、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、土地又は建物の所屬替をする場合には、適用しない。

(売払)

第八十條 農林大臣は、第七十八条第一項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときは、省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所屬替をすることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により売り払い、又は所管換若しくは所屬替をすることができる土地、立木、工作物又は権利が第九条、第十四条又は第四十四条の規定により買収したものであるときは、政令で定める場合を除き、その土地、立木、工作物又は権利を、その買収前の所有者に売り払わなければならない。この場合の売払の対価は、その買収の対価に相当する額（耕地整理組合費、土地区劃整理組合費その他省令で定める費用を国が負担したときは、その額をその買収の対価に加算した額）とする。

(公簿の閲覧等)

第八十一條 国又は都道府県の職員は、登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所について、この法律による買収、買取、使用、消滅請求又は売渡に関し、無償で、必要な簿書を閲覧し、又はその謄本の交付を受けることができる。

(立入調査)

第八十二條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律による買収、使用その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の

物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害関係人から要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の場合には、農林大臣又は都道府県知事は、省令で定める手続に従い、あらかじめ、その土地又は工作物の占有者にこれを知照しなければならぬ。但し、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公示をもつて通知に代えることができる。

4 第一項の規定による立入は、工作物、宅地及びかき、さく等で囲まれた土地に対しては、日出から日没までの間でなければしてはならない。

5 国は、第一項の土地又は工作物の所有者又は占有者が同項の規定による調査、測量又は物件の除去若しくは移転によつて損失を受けた場合には、省令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

6 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

第八十三條 農林大臣は都道府県知事は、この法律を施行す

五 第五十條第一項(第五十五條第四項、第五十六條第三項、第五十七條第三項、第五十八條第二項又は第五十九條第五項で準用する場合を含む。)又は第七十二條第二項の規定による買取令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付

六 第六十七條第一項の規定による売渡通知書の交付

七 第七十三條第一項の規定による許可に関する処分

2 第四條第一項、第五條第一項又は第七十三條第一項の規定による許可に関する処分であつて、鉱業権者、粗鉱権者又は採石業者を相手方とするものに対し不服がある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

(土地の面積)

第八十六條 この法律の適用については、土地の面積は、土地台帳の地積による。但し、土地台帳の地積が著しく事実と相違する場合及び土地台帳の地積がない場合には、実測に基づき、市町村農業委員会(第三章の適用については、都道府県知事)が認定したところによる。

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第八十七條 第八條の規定による公示又は第九條若しくは第十五條の規定による買取をする場合において、その公示又

るため必要があるときは、土地の状況等に関し、都道府県農業委員会又は市町村農業委員会から必要な報告を徴することができる。

(小作地又は小作採草放牧地の状況の縦覧)

第八十四條 市町村農業委員会は、毎年八月一日現在の小作地及び小作採草放牧地の所有状況を記載した書類を作成し、これを九月一日から同月三十日までの間市町村農業委員会の事務所で縦覧に供しなければならない。

(訴願等)

第八十五條 左に掲げる処分(次項に規定するものを除く。)に対し不服がある者は、市町村農業委員会の処分に対しては都道府県知事に、都道府県知事又は農林大臣の処分に対しては農林大臣に、それぞれ訴願することができる。

一 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項又は第二條第一項の規定による許可に関する処分

二 第十一條第一項(第十四條第二項、第十五條第二項及び第十六條第二項で準用する場合を含む。)の規定による買取令書の交付

三 第二十七條の規定による申請に基づく裁定

四 第三十九條第一項の規定による売渡通知書の交付

は買取の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、都道府県知事は、旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)に基づく耕地整理、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十二條第二項で準用する旧耕地整理法の規定による土地区劃整理又は土地改良法に基づく土地改良事業に係る規約によつて、換地処分の発効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることができるものとして指定された土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分の地目、地積、土性等を考慮して指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内容を遅滞なく市町村農業委員会に通知しなければならない。

(公示の方法)

第八十八條 この法律により都道府県知事がする公示は、都道府県の条例の告示と同一の方法により行うものとし、市町村農業委員会がする公示は、市町村農業委員会の事務所に掲示して行うものとする。

(代行)

第八十九條 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特

に必要があると認めるときは、この法律により市町村農業委員会の権限に属させた事項を都道府県知事に処理させることができる。

2 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律により都道府県知事の権限に属させた事項を処理することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により処理を命じたとき又は前項の規定によりみずから処理するときは、その旨を告示しなければならない。

(市町村農業委員会に関する特例)

第九十條 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二條第一項但書の規定により、市町村農業委員会が置かれていない市町村についてのこの法律の適用については、この法律中「市町村農業委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

2 農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村についてのこの法律の適用については、この法律中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農業委員会の区域」と読み替えるものとする。(特別区等の特例)

人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務又は財産に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内で政令で定める。

別表

都道府県	第三條第三項第二号の面積	第三條第四項第二号の面積	第六條第一項第二号の面積	第六條第一項第二号の面積
北海道	一一・〇町	一〇・〇町	四・〇町	一・〇町
青森	四・五	一・二八	一・五	
岩手	三・四	二・三九	一・一	
宮城	三・九	六・三	一・四	
秋田	四・三	一四・〇	一・四	
山形	四・〇	六・六	一・三	

第九十一條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五條第二項(区を設ける市)の市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

第五章 罰則

第九十二條 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項、第二十條第一項(第三十二條で準用する場合を含む。)、第二十三條又は第七十三條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十三條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第四十九條の規定に違反した者
- 二 第八十二條第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の罰金刑を科する。但し、法

福島	三・四	八・四	一・一
茨城	三・七	四・三	一・一
栃木	三・九	四・九	一・二
群馬	二・七	四・四	〇・九
埼玉	二・七	三・三	〇・九
千葉	三・六	三・九	一・一
東京	二・二	二・五	〇・七
神奈川	二・〇	二・六	〇・七
新潟	三・〇	四・二	一・〇
富山	三・〇	四・〇	一・〇
石川	二・七	三・〇	〇・八
福井	二・七	三・〇	〇・九
山梨	二・一	三・三	〇・七
長野	二・六	五・〇	〇・八
岐阜	二・〇	五・七	〇・六

静岡	二・三	二・六	〇・七	
愛知	二・二	二・七	〇・七	
三重	二・二	二・七	〇・七	〇・三
滋賀	二・四	三・〇	〇・七	
京都	二・〇	二・五	〇・六	
大阪	一・九	二・三	〇・六	
兵庫	一・八	三・一	〇・六	
奈良	一・八	二・三	〇・六	
和歌山	一・九	二・二	〇・六	
鳥取	二・三	六・六	〇・八	
島根	二・二	五・七	〇・七	
岡山	二・〇	五・七	〇・七	
広島	一・六	三・八	〇・五	
山口	二・二	三・三	〇・七	
徳島	二・一	二・九	〇・六	

農地法施行法(昭和二十七年七月十五日法律第二百三十号)

(農地調整法等の廃止)

第一條 左に掲げる法令は、廃止する。
一 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)

香川	二・〇	二・三	〇・六	
愛媛	二・二	二・五	〇・七	
高知	一・九	二・八	〇・七	
福岡	二・五	三・一	〇・八	
佐賀	三・〇	四・五	〇・九	
長崎	二・一	三・一	〇・七	
熊本	三・一	七・〇	一・〇	
大分	二・一	六・四	〇・六	
宮崎	二・七	五・〇	〇・九	
鹿児島	二・〇	三・五	〇・七	

二 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)
三 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)

(措置法による買取等の経過規定)

第二條 左に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件で農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の施行の時までに買取又は使用の効力が生じていないものは、なお従前の例により買取し、又は使用するものとする。

一 旧自作農創設特別措置法(以下「措置法」という。)第六條第五項の規定による公告があつた農地買取計画に係る農地

二 措置法第十五條第三項で準用する同法第六條第五項の規定による公告があつた買取計画に係る農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物

三 措置法第三十一條第四項(同法第三十八條第二項で準用する場合を含む。)の規定による公告があつた未墾地買取計画に係る土地、権利、立木又は建物その他の工作物
四 措置法第三十七條第二項で準用する同法第三十一條第四項の規定による公告があつた買取計画に係る土地(そ

農地法施行法(二二〇)

の土地の上にある立木を含む。)

五 措置法第四十條の四第四項の規定による公告があつた牧野買取計画に係る採草放牧地、立木、建物その他の工作物又は措利

2 農地法の施行前に措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條第一項、第三十七條又は第四十條の二の規定により買取し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件及び前項の規定により買取し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買取又は使用に関する効果、対価又は報償金の支払、損失の補償、異議の申立、訴願、訴訟、登記、土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の適用等については、なお従前の例による。

3 農地法の施行前に措置法第二十三條の規定により交換された農地及び農地法の施行前に措置法第二十八條(同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場合を含む。)の規定により政府が買い取つた土地、立木又は建物の登記及び土地台帳法の適用については、なお従前の例による。

(措置法による売渡の経過規定)

第三條 農地法の施行前に措置法第二十条(同法第二十八條第四項若しくは第五項又は第四十一条第二項で準用する場合を含む。)の規定による売渡通知書の交付があつた土地、権利又は立木、工作物その他の物件の売渡に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

2 農地法の施行の際現に措置法第二十九条第一項に規定する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物として国が所有しているもの及び前条第一項第二号の規定により国が買収した農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物は、なお従前の例により売り渡すものとし、その売渡に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等についても、また従前の例による。

(譲渡令による譲渡の経過規定)

第四條 農地法の施行前に旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(以下「譲渡令」という。)第二條第一項の規定による譲渡令書の交付があつた土地物件又は権利の譲渡に関する効果及びその譲渡に伴う同令第三條第三項の支払金の徴収、訴訟、登

記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

(国有農地、採草放牧地等の管理及び売渡)

第五條 農地法の施行の際措置法第四十六条第一項の規定により農林大臣が現に管理している農地及び採草放牧地(第三條、次項及び次條に規定するものを除く。)並びに第二條第一項第一号若しくは第五号又は前条の規定により国が取得した農地及び採草放牧地は、農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、国が同法第九条の規定により買収したものとみなす。

2 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六条第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの及び第二條第一項第五号の規定により国が取得した立木、建物その他の工作物又は権利は、農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、国が同法第十四条の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第四十条の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利(第三條第一項及び次條第一項第三号に規定するものを除く。)

木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利で前号の採草放牧地に係るもの

四 第一号又は第二号に掲げる土地で措置法第四十一条第四項で準用する同法第二十八条の規定により国が買収したつたもの

五 措置法第四十一条第一項第三号の規定による決定があつた土地物件

2 左に掲げる土地(その土地の上にある立木を含む。以下この項で同様とする。)で農地法の施行の際農林大臣が措置法第四十六条第一項の規定により現に管理しているもの及び第二條第一項第四号の規定により国が買収した土地は、農地法第六十九条及び第七十八条の規定の適用については、同法第五十九条の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十七条第一項の規定により買収した土地
二 措置法第四十一条の三第一項の規定により売り渡すべきものと決定された土地

(隣接市町村の指定地域における小作地の所有)

第七條 農地法の施行の際、措置法第三条第一項第一号の規定により、その住所のある市町村の区域に進ずるものとして、隣接する市町村の区域内で指定されている地域におい

二 措置法第四十一条第一項第二号の規定による決定があつた立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利(第三條第一項に規定するものを除く。)

(国有未墾地等の管理及び売渡)

第六條 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六条第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの、第二條第一項第三号の規定により国が取得した土地、権利、立木又は建物その他の工作物及び第四条の規定により国が取得した土地物件(農地及び採草放牧地を除く。)又は権利は、農地法第五十五条、第五十九条、第三章第二節及び第四章の規定の適用については、国が同法第四十四条第一項の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十条第一項、第三十三条第二項(同法第四十条の五第一項で準用する場合を含む。)又は同法第三十六条の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

二 措置法第四十条の二第一項の規定により買収した採草放牧地で同法第四十条の六第一項の規定による指定があつたもの

三 措置法第四十条の二第六項の規定により買収した立

て現に小作地を所有している者は、その小作地のうち農地法第六條第一項第二号に規定する面積からその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積を差し引いた面積をこえないものを、同項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができる。

(措置法による指定の効力)

第八條 農地法の施行の際、措置法第五條第三号の規定により試験研究又は農事指導の目的に供しているものとして現に指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

2 農地法の施行の際現に措置法第五條第四号の規定による都道府県知事の指定を受けている区域内にある小作地は、農地法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

3 農地法の施行の際現に措置法第五條第五号の規定による指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

(調整法により定められた小作料の額の制限)

第二十八條の規定により売り渡した土地、権利又は立木、工作物その他の物件(採草放牧地にあつては、同法第四十條の六第一項の規定により指定されたものに限る。以下この條で同様とする。)及び第三條に規定する土地、権利又は立木、工作物その他の物件は、農地法第七十一條から第七十四條までの規定の適用については、同法第六十一條の規定により売り渡したものとみなす。この場合において、同法第七十一條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後」とあるのは旧自作農創設特別措置法第四十一條第二項で準用する同法第二十條第一項の売渡通知書に記載された売渡の時期から起算して五年を経過した後」と、同法第七十二條第一項但書、第七十三條第一項及び第七十四條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後三年」とあるのは「売渡の時期から起算して八年」と読み替えるものとする。

(措置法等による処分等の効力)

第十三條 第二條から前條までに規定するものを除く外、農地法の施行前に措置法、調整法、譲渡令又はこれらの法令に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、農地法又は同法に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、これらの規定によつてしたものとみなす。

第九條 農地法の施行の際現に農地につき旧農地調整法(以下「調整法」という。)第九條ノ五第一項の規定により定められている小作料の額(その農地につき同法第九條ノ三第一項但書の規定により都道府県知事の許可を受けた小作料の額があるときは、その額)は、農地法第二十一條の規定によりその農地についての小作料の最高額の決定及び公示があるまでは、同條第一項の規定により定められ、同條第二項の規定による公示があつた額とみなす。

(調整法による処分に対する訴願)

第十條 農地法の施行前に調整法によつてした市町村農業委員会の処分に対する訴願については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(未墾地の一時使用)

第十一條 農地法の施行の際現に措置法第四十一條の二の規定による使用をしている者は、農地法第六十四條の規定により売渡予約書の交付を受け、同法第六十八條の規定によりその土地等の使用をしている者とみなす。

(売渡後の未墾地の特例)

第十二條 農地法の施行前に措置法第四十一條第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同條第四項で準用する同法

(支払金の徴収)

第十四條 措置法第十六條(同法第二十九條第二項で準用する場合を含む。)、同法第二十八條(同法第二十九條第二項又は第四十一條第四項で準用する場合を含む。若しくは同法第四十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による土地の売渡又は第三條に規定する土地の売渡を受けた者又はその一般承継人がその売渡を受けた日から十年を経過しない間にその土地を譲渡したときは、その者は、政令で定める場合を除き、その譲渡の日から起算して一箇月以内に左に掲げる算式により算出された額を国に支払わなければならない。この場合において、算式中Pは農地法第十二條第一項(同法第十四條第二項で準用する場合を含む。)(又は同法第五十一條第一項の規定による政令で定めるところ)により算出した額、P'は措置法による売渡の対価、nは売渡を受けた日から譲渡の日までの経過年数(一年に満たない端数は、一年とする。))とする。

$$P - \left\{ P' + \frac{n}{10} (P - P') \right\}$$

2 農地法第四十二條及び第四十三條の規定は、前項の規定による国に対する支払金の徴収について準用する。

3 第一項に規定する売渡を受けた土地について土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地の所有権の交換分合が行われた場合には、次条の規定による改正後の同法第一百条第一項(同法第一百一十一条で準用する場合を含む。)の規定によりその土地に代るべきものと定められた土地又は改正前の同法第一百条第三項(同法第一百一十一条で準用する場合を含む。)の規定により指定された土地をそれぞれ第一項に規定する売渡を受けた土地とみなして同項の規定を適用する。

(土地改良法の一部改正)

第十五條 土地改良法の一部を次のように改正する。
 第三条第四項中「自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十一条の二第二項」を「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十八条第一項」に改める。

第六十五条中「農地調整法」及び「農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)」を「農地法」に改める。

第八十七条第七項中「自作農創設特別措置法第四十一条第一項」を「農地法第六十一条」に改める。
 第一百十條を次のように改める。

(旧自作農創設特別措置法等により売り渡した土地について特例)

第一百十條 農地の所有権の交換分合により所有者が失うべき土地が農地法第三条第二項第六号に規定する土地であるときは、その交換分合によりその所有者が取得すべき土地でこれと地目、地積その他の条件が近似するものをその失うべき土地に代るべきものとして交換分合計画で定めなければならない。

2 前項の場合において、その交換分合計画の定めるところによりこれらの土地について所有権の移転があつたときは、同項及び農地法第三条第二項第六号の規定の適用については、前項の規定により同号に規定する土地に代るべきものとして定められた土地を同号に規定する土地とみなす。

(土地改良法の改正に伴う経過規定)

第十六條 前条の規定による改正前の土地改良法第一百条第三項(同法第一百一十一条で準用する場合を含む。)の規定により指定された土地は、改正後の同法第一百条第一項(同法第一百一十一条で準用する場合を含む。)及び農地法第三条第二項第六号の規定の適用については、同号に規定する土地と

みなす。

(農業委員会法の一部改正)

第十七條 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「農地等」を「農地、採草放牧地又は薪炭林(以下「農地等」という。)」に改める。

第六条第一項第一号を次のように改め、同項第二号を削り、同項第三号中「農地」を「農地等」に改め、同号を第二号とする。

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項

(造林臨時措置法の一部改正)

第十八條 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号を次のように改める。

二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十八條第一項(第五十九條第三項において準用する場合を含む。)の規定により公示されたもの及び同法第六十一条の規定により売り渡されたもの

第二十三條を次のように改める。

(農地法による買収の制限)

第二十三條 造林計画に係る伐採跡地等及び造林地については、農地法第四十四條又は第五十九條の規定による買収をすることができない。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第十九條 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十六号を第十七号とし、第十六号として次の一号を加える。

十六 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十五条第二項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第二項中「森林法第九十一条第三項」の下に「又は農地法第八十五条第二項」を加える。

第四十五條中「農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)」を削る。

(自作農創設特別措置特別会計法の一部改正)

第二十條 自作農創設特別措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を

受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)第三條第三項の規定による政府に対する支払金を「農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第十四條の規定による政府に対する支払金」に、「自作農創設特別措置法に基いて発行する証券」を「旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)に基いて発行した証券」に改める。

(登録税法の一部改正)

第二十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第八号乃至第九号ノ四」を「第八号、第九号」に改め、同条中第八号ノ二から第九号ノ四までを次のように改める。

九 農地法第三十六條、第六十一條、第六十九條、第七十條又ハ第八十條ノ規定ニ依リ国ヨリ売渡ヲ受ケタル土地ノ所有權ノ取得ノ登記

第十九條第十二号を次のように改める。

十二 農林大臣ノ定ムル自作農創設維持資金貸付事業ヲ行フ者ガ其ノ事業ノ為ニ取得スル抵当權ノ取得ノ登記(登録税法の改正に伴う経過規定)

第四章 航空従事者(第二十二條—第三十六條)

第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設(第三十七條—第五十六條)

第六章 航空機の運航(第五十七條—第九十九條)

第七章 航空運送事業等(第一百條—第一百五條)

第八章 外国航空機(第一百二十六條—第一百三十一條)

第九章 雜則(第一百三十二條—第一百三十七條)

第十章 罰則(第一百三十八條—第一百六十二條)

附則

第一章 總則

(一)の法律の目的)

第一條 この法律は、國際民間航空條約の規定並びに同條約の附屬書として採択された標準、方式及び手續に準拠して、航空機の航行の安全を図るための方法を定め、及び航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もつて航空の発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる

航空法 (二三一)

第二十二條 前條の規定による改正前の登録税法第十九條但書、同條第八号ノ二から第九号ノ四まで及び第十二号の規定並びに同條に基く命令の規定は、これらの号に掲げる登記であつて、この法律の施行前における行為を登記原因とするものについては、この法律の施行後もなおその効力を有する。

(罰則の適用)

第二十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この法律は、農地法の施行の日から施行する。

航空法

(昭和二十七年七月十五日)
法律第二百三十一号)

目次

- 第一章 總則(第一條・第二條)
- 第二章 登録(第三條—第九條)
- 第三章 航空機の安全性(第十條—第二十一條)

きる機器をいう。

2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航(航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含み、航空機の操縦の練習を除く。)及び整備又は改造をした航空機について行う第十九條に規定する確認をいう。

3 この法律において「航空従事者」とは、第二十二條第一項の航空従事者技能証明を受けた者をいう。

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、燈光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向つて行う航空機の離陸(離水を含む。以下同じ。)又は着陸(着水を含む。以下同じ。)の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

6 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートルの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル(計器飛行の用に供する着陸帯にあつては六百メートル)の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

7 この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ運輸省令で定める角度を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

8 この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として運輸省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

9 この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺に接続し、外側上方に水平面に対し七分の一の角度を有する平面であつて、水平表面との交線に至るまでのものをいう。

10 この法律において「航空灯火」とは、灯火により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、運輸省令で定めるものをいう。

11 この法律において「航空交通管制区」とは、航空路における地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

12 この法律において「航空交通管制圏」とは、公共の用に

供する飛行場及びその附近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

13 この法律において「有視界飛行状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して運輸省令で定める視界上良好なる気象状態をいう。

14 この法律において「計器飛行状態」とは、有視界飛行状態以外の気象状態をいう。

15 この法律において「計器飛行」とは、航空機外の物象を見て、これに依存することなく、計器にのみ依存して行う飛行をいう。

16 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

17 この法律において「定期航空運送事業」とは、一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

18 この法律において「不定期航空運送事業」とは、定期航空運送事業以外の航空運送事業をいう。

19 この法律において「航空機使用事業」とは、他人の需要

に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業をいう。

第二章 登録

(国籍の取得)

第三條 航空機は、この章で定めるところにより航空庁長官の行う登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

(登録の要件)

第四條 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- 三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
- 四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの
- 五 外国の国籍を有する航空機は、これを登録することができない。

(登録事項)

第五條 登録は、航空機の所有者の申請により航空機登録原簿に左に掲げる事項を記載し、且つ、登録記号を定め、こ

れを航空機登録原簿に記載することによつて行う。

- 一 航空機の型式
- 二 航空機の製造者
- 三 航空機の番号
- 四 航空機の定置場
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 登録の年月日及び登録番号

(登録証明書の交付)

第六條 航空庁長官は、登録をしたときは、申請者に対し、航空機登録証明書を交付しなければならない。

(登録の変更)

第七條 登録を受けた航空機（以下「登録航空機」という。）につき第五条第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、次条第一項の規定により登録のまつ消を申請しなければならない場合を除くの外、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に航空庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 航空庁長官は、前項の届出があつたときは、航空機登録原簿にその変更に係る事項を記載しなければならない。

(登録のまつ消)

第八條 登録航空機の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、登録のまつ消を申請しなければならない。

一 登録航空機が滅失し、又は登録航空機の解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をしたとき。

二 登録航空機の存否が三箇月以上不明になつたとき。

三 登録航空機が第四条の規定により登録することができないものとなつたとき。

2 前項の場合において、登録航空機の所有者が登録のまつ消を申請しないときは、航空庁長官は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3 航空庁長官は、前項の催告をした場合において、登録航空機の所有者が正当な理由がないのに登録のまつ消を申請しないときは、登録をまつ消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

（命令への委任）

第九條 航空機登録原簿の記載、登録の申請の手續、航空機登録證明書の様式並びに交付、再交付及び返納その他の登録

て行う。

第十一條 航空機は、前条第一項の耐空証明を受けたものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

（型式証明）

第十二條 航空庁長官は、申請により、航空機の型式の設計について型式証明を行う。

2 航空庁長官は、前項の申請があつたときは、その申請に係る型式の航空機がその強度、構造及び性能について第十条第四項の基準に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 航空庁長官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商産業大臣の意見をきかなければならない。

第十三條 型式証明を受けた者は、当該型式の航空機の設計の変更をしようとするときは、航空庁長官の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた型式の航空機が同項の基準に

録に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第三章 航空機の安全性

（耐空証明）

第十條 航空庁長官は、申請により、航空機について耐空証明を行う。

2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。

3 耐空証明は、その航空機の用途、速度、最大離陸重量、最大着陸重量、重心位置及び発動機運用限界を指定して行う。

4 航空庁長官は、第一項の申請があつたときは、当該航空機の強度、構造及び性能が、運輸省令で定める安全性を確保するための技術上の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、耐空証明をしなければならない。但し、第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機又は輸入した航空機その他政令で定める航空機にあつては、設計又は生産過程について検査の一部を行わないことができる。

適合しなくなつたときも同様である。

2 航空庁長官は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十条第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

3 前条第四項の規定は、航空庁長官が前項の承認をしようとする場合に準用する。

（耐空証明の有効期間）

第十四條 耐空証明の有効期間は、一年（運輸省令で総飛行時間について定める型式の航空機にあつては、一年を経過する時又は当該総飛行時間の飛行を行った時までのうちいずれか先に到達する時までの期間）とする。

2 航空庁長官は、第十条第四項の検査の結果、当該航空機が前項の期間を経過しない前に第十条第四項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

（耐空証明の失効）

第十五條 登録航空機の耐空証明は、航空機の登録がまつ消された場合には、その効力を失う。
（修理改造検査）

第十六條 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について運輸省令で定める範囲の修理又は改造（次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする修理を除く。）をする場合には、その計画及び実施について航空庁長官の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 航空庁長官は、前項の検査の結果、当該航空機が第十條第四項の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

（予備品証明）

第十七條 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機の用に供するための発動機、プロペラその他運輸省令で定める安全性の確保のため重要な装備品について、航空庁長官の予備品証明を受けることができる。

2 航空庁長官は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品がその強度、構造及び性能について第十條第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない。

3 予備品証明には、運輸省令で定める区分に従い、有効期間を附することができる。

（発動機等の整備）

間を附することができる。

第十八條 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他運輸省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を運輸省令で定める時間をこえて使用する場合には、運輸省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。

（航空機の整備又は改造）

第十九條 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について整備（運輸省令で定める軽微な保守を除く。）又は改造をした場合には、当該航空機が第十條第四項の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十六條第一項の規定により航空庁長官の検査を受けなければならない場合は、この限りでない。

（指定無線通信機器）

第二十條 運輸省令で定める無線通信機器（以下「指定無線通信機器」という。）であつて航空機に装備するものは、航空庁長官の検査を受け、これに合格したものでなければ、使用してはならない。検査を受け、これに合格した後、運

（以下「技能証明書」という。）を交付することによつて行

2 航空庁長官は、当該指定無線通信機器が、運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

（命令への委任）

第二十一條 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十六條第一項の検査、予備品証明及び前条第一項又は第二項の検査の実施細目は、運輸省令で定める。

第四章 航空従事者

（航空従事者技能証明及び航空機乗組員免許）

第二十二條 航空庁長官は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を行う。

2 航空庁長官は、申請により、航空機に乗り組んで航空業務を行おうとする者について、技能証明の外、航空機乗組員免許を行う。

（技能証明書）

第二十三條 技能証明は、申請者に航空従事者技能証明書

（資格）

第二十四條 技能証明は、左に掲げる資格別に行う。

- 定期運送用操縦士
- 上級事業用操縦士
- 事業用操縦士
- 自家用操縦士
- 一等航空士
- 二等航空士
- 航空機関士
- 一等航空通信士
- 二等航空通信士
- 三等航空通信士
- 一等航空整備士
- 二等航空通信士
- 三等航空整備士
- 航空工場整備士

（技能証明の限定）

第二十五條 航空庁長官は、前条の定期運送用操縦士、上級

事業用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は三等航空整備士の資格についての技能証明につき、運輸省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2 航空庁長官は、前項の技能証明につき、運輸省令で定めるところにより、航空機の等級又は型式についての限定をすることができる。

3 航空庁長官は、前条の航空工場整備士の資格についての技能証明につき、運輸省令で定めるところにより、従事することができる業務の種類(機体関係、発動機関係、プロペラ関係、計器関係、又は電気関係の別)についての限定をすることができる。

(申請資格)

第二十六條 技能証明は、第二十四条に掲げる資格別及び前条第一項の規定による航空機の種類別に運輸省令で定める年齢及び飛行経歴その他の経歴を有する者でなければ、申請することができない。

2 一等航空通信士、二等航空通信士又は三等航空通信士の資格についての技能証明は、前項の規定による外、運輸省令で定める電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四

その操縦(航空機に乗り組んで行うその機體及び發動機の取扱を含む。以下同じ。)を行う者及び航空庁長官の許可を受けて、試験飛行等のため新しい種類、等級又は型式の航空機に乗り組んでその運輸を行う者については、適用しない。

(試験の実施)

第二十九條 航空庁長官は、技能証明を行う場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

2 試験は、學科試験及び實地試験とする。

3 學科試験に合格した者でなければ、實地試験を受けることができない。

4 航空庁長官は、外國政府の授與した航空業務の技能に係る資格證書を有する者について技能証明を行う場合には、前三章の規定にかかわらず、運輸省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。

(技能証明の取消等)

第三十條 航空庁長官は、航空従事者が左の各號の一に該當

十條の資格について同法第四十一条の免許を受けた者でなければ、申請することができない。

(欠格事由等)

第二十七條 第三十条第一項の規により技能証明の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者は、技能証明の申請をすることができない。

2 航空庁長官は、第二十九條第一章の試験に關し、不正の行爲があつた者について二年以内の期限に限り技能証明の申請を受理しないことができる。

(業務範圍)

第二十八條 別表の資格の欄に掲げを資格の技能証明(航空機に乗り組んでその運輸を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び航空機乗組員免許)を有する者になければ、同表の業務範圍の欄に掲げる行爲を行つてはならない。

2 第二十五條の規定によりその技能証明について限定をされた航空従事者は、その限定された種類、等級若しくは型式の航空機又は業務の種類についてでなければ、別表の業務範圍の欄に掲げる行爲を行つてはならない。

3 前二項の規定は、運輸省令で定める航空機に乗り組んで

するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く處分に違反したとき。

二 航空従事者としての職務を行うに當り、非行又は重大な過失があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定による處分をしようとするときは、當該處分に係る者に對し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。聴聞に際しては、當該處分に係る者に意見を述べ、及び證據を提出する機會が與えられなければならない。

(航空機乗組員免許)

第三十一條 第二十三條第二項の航空機乗組員免許は、第二十四條に掲げる資格(一等航空整備士、二等航空整備士、三等航空整備士及び航空工場整備士の資格を除く。)別に行う。

2 航空機乗組員免許は、申請者に航空免狀を交付することによつて行う。

第三十二條 航空庁長官は、航空機乗組員免許の申請があつた場合には、申請者が前條第一項の資格別に運輸省令で定める身体検査基準に適合するかどうかを審査し、これに適

合する者については、航空機乗組員免許をしなければならぬ。

第三十三條 航空機乗組員免許の有効期間は、定期運送用操縦士及び上級事業用操縦士の資格に係るものにあつては六箇月、その他の資格に係るものにあつては一年とする。

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四條 事業用操縦士又は家用操縦士の資格についての技能証明を受けた者は、計器飛行の技能について航空庁長官の行う計器飛行証明を受けなければ、運輸省令で定める航空機以外の航空機の計器飛行を行つてはならない。

2 航空機の操縦の教育の技能について、航空庁長官の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士又は家用操縦士の資格に係る技能証明を有しない者に対し、運輸省令で定める航空機の操縦の教育を行つてはならない。

3 第二十六條第一項、第二十七條、第二十九條及び第三十條の規定は、前二項の計器飛行証明又は操縦教育証明について準用する。

(航空機の操縦練習)

第三十五條 第二十八條の規定にかかわらず、航空庁長官の

第三十七條 航空庁長官は、航空機の航行に適する空中の通路を航空路として指定する。

2 前項の航空路の指定は、当該空域の位置及び範囲を告示することによつて行う。

(飛行場又は航空保安施設の設置)

第三十八條 航空庁長官以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 航空庁長官は、飛行場の設置の許可の申請があつたときは、飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他運輸省で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

(申請の審査)

第三十九條 航空庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを

許可を受けた者は、技能証明及び航空機乗組員免許を受けなくても航空機の操縦の練習のために航空機に乗り組んでその操縦を行つてもよい。

2 航空庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、申請者が、航空機の操縦の練習を行うのに必要な能力を有すると認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の許可は、申請者に航空機操縦練習許可書を交付することによつて行う。

4 第三十條及び第六十七條第一項の規定は、第一項の許可を受けた者に準用する。

(命令への委任)

第三十六條 技能証明書、航空免状及び航空機操縦練習許可書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明、航空機乗組員免許、計器飛行証明、操縦教育証明及び前条の許可に関する細目的事項並びに第二十九條第一項の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、運輸省令で定める。

第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設

(航空路の指定)

審査しなければならない。

一 当該飛行場は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が運輸省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該飛行場又は航空保安施設の管理の計画が第四十七條第一項の技術上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該飛行場又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

2 航空庁長官は、飛行場の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該飛行場の設置に關し利害關係を有する者に当該飛行場の設置に關する意見を述べらる機会を与えなければならない。

(公共用飛行場の告示等)

第四十條 航空庁長官は、公共の用に供する飛行場について設置の許可をしたときは、当該飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

(飛行場の工事の完成)

第四十一條 第三十八條第一項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者(以下「飛行場の設置者」という。)は、許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならない。但し、天災その他やむを得ない事由により工事完成の予定期日までに工事を完成することができない場合において航空庁長官の許可を受けたときは、許可に際し航空庁長官の指定する期日までに工事を完成しなければならない。

(完成検査)

第四十二條 飛行場の設置又は第三十八條第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者(以下「航空保安施設の設置者」という。)は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく航空庁長官の検査を受けなければならない。

2 航空庁長官は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、第一項の検査の合格があつたときは、遅滞なく供用開始の期日を定めて、これを航空庁長官に届け出なければならない。

可しなければならない。

3 第一項の供用の休止の許可には、期限を附することができ。

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を再開しようとするときは、航空庁長官の検査を受けなければならない。

5 第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の供用の再開の場合に準用する。

第四十五條 航空保安施設の設置者は、当該航空保安施設の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、少くともその七日前までに航空庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止して航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。

(飛行場又は航空保安施設の告示)

第四十六條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が第四十二條第三項の届出した場合は、航空庁長官は、当該施設の名稱、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき、又は当該施設の供用の休止、再開若しくは廃止が

4 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

(飛行場又は航空保安施設の変更)

第四十三條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は当該施設について運輸省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

2 第三十八條第二項及び第三項、第三十九條、第四十條並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。但し、第三十八條第三項、第三十九條第二項及び第四十條の規定については、飛行場の範圍、進入表面又は轉移表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四條 飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、航空庁長官の認可を受けなければならない。

2 航空庁長官は、前項の許可の申請があつたときは、当該飛行場の供用の休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、これを許可

あつたときも同様である。

(飛行場又は航空保安施設の管理)

第四十七條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、運輸省令で定める技術上の基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 航空庁長官は、前項の飛行場又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(許可の取消)

第四十八條 航空庁長官は、左に掲げる場合には、飛行場又は航空保安施設の設置の許可を取り消すことができる。但し、第二号から第四号までの場合については、航空庁長官が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を前条第一項の技術上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限る。

一 正当の理由がないのに第三十八條第二項の申請書に記

載した工事完成の予定期日(第四十一条但書の規定により許可を受けた場合には、許可に際し指定された期日)までに工事を完成しないとき。

二 第四十二条第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の検査の結果、当該施設が申請書に記載した設置又は変更の計画に適合していないと認めるとき。

三 第四十四条第五項又は第四十五条第二項において準用する第四十二条第一項の検査の結果、当該施設がこれらの申請に係る申請書に記載した計画に適合していないと認めるとき。

四 飛行場又は航空保安施設の管理が前条第一項の技術上の基準に従つて行われていないと認めるとき。

(物件の制限等)

第四十九條 何人も、公共の用に供する飛行場について第四十條(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面又は転移表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

わないととき、又は協議することができないときは、運輸大臣が裁定する。

6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴においては、飛行場の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

第五十條 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更によつて、進入表面又は転移表面の投影面と一致する土地(進入表面又は転移表面からの距離が十メートル未満のものに限る。)について前条第一項の規定による利益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。
2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による利益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供するところが著しく困難となるときは、同条第四項の場合を除き、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

でない。

2 飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面又は転移表面の上に出るに至つた植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 飛行場の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面又は転移表面の上に出るもの(同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面又は転移表面の上に出るに至つたものを含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面又は転移表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調

3 前条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(航空障害燈の設置)

第五十一條 飛行場の設置者は、運輸省令で定めるところにより、水平表面の上に出ている物件に航空障害燈を設置しなければならぬ。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空庁長官は、政令で定めるところにより、前項に規定する物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならぬ。

3 前二項の物件の所有者又は占有者は、飛行場の設置者又は航空庁長官の行う航空障害燈の設置を拒むことができない。

4 第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、運輸省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。

(類似燈火の制限)

第五十二條 何人も、航空燈火の明り、よくな認識を妨げ、又は航空燈火と誤認されるおそれがある燈火(以下「類似燈

火」という。を設置してはならない。

2 航空庁長官は、類似燈火の設置者に対し、期限を定めて当該燈火のしやへいその他航空燈火の認識を妨げず、又は航空燈火と誤認されないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、類似燈火が航空燈火の設置の時に置いて設置されている場合には、同項の措置に要する費用は、当該航空燈火の設置者が負担する。

(汚損行為等の禁止)

第五十三條 何人も、航空保安施設をよこし、損傷し、その他その機能をそこなうおそれのある行為をしてはならない。

(使用料等)

第五十四條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料その他の使用の条件について、特定の使用者に対して、不当な差別的取扱をしてはならない。

2 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の使用料その他の使用の条件を定めるときは、遅滞なく航空庁長官に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

らない。

2 第三十八條第三項、第三十九條第二項、第四十條、第四十六條、第四十九條、第五十條及び第五十一條第一項の規定は、航空庁長官が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。

3 第四十七條第一項、第五十一條第四項(同条第一項の航空障害燈に係るものに限る。)及び第五十四條の規定は、航空庁長官が飛行場又は航空保安施設を管理する場合に準用する。

第六章 航空機の運航

(国籍等の表示)

第五十七條 航空機には、運輸省令で定めるところに従い、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなければならない。これを航空の用に供してはならない。

(航空日誌)

第五十八條 航空機の使用者は、運輸省令で定める様式の航空日誌を備えなければならない。

2 航空機の使用者は、航空機を航空の用に供した場合又は整備し、若しくは改造した場合には、遅滞なく航空日誌に運輸省令で定める事項を記載しなければならない。

い。これを変更したときも同様である。

(飛行場の設置者等の地位の承継)

第五十五條 この法律に基く飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者の地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとする者が航空庁長官の許可を受けなければ、承継しない。

2 第三十九條第一項第四号の規定は、前項の許可をする場合に準用する。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた設置者の地位を承継すべき一人の相続人)は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 前項の相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継したときは、遅滞なくその旨を航空庁長官に届け出なければならない。

(航空庁長官の行う飛行場等の設置又は管理)

第五十六條 航空庁長官は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九條第一項第一号及び第二号の基準に従つてこれを行わなければならない。

(航空機に備え付ける書類)

第五十九條 航空機(運輸省令で定める航空機を除く。)には、左に掲げる書類を備え付けなければならない。これを航空の用に供してはならない。但し、第十一条但書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 航空機登録証明書
- 二 耐空証明書
- 三 航空日誌

(義務無線設備)

第六十條 航空機は、左に掲げる場合には、運輸省令で定める無線設備を設置しなければならない。これを航空の用に供してはならない。

- 一 航空運送事業の用に供する場合(運輸省令で定める場合を除く。)
- 二 航空交通管制区又は航空交通管制圏で、計器飛行状態において飛行を行う場合
- 三 航空庁長官が告示する捜索又は救助が困難な区域を飛行する場合

(救急用具)

第六十一條 運輸省令で定める航空機には、落下さん、救命

胸衣、非常信号燈その他の運輸省令で定める救急用具を装備しなければ、これを航空の用に供してはならない。

(特別の飛行を行う場合の装置)

第六十二條 凍結防止装置、外気温度計、酸素吸入装置、航法計器その他の運輸省令で定める航空の安全のための特別の装置を装備する航空機でなければ、高高度飛行、雲中飛行その他の運輸省令で定める特別の飛行を行つてはならない。

(航空機の燃料)

第六十三條 航空機は、航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行状態の場合若しくは飛行の途中において計器飛行状態において飛行することが予想される場合においては、運輸省令で定める量の燃料を携行しなければ、これを出発させてはならない。

(航空機の灯火)

第六十四條 航空機は、夜間(日没から日出までの間をいふ。以下同じ)において航行し、若しくは水上にてい泊し、又は夜間において使用される飛行場に停留する場合には、運輸省令で定めるところによりこれを灯火で表示しなければならない。

(航空機に乗り組ませなければならぬ者)

第六十五條 航空機には、第二十八條の規定によりこれを操縦することができ航空従事者を乗り組ませなければならぬ。

左の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前項の航空従事者の外、第二十八條の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならぬ。

航空機	業務
左の各号の一に該当する航空機	航空機の操縦
一 構造上、引込式降着装置又はフラップの操作その他航空機の操縦のために二人を要する航空機	
二 旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行状態において飛行するもの	
三 旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの	

前項の規定にかかわらず、同項同表の業務の欄に掲げる業務を他の航空従事者の業務を行う者が行うこととなりその業務に支障を生ずることとならない場合は、同項に規定する航空従事者を乗り組ませなくてもよい。

(航空従事者の携帯する書類)

第六十七條 航空従事者は、その航空業務を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。

航空機乗組員(航空機に乗り組んでその運航に従事する航空従事者をいう。以下同じ)は、その航空業務を行う場合には、技能証明書の外、航空免状を携帯しなければならない。

(乗務割の基準)

第六十八條 航空運送事業を経営する者は、運輸省令で定める基準に従つて作成する乗務割によるものでなければ、その使用する航空機の航空機乗組員を航空機の運行に従事させてはならない。

(最近の飛行経験)

第六十九條 航空機乗組員は、運輸省令で定めるところにより、一定の期間内における一定の飛行経験がないときは、航空運送事業の用に供する航空機の運行に従事し、又は計

航空機	業務
左の各号の一に該当する航空機	航空機に乗り組んで行うその航空機及び機体の取扱(操縦装置の操作を除く)
一 四基以上の発動機を有し、且つ、三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する航空機	
二 構造上、操縦者(航空機の操縦に従事する者をいう。以下同じ)だけでなく発動機及び機体の完全な取扱ができない航空機	

第六十六條 左の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前条の航空従事者の外、第二十八條の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機	業務
第六十條の規定により無線設備(運輸省令で定めるものを除く)を設置しなければならない航空機	上欄に掲げる無線設備の操作
無着陸で五百五十キロメートル以上の区間を飛行する航空機	航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

器飛行、夜間の飛行若しくは第三十四条第二項の操縦の教育を行つてはならない。

(酒精飲料等)

第七十条 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻醉剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運行ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(身体障害)

第七十一条 航空機乗組員は、第三十二条の身体検査基準に適合しなくなつたときは、第三十三条の航空機乗組員免許の有効期間内であっても、その航空業務を行つてはならない。

(機長の路線資格)

第七十二条 定期航空運送事業の用に供する航空機の機長は、路線ごとに運輸省令で定める当該路線における航空機の操縦の経験及び当該路線についての知識を有する者でなければならぬ。

(機長の権限)

第七十三条 機長は、当該航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する。
(危険の場合の措置)

たときを除いて、運輸省令で定めるところにより航空庁長官にその旨を報告しなければならない。

(運輸管理者)

第七十七条 定期航空運送事業の用に供する航空機は、その機長が、第二百一条第一項の定期航空運送事業者の置く運輸管理者の承認を受けなければ、出発し、又はその飛行計画を変更してはならない。

第七十八条 前条の運輸管理者は、航空庁長官の行う運輸管理者技能検定に合格した者でなければならない。

2 運輸管理者技能検定は、申請者が前条の業務を行うために必要な航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う。

3 運輸管理者技能検定は、運輸省令で定める年齢及び航空機の運航に関する経験を有する者でなければ、受けることができない。

4 第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、運輸管理者技能検定に準用する。

5 運輸管理者技能検定の申請手続其の他の実施細目は、運輸省令で定める。
(離着陸の場所)

第七十四条 機長は、航空機又は旅客の危険が生じた場合又は危険が生ずるおそれがあると認める場合は、航空機内にある旅客に対し、避難の方法その他安全のため必要な事項について命令をすることができる。

第七十五条 機長は、航空機の航行中、その航空機に急迫した危険が生じた場合には、旅客の救助及び地上又は水上の人又は物件に対する危険の防止に必要な手段を尽し、且つ旅客其の他の航空機内にある者を去らせた後でなければ、自己の指揮する航空機を去つてはならない。

(報告の義務)

第七十六条 機長は、左に掲げる事故が発生した場合には、運輸省令で定めるところにより航空庁長官にその旨を報告しなければならない。但し、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。

- 一 航空機の墜落、衝突、火災その他の航空機の事故
- 二 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- 三 航空機内にある者の死亡又は行方不明

2 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを知つたときは、無線電信又は無線電話により知つ

第七十九条

航空機(運輸省令で定める航空機を除く。)は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては運輸省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、航空庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、運輸省令で定める航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して運輸省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(巡航高度)

第八十二条 航空機は、地表又は水面から、有視界飛行状態においては九百メートル以上、計器飛行状態においては三百メートル以上の高度で巡航する場合には、運輸省令で定

める高度で飛行しなければならない。

(航空機の衝突予防)

第八十三條 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防するため進路及び速度について運輸省令で定める方法に従い、航行しなければならない。

(編隊飛行)

第八十四條 航空運送事業の用に供する航空機は、航空庁長官の許可を受けなければ、編隊で飛行してはならない。

2 航空機は、編隊で飛行する場合には、その機長は、これを行う前に、編隊の方法、航空機相互間の合図の方法その他運輸省令で定める事項について打合せをしなければならない。

(粗暴な操縦の禁止)

第八十五條 航空機は、運航上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦してはならない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六條 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で運輸省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

(落下さん降下)

第九十條 航空庁長官の許可を受けた者でなければ、航空機から落下さんで降下してはならない。

(曲技飛行)

第九十一條 航空機は、左に掲げる区域以外の区域では運輸省令で定める高さ以上の区域において行う場合であつて、且つ、飛行視程が五キロメートル以上ある場合でなければ、宙返り、横転その他の曲技飛行を行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 人又は家屋の密集している地域の上空

二 航空路

三 航空交通管制圏

(操縦練習の実施)

第九十二條 第三十五条第一項の許可を受けた者は、航空機の操縦の練習を行う場合には、第三十四条第二項の操縦教育証明を受けた者の監督の下に行わなければならない。

(操縦練習等の場所)

第九十三條 前条の航空機の操縦の練習又は航空機の試験のための飛行は、航空交通管制区又は航空交通管制圏におい

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込むてはならない。

(無操縦者航空機)

第八十七條 第六十五条及び第六十六条の規定にかかわらず、操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機は、航空庁長官の許可を受けた場合には、これらの規定に定める航空機乗組員を乗り組ませないで飛行させることができる。

2 航空庁長官は、前項の許可を行う場合において他の航空機に及ぼす危険を予防するため必要があると認めるときは、当該航空機について飛行の方法を限定することができる。

(物件の曳航)

第八十八條 航空機による物件の曳航は、運輸省令で定める安全上の基準に従つて行わなければならない。

(物件の投下)

第八十九條 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて航空庁長官に届け出たときは、この限りでない。

て行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(有視界飛行状態における飛行)

第九十四條 空航機は、有視界飛行状態においては、計器飛行を行つてはならない。

(計器飛行状態における飛行)

第九十五條 航空機は、定期運送用操縦士若しくは上級事業用操縦士の資格の技能証明を有する者又は事業用操縦士若しくは家用操縦士の資格の技能証明を有する者で計器飛行証明を受けたものが操縦するものでなければ、計器飛行状態において飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(航空交通の指示)

第九十六條 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、航空庁長官が航空交通の安全を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従つて航行しなければならない。

(飛行計画及びその承認)

第九十七條 航空機は、計器飛行状態において、航空交通管制圏内の飛行場から出発し、又は航空交通管制区若しくは

航空交通管制圏を飛行しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、航空庁長官に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様である。

2 前項の飛行計画の承認を受けた航空機は、前条の航空庁長官の指示に従うの外、飛行計画に従つて航行しなければならない。但し、通信機の故障があつた場合において運輸省令で定める方法に従つて航行するときは、この限りでない。

3 第一項の飛行計画の承認を受けた航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏において航行している間は、運輸省令で定める方法に従つて航空交通に関する航空庁長官の指示を聴取し、及び航空庁長官に当該航空機の位置、飛行状態その他運輸省令で定める事項を通報しなければならない。

(到着の通知)

第九十八條 前条の飛行計画の承認を受けた航空機の機長は、当該航空機が飛行計画で定めた飛行を終つたときは、遅滞なく航空庁長官にその旨を通知しなければならない。(着陸帯の立入の禁止)

二 当該事業の開始によつて当該路線における航空輸送力が航空輸送需要に対し、著しく供給過剰にならないこと。

三 当該事業が航空保安上適当な事業計画を有するものであること。

四 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 申請者が左に掲げる者に該当するものでないこと。
イ 第四条第一項各号に掲げる者

ロ 定期航空運送事業、不定期航空運送事業又は航空機使用事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

ハ この法律の規定に違反して禁こ以上の刑に処せられたり、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 法人であつて、その役員がロ又はハの一に該当するもの

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、定期航空運送事業の免許をしなければならない。

第九十九條 何人も、みだりに着陸帯に立ち入つてはならない。

第七章 航空運送事業等

(免許)

第一百條 定期航空運送事業を經營しようとする者は、路線ごとに運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする者は、申請書に事業計画(航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する計画をいう。以下同じ)、事業収支見積、運航開始の予定期日その他運輸省令で事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

3 運輸大臣は、申請者に対し、前項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第一百一條 運輸大臣は、前条の免許の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 当該事業の開始が公衆の利用に適應するものであること。

(運航開始前の検査)

第一百二條 第一百條第一項の免許を受けた者(以下「定期航空運送事業者」という。)は、当該免許に係る事業の用に供する航空機その他の施設について航空庁長官の検査を受け、これに合格しなければ、運航を開始してはならない。

2 航空庁長官は、前項の検査の結果、当該施設によつて定期航空運送事業者がこの法律及び事業計画に従う業務を行うことができるか認めるときは、これを合格としなければならない。

(運航開始義務)

第一百三條 定期航空運送事業者は、免許の申請書に記載した期日に運航を開始しなければならない。但し、運輸大臣にあらかじめ届け出た場合においては、当該期日前に運航を開始することを妨げない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項本文の期日に運航を開始することができないときは、運輸大臣は、申請によりその期日を延期することができる。

(運航規程及び整備規程の認可)

第一百四條 定期航空運送事業者は、運輸省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規

程を定め、航空庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 航空庁長官は、前項の運輸規程又は整備規程が運輸省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

(運賃及び料金の認可)

第二百五條 定期航空運送事業者は、旅客及び貨物(郵便物を除く)の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的の経営の下における当該事業の適正な経費に適正の利潤を含めたものの範圍をこえることとならないこと。

二 当該事業の提供するサービスの性質が考慮されているものであること。

三 特定の旅客又は荷主に對し、不当な差別的取扱をするものでないこと。

四 旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難

業計画に定めるところに従わなければならない。

2 運輸大臣は、定期航空運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該定期航空運送事業者に對し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができ

る。

第二百九條 定期航空運送事業者は、事業計画を變更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第一百一条(第一項第五号に係るものを除く)の規定は、前項の認可について準用する。

(運輸に関する協定)

第一百十條 定期航空運送事業者は、他の運送事業者と連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、当該協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第一百一十條 前条第一項の認可を受けて行う正当な行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭

にするおそれがないものであること。

五 他の航空運送事業者との間に、不当な競争をひき起すこととなるおそれがないものであること。

(運送約款の認可)

第一百六條 定期航空運送事業者は、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が定められていること。

(運賃及び料金等の揭示)

第一百七條 定期航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(事業計画)

第一百八條 定期航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事

和二十二年法律第五十四号)の規定は、適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃又は料金を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

(事業改善の命令)

第一百十二條 運輸大臣は、定期航空運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、当該定期航空運送事業者に對し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を變更すること。

二 運賃、料金又は運送約款を變更すること。

三 航空機その他の施設を改善すること。

四 航空事故により支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(名儀の利用、事業の貸渡等)

第一百十三條 定期航空運送事業者は、その名儀を他人に定期航空運送事業のため利用させてはならない。

2 定期航空運送事業者は、事業の貸渡その他いかなる方法をもつてするかを問わず、定期航空運送事業を他人にその名において經營させてはならない。

(事業の譲渡及び譲受)

第百十四條 定期航空運送事業者が当該定期航空運送事業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について運輸大臣の認可を受けたときは、譲渡人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第百一条の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の合併)

第百十五條 定期航空運送事業者たる法人の合併の場合(定期航空運送事業者たる法人と定期航空運送事業を営まない法人が合併する場合において、定期航空運送事業者たる法人が存続するときを除く。)において当該合併について運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、定期航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第百一条の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第百十六條 定期航空運送事業者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定められた事業を承継すべき一人の相続人)は、被相続人たる定期航空運送事業者のこの法律の規定による

地位を承継する。

2 前項の相続人は、被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければならない。経過後は、定期航空運送事業の免許は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても同様である。

3 第百一条の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止)

第百十七條 定期航空運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、当該休止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

3 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

(事業の廃止)

第百十八條 定期航空運送事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第百十九條 運輸大臣は、定期航空運送事業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのにこの章の規定により認可を受けた事項を実施しないとき。

(免許の失効)

第百二十條 定期航空運送事業者が第四条第一項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その者に係る第百条第一項の免許は、効力を失う。

(不定期航空運送事業)

第百二十一條 不定期航空運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 第百条第二項及び第三項並びに第百一条(第一項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

第百二十二條 第百二条、第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百二十条までの規定(第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第

一 号及び第二号の準用に係るものを除く。)は、不定期航空運送事業に準用する。

2 第三十條第二項の規定は、前項において準用する第百九条の規定による事業の停止又は免許の取消の場合に準用する。

(航空機使用事業)

第百二十三條 航空機使用事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 第百条第二項及び第三項並びに第百一条(第一項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

第百二十四條 第百二条、第百八条、第百九条、等百十二条(第二号に係るものを除く。)、第十三条から第百十六条まで(第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第一号及び第二号の準用に係るものを除く。)、第百十八条から第百二十条まで及び第百二十二条第二項の規定は、航空機使用事業に準用する。

2 前条第一項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届けなければならない。

(免許等の条件)

第二百五條 この章に規定する免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、且つ、当該航空運送事業者又は航空機使用事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第八章 外国航空機

(外国航空機の航行)

第二十六條 国際民間航空条約の締約国たる外国(以下単に「締約国」という。)の国籍を有する人又は締約国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機(第二十九條の許可を受けて旅客又は貨物の運送の事業を経営する者(以下「外国人国際航空運送事業者」という。))の当該事業の用に供する航空機を除く。)は、左に掲げる航行を行う場合において、その上空を航行することが危険な区域として運輸省令で定める区域の上空を航行しようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

本邦内の各地間において航空の用に供してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(軍需品輸送の禁止)

第二十八條 外国の国籍を有する航空機は、航空庁長官の許可を受けなければ、第二十六條第一項各号に掲げる航行により運輸省令で定める軍需品を輸送してはならない。

(外国人国際航空運送事業)

第二十九條 第百條第一項及び第二百一十一條第一項の規定にかかわらず、第四條第一項各号に掲げる者は、運輸大臣の許可を受けて、他人の需要に応じ、有償で第二百二十六條第一項各号に掲げる航行(これらの航行と接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。)により旅客又は貨物を運送する事業を経営することができる。

(外国人国内航空運送の禁止)

第三十條 第二百二十七條但書の許可に係る航空機又は外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機は、有償で本邦内の各地間において発着する旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(証明書等の承認)

- 一 本邦外から出発して本邦に到達する航行
- 二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行
- 三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行
- 2 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国以外の外国の国籍を有する人又は締約国以外の外国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機(外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く。)は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、航空庁長官の許可を受けなければならない。
- 3 軍、税関又は警察の業務に用いる航空機は、前二項の規定の適用については、国の使用する航空機とみなす。
- 4 第一項及び第二項の航空機は、第一項各号に掲げる航行を行う場合において航空庁長官の要求があつたときは、遅滞なくその指定する飛行場に着陸しなければならない。

(外国航空機の国内使用)

第二十七條 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外国の国籍を有する人又は外国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機(外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く。)は、

第三十一條

左に掲げる航空機の耐空性及びその航空機の航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国が行つた証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、第十一條、第二十條、第二十八條第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第五十九條、第六十五條から第六十七條まで又は第九十五條の規定の適用については、運輸省令で定めるところにより、第六條の航空機登録証明書、第十條第一項の規定による耐空証明、同條第五項の耐空証明書、第二十條第一項の規定による検査の合格、第二十二條第一項の規定による技能証明若しくは同條第二項の規定による航空機乗組員免許、第二十三條の技能証明書、第三十一條第二項の航空免状又は第三十四條第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

- 一 第二百二十六條第一項各号に換げる航行を行う同項及び同條第二項の航空機
- 二 第二百二十七條但書の許可に係る航空機であつて政令で定めるもの
- 三 外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機

第九章 雜則

(事故調査)

第三十二條

航空庁長官は、第七十六条第一項各号に掲げる事故があつたときは、遅滞なくその原因について調査しなければならない。

2 航空庁長官は、前項の調査のため、事故に係る航空機の使用者若しくは航空機乗組員、事故の救助に当つた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事故の現場に立ち入り、航空機その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(航空運送代理店業等の届出)

第三十三條

航空運送代理店業(航空運送事業者のために航空機による運送の契約の締結の代理を行う事業をいう。以下同じ。)又は航空運送取扱業(自己の名において航空機による運送の取次を行う事業をいう。以下同じ。)を営むようとする者は、運輸省で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

なければならぬ。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 航空運送代理店業又は航空運送取扱業を営む者は、事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(報告徴収及び立入検査)

第三十四條

航空庁長官は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、左の各号に掲げる者に対し、航空機若しくは整備品の整備、改造若しくは製造、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、航空運送代理店業又は航空運送取扱業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は整備品の整備、改造又は製造をする者
- 二 飛行場又は航空保安施設の設置者
- 三 航空従事者
- 四 航空運送事業又は航空機使用事業を営む者
- 五 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 六 航空運送代理店業又は航空運送取扱業を営む者

航空庁長官は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、左の各号に掲げる者に対し、航空機若しくは整備品の整備、改造若しくは製造、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、航空運送代理店業又は航空運送取扱業に関し報告を求めることができる。

五 第二十条第一項の検査を受けようとする者の技能証明を申請する者

八百七十七円
五百円。但し、実地試験に航空機の飛行を行う場合に使用するときには、五百円の使用範囲内では、五百円の使用範囲内で定められた金額に算した額

七 第二十二條第二項の航空機乗組員免許を申請する者

三百円

八 第三十四條第一項の計器飛行証明又は同條第二項の操縦教育証明を申請する者

四百円。但し、実地試験に航空機の飛行を行う場合に使用するときには、四百円の使用範囲内では、四百円の使用範囲内で定められた金額に算した額

九 第三十五條の航空機の操縦の練習の許可を受ける者

百円

十 航空機登録簿に航空機耐空証明書の記録を再交付し、航空機操縦の練習の許可を申請する者

一万九千五百円

十一 飛行場の設置の許可を申請する者

第三百三十五條 左の表の上欄に掲げる者(国を除く。)は、それぞれ、同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

納めなければならない者	金	額
一 第十條第一項の耐空証明を申請する者	八万一千四百円	
二 第十二條第一項の型式証明を申請する者	四万八千四百円	
三 第十六條第一項の修理改造検査を受けようとする者	八千七百円	
四 第十七條第一項の予備品証明を申請する者	一万一千三百円	

七万五千円

十二 飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

三万八千円

十三 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

三万八千円

十四 飛行場について第四十三条第二項の規定により準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

七万五千円

十五 航空保安施設について第四十三条第二項の規定により準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

三万八千円

十六 第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二万八千七百円

十七 第四十五条第二項の規定により準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

一万五千六百円

十八 飛行場について第四十七条第二項の検査を受けようとする者

二万八千七百円

十九 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受けようとする者

一万五千六百円

二十 第七十八条第二項の運輸管理者技能検査を受けようとする者

五百円

(運輸審議会への諮問)

第三百三十六條 運輸大臣は、左に掲げる処分をしようとするときは、運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第五条の運輸審議会にはかり、その決定を尊重してこれを行わなければならない。

- 一 第一百条第一項の規定による定期航空運送事業の免許及び料金の認可
- 二 第一百五条第一項の規定による定期航空運送事業の運賃

覆させ、若しくは覆没させ、又は破壊した者についても前項の例による。

第四百十條 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に処する。

第四百十一條 第三百三十八条及び第三百三十九条第一項の未遂罪は、これを罰する。

第四百十二條 過失により航行の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、若しくは破壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百十三條 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十一条の規定に違反して、耐空証明を受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。
- 二 第十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

- 三 第一百二十二条の規定による定期航空運送事業の運賃又は料金の変更の命令
- 四 第一百十四条第一項の規定による定期航空運送事業の譲渡及び譲受の認可
- 五 第一百五条第一項の規定による定期航空運送事業者たる法人の合併の認可
- 六 第一百十九条の規定による定期航空運送事業の免許の取消又は事業の停止

(訴願)

第三百十七條 この法律の規定による行政官庁の処分不服がある者は、運輸大臣に訴願をすることができる。

第十章 罰則

(航空の危険を生じさせる等の罪)

第三百十八條 飛行場の設備若しくは航空保安施設を損壊し、又はその他の方法で航空の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

第三百十九條 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 前条の罪を犯し、よつて航行中の航空機を墜落させ、転

三 第十条の規定に違反して、同条の規定による確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(無表示等の罪)

第四百四十四條 航空機の使用者が、第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(所定の航従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五條 空航機の使用が左の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定に違反して、同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで、航空機に装備する指定無線通信機器を使用したとき。
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、無線設備を設置しない

十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件の曳航をさせたとき。

十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(飛行場又は航空保安施設の設置等に関する罪)

第四百四十六條 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに飛行場を設置した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。

第四百四十七條 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに航空保安施設を設置した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。

第四百四十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項(第四十三条第二項又は第四十四条

で、航空機を航空の用に供したとき。

六 第六十一条の規定に違反して、救急用具を装備しない

七 第六十二条の規定に違反して、特別の装置を装備しないで、特別の飛行を行ったとき。

八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させないで、航空機を出発させたとき。

九 第六十四条の規定に違反して、航空機を燈火で表示しなかつたとき。

十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。

十一 第六十八条の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

十二 第七十六条第一項但書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に違反して、飛行場又は航空保安施設の供用を開始した者

二 第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けずに飛行場の供用を休止し、又は廃止した者

三 第四十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで航空保安施設の供用を休止し、又は廃止した者

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百四十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行った者

二 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百五十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行又は操縦の教育をした者

二 第四十九条第一項の規定に違反して、建造物、植物を